

(六) 部族間の争闘

上に擧げた實例は部族が相互から出て、或は有利な地位に占據する基本部族から進化せしめられた自然の過程を示してゐる。各移住團は、若し強い言葉で其特色を示すことが出来るるとすれば、最初の間、そして出来るだけ長く、基本部族との關係を持続しつゝ、新たな地域を獲得し且つ保持せんと求めつゝある軍隊的植民の性質を帯びて居るのである。此等の連續的運動によつて、彼等は其共有所領を擴大し、後に至り異種族が自領内に侵入する事を斥けようと努めるのである。同一の母語から出た方言を使用するインディアン部族は、其共有地域が何れほど展開してゐても、概ね其接續領域内に見出されると云ふ事實は注意すべきことである。同一のことは大體に於て言語上結合されてゐる人類諸部族の凡てに就いても言ひ得るのである。それは或る地理的中心點から四方に展開し、生活上の物質並びに新領土の獲得の爲めに熱烈な争闘を續ける種族は、危急の場合に救助を求める爲め、また災厄に會つた際避難する目的で、常に其母國との關係を持続して來たからである。

或る地域を以て過剰人口の漸次的發達に基く移住の最初の地點とするには、其地點が生活資料を充分に供給し得ると云ふ特別の利益を有することを必要條件とした。此等の自然的中心地は北アメリカ

には其數極めて僅少であつた。いま存するのは三つである。第一はコロムビア河の流域(三)であつて玉蜀黍及び他の植物の栽培が行はれる以前に於ては、其供給する生活資料の種類及び分量の點で地球上最も驚く可き地方であつた。第二はスーピリアー、ヒューロン及びミシガンの三湖水の間に介する半島で、之れ實にオージブワ部族の本據であると同時に又他の多くのインディアン部族の搖籃の地であつた。第三はミネソタ州の湖水地帯で、今のダコタ部族の搖籃の地である。以上は北アメリカ大陸中生活資料を供給する自然的中心地であつて、且つ過剰人口の自然的源泉地と稱し得べきもの、凡てである。ミネソタ州はダユタ部族が之を占有するまではアルゴンキン部族領有地域の一部であつたと信ずべき理由がある。玉蜀黍及び他の植物の栽培が這入つて來た時、之が爲め人間を定任せしめ、且つ従前よりも狭小地域で生活せしめ、同時にまた人口を増加せしめる傾向を生じたが、併し當時殆んど全く植物の栽培のみによつて生活して居た最も進歩した部族たる村落インディアンの掌中にアメリカ大陸全體の支配權を移すまでには至らなかつた。然し兎に角園藝術は當時尙ほ未だ未開状態の低位期にあつた主なる部族間にひろまり、彼等の生活状態を著しく改善した。アメリカ大陸發見當時彼等は園藝術の知識を有たない他の諸部族と共に北アメリカの尨大なる地域を占有して居たのであつて、同大陸の人口が漸次充實されつゝあつたのは、全く此等の園藝部族の展開した結果に外ならな

5. コロムビア河

(三) コロムビア河の流域は森林と平原の混成されたものであるから、絶好の狩獵地帯であつた。平原にはパンの根、アマシユなどの植物が夥しく生へてゐた。夏季に入ると、莓類が織んに繁茂した。尤も此等の點に於いては必ずしも他の何れの地方よりも優れて居ると云ふ譯ではなかつた。此地方の特色としたものは、コロムビア河及び海岸地方の他の河川に於ける鮭の殆んど無盡蔵とも云ふべき供給であつた。鮭は數百萬尾の群をなして此等の河川に集まり、季節には極めて容易に、且つ多量に漁獲することが出来た。鮭は開かれ、天日に乾された後、荷造して彼等の村に送られ、一年中の大部分に亘つて部落民の主要なる食料となつた。尙ほ此外に此海岸地方には貝類の漁獲が行はれたが、之は冬季に於ける土人の食物を多量に供給した。此等の集中的利益に加ふるに、四季を通じて氣候が溫和平調で、ほゞテンネシー州又はヴァージニア州のそれと同じであつたのである。それはまだ穀物に關する知識の無い諸部族にとつては實に樂園そのものであつた。

(四) コロムビア河の流域がガノワニアン種族の發祥地であつたことは確實に示し得る。そして此地方から過去の諸時代に移住團が陸續流れ出て、竟には南北兩アメリカに展開するに至つたのである。更らに南大陸は、發見時代に至るまで、此源泉から出でた住民の群によつて充實されるに至つたのである。これらの結論は、物質的原因、インディアン諸部族の相對的社會状態、言語上の關係等より演譯され得るのである。南北千五百マイルを超え、東西も亦一千マイル以上に亘る中央平原の大地域は北アメリカ大陸の太平洋沿岸と大西洋沿岸との自由交通に對して障壁を置くものであつた。夫故、コロムビア河の流域から其發展を開始し、物質的原因の力によつて移住を續けた基本的種族が、フロリダに到達する以前パタゴニアに達したと云ふことは事實らしく思はれるのである。今日まで知られて居る事實は、此コロムビア河流域地方がインディアン諸部族發祥の地であつたことを有力に示して居るのであつて、更に若干の追加的證據は此假説を益々決定的のものとするのである。

玉蜀黍の發見及び栽培は實質的に事態の進行を變更したり、従前に存在した原因の働きを阻止したりする事はなかつたが、兎に角人類生活の改善上一の重要な動因であつたことは事實である。此アメリカ産穀物が何れの地方から初めて産出されたものであるかは不明であるが、植物の繁茂が極めて活潑であり、玉蜀黍が特に實り多く、且つ村落インディアンのも最も古い本據の發見される中央アメリカ熱帯地方が恐らく其原生地であらうと一般に想像されてゐる。そこで、若し玉蜀黍の栽培が果して中央アメリカに始つたものとすれば、之は先づ第一着にメキシコに傳はり、其處からニュー・メキシコ及びミシシッピ河の流域に移り、其所から更に東して大西洋沿岸の諸地方に及んだものである。そして栽培の分量は出發點から此等遠隔の地に赴くに從つて漸次に減少して行つたのである。之は、村落インディアンとは獨立に、更に未開な状態に在る諸部族が何等か新しい生活資料を得ようとする欲望から傳播したのであるが、併しそれはニュー・メキシコを越えてコロムビア河の流域までには及ばなかつたのである。尤も上ミゾリーのミニタリー及びマンダンの二部族、北ミゾリーのレッド・リヴァーに臨んだシアイン部族、カナダに於けるシムコー湖畔のヒューロン部族、ケネベックのアベナキー部族、並びに一般にミシシッピ河、大西洋間の諸部族は何れも當時既に植物の栽培を行つて居たのである。コロムビア河の流域から出でた移住團は彼等の祖先の跡を辿つて先づニュー・メキシコ及びメキシコの村落インディアンに廻り、排斥されて各地に散在する諸部族を壓迫して、パナマ地峡の方へ押しやり、更に該地峡を経て南アメリカに驅逐したのである。此種の驅逐された集團は村落インディアンに依つて發達せしめられた進歩の胚種を携へて行つた。斯かることが度々繰返されて、南アメリカは以上の同地方に棲息して居た種族よりも優秀な種類の住民を授けられるに至つた。而も之は北アメリカをそれに依つて貧しくせしめたのである。其究極

の結果、南アメリカは發達程度に於て、ヤ、劣つた國に於てすら、優秀な地位に到達するに至つたといふのであるが、之は事實らしく思はれる。太陽の子で、互ひに兄と妹、夫と妻とであつたと云ふマンコ・カバク及びママ・オエロに關するペリユーの傳説は若しそれが何物かを示すものと云ひ得るならば、必ずしも北アメリカから直接に渡來したのでないにしても、遠隔の地から移住して來たアメリカ・インディアンの一團が集合生活を行つて、アンデス山脈の蒙昧な諸部族に對し玉蜀黍及び他の植物の栽培を含むより高等な生活上の技術を教へたことを示すものである。極めて純然な自然的な過程に依つて、此傳説は移住民の集團については何も云はずに、唯だ單に其首領と妻の名だけを保有したのである。

部族並びに方言の増加は土蕃相互の絶え間なき争闘を惹起する有力な原因となつた。最も執拗な争闘は、例へばイロコイ部族とアルゴンキン部族、ダコタ部族とイロコイ部族との間に於けるが如く概ね異つた母語を使用する部族間に行はれた。是に反し、大體に於てアルゴンキン、ダコタ兩部族は夫々平和の中に生活した。それでなかつたとすれば、兩者が隣接した地域に占據して居た筈はないのである。最も悪い例外はイロコイ部族であつた。彼等は其近親部族たるエリ、中立國民、ヒューロン及びサスケハリック四部族の種を絶滅せしめんが爲め戦争を續けたのである。同一の母語から出た方言を用ひる部族は、口頭を以て互ひに意志を疎通せしめ、斯く妥協によつて紛争を解決することが出來た。尙ほ、彼等は共通の祖先から出で、ゐるといふ影で、自然的同盟者として互ひに扶け合ふ術を學んだのである。

一地域内に棲息する人間の數は、其地域が供給する生活資料の分量によつて制限された。魚類及獸類が主要な食物であつた時代には、小部族を維持するのに尨大な地域を必要とした。澱粉性食物が魚類食物に代つた後に於いても、一部族の占據する地域は住民の數に比例して甚だ大きなものであつた。ニューヨーク州は其面積が四萬七千平方マイルもあつたが、いつの時代に在つても、イロコイ部族を首めとして、ホドソン河の東岸及びロング・アイランドに於けるアルゴンキン部族、同州の西部地方に於けるエリ及び中立國民兩部族等を含むインディアン種族二萬五千以上を包括したことは曾てなかつたのである。假令氏族制を基礎とした人格的政府と雖も、人民が互ひに相當距離の範圍内に居住しない限り、増加し行く人口に應じて、之れを統轄するに足るだけの中央權力を發達せしめることはできなかつたのである。

ニュー・メキシコ、メキシコ及び中央アメリカの村落インディアンの間では、狭小な地域内に於ける人口の増加は到底分裂過程を阻止することが出來なかつた。各部族は常に一の獨立した政治社會をなしてゐた。數部落が同一の河流に臨んで互ひに隣接してゐる所では、住民は概ね共通の祖先から出たものであつて、部族又は聯合の政府の支配下にあつた。ニュー・メキシコだけでも七個の母語が存在し、其各が更に數個の方言となつて使用されて居る。一五四〇—一五四二年のコ罗纳ド(ジャン・フランシ

スコ、ドウ、コロナド、一五〇〇—一五四二)の遠征の際発見された村落の数は多かつたけれども何れも小さかつた。村落はシボラ、テユカヤン、キギラ及びヘメスに各七つ、ティゲックスに十二、其他多數のものが発見されたが、何れも其住民の言語上の關係を示すものであつた(五)。其各群が果して聯合をなして居たかどうかは知ることが出来ない。七個のモキ(コロナド遠征當時のテユカヤン村落)部落は今日では聯合をなして居るさうであるが、恐らく遠征當時に於てもさうであつたらうと思はれる。

以上列舉した實例が示す部族分裂の過程は、數千年の長さに亘つてアメリカ土蕃の間に行はれた所であり、今日まで知られて居る範圍内では、北アメリカだけでも四十以上の母語が發達し、此等の各は更に幾多の方言に分岐して、同數の獨立部族が之れを用ひて居たのである。彼等の嘗めた經驗は恐らくアジア、ヨーロッパ、アフリカ等に於ける諸部族が、それに應當した社會状態のもとにあつた當時嘗めた經驗を繰返したものであらう。

上述の觀察よりして、アメリカ・インディアン部族は甚だ單純であると同時に小規模な組織であることが明白になる。一部族が形成されて、ガノワニア種族の尊敬すべき地位に置かれる迄には、僅か二三百名多くとも二三千名の人々を要するに過ぎなかつたのである。

(七) 部族の特質

さて茲に残る問題はインディアン部族なるもの、職能並びに特質を示す事であるが、之は次の命題の下に論じられる。

- I 領土及び部族名の所有
- II 一方言の専有
- III 氏族の選舉した世襲會長並びに普通會長に職能を附與する權利
- IV 此等の世襲會長及び普通會長を罷免する權利
- V 宗教上の信仰及び崇拜の所有
- VI 會長會議より成る最高政府
- VII 或る場合に於ける部族の首腦會長

一部族の此等數種の特質に關しては、其各に就いて簡單に述べるだけで充分であらう。

(八) 領土及び部族名の所有

彼等の領土は其實際居住の地域及び自部族が漁獵の爲め彷徨する範圍内に在つて、彼等が他の部族の蠶食を防ぎ得る周囲の地帯から成つてゐた。此地域以外に、最も近くに居住する隣接部族が異つた言語を用ひる場合、之と隔て、何れの部族も所有できない廣大な中立地帯があつた。併し彼等が同一の言語を使用する者である場合には、中立地帯は余り廣くなく、其境界線も明瞭に劃されては居なかつた。斯く不完全に限界された國は大きくても小さくても、其部族の領域であり、又かゝる領域として他の部族に依つて認容され、彼等自身も自己の領域として之を防禦したのである。

適當の時期に部族は一の名稱に依つて區別されるが、之れは其普通の性質から判斷して多くの場合熟慮の結果附せられるのではなく、寧ろ偶然的に命名されたものに相違ない。斯くて、セネカ部族は自ら『大丘種族』(ヌンダウ・オノ)と稱し、タスカロラ部族は『肌衣種族』(ダスガオウエオノ)と、シセツトン部族は『沼地村落』(シセトワン)と、オガララ部族は『幕營移動者』(オーガララ)と、オーマツハ部族は『上流種族』(オーマハ)と、アイオワ部族は『鹿に塗れた鼻』(バホチャ)と、ミニタリー部族は『遠來種族』(エナツトガー)と、チエロキイ部族は『大種族』(ワア・ロキイ)と、モヘガン部族は『海岸種族』(モヘクネウク)と、シヨニー部族は『南方民』(サーワン・ワキイ)と、スレーヴ湖畔のインディアン部族は『低地種族』(アチアオン・テイネー)と自ら稱したのである。メキシコの村落イ

ンディアンにあつては、ソチミルコ部族は自ら『花種民族』と稱し、チアルカン部族は『口の種族』と、テバネカン部族は『橋の種族』と、テスキユカン部族一名キユルフワ部族は『不具民族』と、トラスカラ部族は『バンノの民』と稱した。ヨイロツバ人がアメリカ大陸の北部に植民し始めた當時、インディアン諸部族の名稱は普通その部族から直接にではなく、その部族に自分の名稱とは異つた名稱を附した他の部族から間接聞き知られたのである。その結果、或る數部族は今や歴史上彼等に依つて認められなかつた名稱に依つて知られるやうになつた。

(九) 一方言の專有

部族と方言とは實質上同様に範圍を擴張するものであるが、併し之には特殊の事情から生ずる例外がある。斯くて、ダコタの十二集團は今や、其利害並びに組織に於て割然と別れて居るのであるから正しく部族であるが、併し彼等は本來の地域にアメリカ人が侵入して來た爲め、平原地方に驅逐されて、十二集團は互ひに時期尙早に分離せしめられたのである。彼等は従前極めて密接な關係を有してゐたのであつて、ミシシッピ河沿岸のインディアン語を基本的に言語とし、ミヅリー河沿岸に一新らしい方言であるティートン語を形成し始めたのである。二三年前には、チエロキイ部族の總人口

は二萬六千で、今日まで合衆國の領土内に發見されたインディアン部族中同一方言を用ふる最大人口の一部族であつた。然るにデョーディア州の山岳地方に、一の方言として區別し得る程著しくはないが、兎に角言語上に些少の變化が生じた。尙ほ之と同じやうな二三の實例が他にもあるがそれは部族と方言の展開を同一範圍のものたらしめた土蕃時代の一般的原則を打破するものではない。右の實例といふのは即ち、大體に於て今日も尙ほ非園藝的部族で、人口約一萬五千を算し、同一の方言を使用するオージブワ部族及び前にも述べた通り、二つの密接な關係のある方言を使用し、總數約二萬五千を算するダクタ部族等である。此等の數部族は特別に大きい。合衆國及びブリテイシユ・アメリカの領域内の部族人口は、平均二千以下である。

(十) 氏族の選舉した世襲會長並びに普通會長に職能を附與する權利

イロコイ部族間では、會長に選舉された者は會長會議に依つて其職を附與される迄は會長たることが出来なかつた。共通の利益につき權能を揮ふ氏族會議を構成するものは氏族の會長であるから、人に職位を附與する權能を部族會議に保留して置く事は明かに妥當な措置であつた。然しながら聯合が形作られて後は、世襲會長及び普通會長を『起用』する權能は部族會議より聯合會議の手に移された。

一般に諸部族に就いて、職位附與の方法に關する慣習を説明するには、吾々の手に入る資料では不充分である。之れはインディアン諸部族の社會制度を充分に説明し得る前に、更に立ち入つた研究を必要とする幾多の問題の一である。世襲會長並びに普通會長の職は、メキシコ以北の諸部族間にあつては、一般に選舉に依るを常としたが、尙ほアメリカ大陸の他の諸地方に關しても、此規定が普遍的であつたことについて如何なる疑點も無い程有力な證據が擧つて居るのである。

デラウエーア部族間にあつては、各氏族毎に一名の世襲會長(sakima)があつて、其職は該氏族に於て世襲されるものであつたが、外に二名の普通會長並びに二名の軍務會長があり—三氏族中に十五名の會長が居る譯である—此等の者が謂ゆる部族會議を組織したのである。オージブワ部族に於ては普通或る一氏族の成員が各植民地を支配してゐた。各氏族は氏族中に世襲的な職位を持つた世襲會長と數名の普通會長と有して居た。同一氏族に屬する多數の成員が一地方に棲息する處では、必ず同様な組織を有してゐる事が見出されるのである。會長の數に關しては何等規定された制限は無かつた。多くのインディアン部族間には、世襲會長及び普通會長の選舉及び職位の附與に關しては多數の習慣が、曾て蒐集されたことはないが、確かに存在してゐたのである。此等の慣習に關する知識は貴重なものである。イロコイ部族の世襲會長及び普通會長の『起用』方法に關する説明は次章に譲る。

(十一) 此等の世襲會長及び普通會長を罷免する權利

此權利は最初、世襲又は普通會長の屬する氏族の有する所であつた。併し部族會議も同一權利を有し、該氏族とは全く獨立に、否其意志に反してまでも、自由の行爲に出ることが出来た。野蠻状態に於ても、また未開状態の低位期並びに中位期に於ても、會長の職は終身であるか、又は本人が善行を爲して居る間だけに限られてゐた。當時の人類は選舉による職位を一定年限の任期に制限することを知らなかつた。夫故、自治の原則を維持する爲めに、此罷免の權利が益々肝要なものとなつたのである。此權利は氏族並びに部族の主權——當時極めて漠然と解されて居るに過ぎなかつたが、それにも拘らず一の實在であつた至權——を不斷に維持するものであつた。

(十二) 宗教上の信仰及び禮拜の所有

未開人の常としてアメリカ・インディアンも亦宗教的の種族であつた。諸部族は年内の一定季節に宗教上の祭典を執行するのであつて、此祭典は禮拜、舞踊及び競技の形式を以て行はれた。多くの部族に於ては、『魔術集會』がこれら祭典執行の中心であつた。普通此儀式に對する一般の興味を喪る爲

めに、數週又は數個月前に豫め『魔術集會』を舉行すると云ふことを告示する習慣があつた。土蕃の宗教制度もまた部分的研究が行はれてゐるに過ぎない問題の一つであつて、將來の學者に豊富なる材料を提供するものである。これら部族の宗教上の信仰並びに禮拜の方法を發達せしめる經驗は、實に人類の經驗の一部分をなすものであつて、その事實は比較宗教學の上に重要な地位を占む可きものである。

彼等の宗教制度は多かれ少かれ漠然たる不定のものであつて、素朴な迷信に充ちて居る。地水風火の崇拜は進歩せる部族間に於ける多神教的傾向と相俟つて、主なるインディアン部族の間に跡を辿ることが出来る。例へば、イロコイ部族は、大神、惡魔並びに他の幾多の精靈、靈魂の不滅及び來世等を認めて居た。彼等の概念に依る大神は一個の人體を有つてゐるのであつた。之は雷の精へ、風の精ガオーなる二惡魔、玉蜀黍の精、大豆の精、南瓜の精等の三姉妹神に對しても等しく通用し得ることであつた。そして此等姉妹神は一括して『我等の生命』又は『我等の支持者』と呼ばれた。其他に尙樹木や植物や、奔流等の數種の精があつた。此等の多くの精靈の存在及び彼等の屬性に就いては唯だ靡る氣に想像されたに過ぎない。未開状態の低位期に於ける諸部族間には偶像崇拜と云ふことは知られてゐなかつた。アズテック部族も亦人體神並にそれを象徴する偶像、寺院禮拜の風習等を持つて

居た。彼等の宗教制度に關し詳細を知ることが出来たとすれば、アズテック部族の信仰も亦インディアン部族に共通の信仰から發生したものであることが明白となるであらう(五)。

(五) 十八世紀の終りに近づいた頃、セネカ・イロコイ部族はアレガニー河に臨んだ彼等の村落の一つに一つの偶像を祀り之を圍んで舞踊其他宗教上の儀典を執行した。此事實を私に告げて呉れた故ウキリアム・パーカー氏は投入された此偶像を實際に目撃したさうであるが、それが果して何人を象徴したものであるかは彼れには分らなかつたのである。

舞踊はアメリカ土蕃間にあつては禮拜の一形式で、總ての宗教上の祭典執行の際に於ける儀式の一部を成してゐた。地球上の何處へ行つて見ても、未開種族の間に舞踊が之れ程研究的に發達せしめられた處はないのである。インディアン各部族には必ず十組乃至三十組の無踊があり、各舞踊には一々固有の名稱、歌、樂器、足の踏み方、踊り手の型、及び服裝が備はつて居た。或る種類の舞踊、例へば戰爭舞の如きは總ての部族に共通して居た。特殊の舞踊に至つては氏族に屬する特殊財産か又は之を維持する爲めに組織された會の財産で、此會には屢々新會員が加入するのであつた。ダコタ・クリー、オージブワ、イロコイ並びにニュー・メキシコの部落インディアン等の諸部族の舞踊は、足の踏み方、型、樂器等の一般的特色に於て全く同一であり、正確に知られて居るところでは、アズテック部族の舞踊も亦同様であつた。要するに、舞踊はインディアン諸部族を一貫して一の系統をなし、

且つ信仰及び禮拜の制度と密接な關係を有してゐたのである。

(十三) 會長會議に依る最高政府

部族會議は氏族を以て其自然的根柢となし、氏族の會長等によつて組織されたものである。此會議は必然の要求に應じたもので、氏族社會が存續する間存續するのは確かであつた。氏族が其會長によつて代表されたやうに、部族を代表する者は氏族會長の組織する會長會議であつた。部族會議は其部族全體の上に究極的權威を揮ふ社會制度上の永久的特徴であつた。部族會議は部族の總ての成員に知られてゐる事情の下に召集され、人民環視の中に開催され、且つ凡ゆる演説者に對して開放されるのであるから、人民の支配を受けて行動するのは確かであつた。其形態こそ寡頭政治であるが、此政府は代表的民主政體であり、代表者は終身職として選舉されるのであるが、罷免されることを條件とした。各氏族の成員が悉く同胞であること、及び會議に於ける代表者の職が選舉によつて與へられると云ふ原則は、實に民主主義の胚種であり、根柢であつたのである。民主主義の原則は、人類進歩の初期に於ける他の大なる原則と同様に、發達不完全の謗は免れなかつたが、人類部族の中に極めて古い家系を誇り得るのである。

部族の共通の利益を保護防衛することが會長會議の任務となつた。其部族の繁榮と存在とは一に繫つて人民の智慧と勇氣、並びに此會議の才智と豫見との上に在つたのである。彼等は絶えず他の部族等と争闘して居たのであるから、其間に種々雑多な問題や緊急事態が頻發してゐたので、これに對應し、處置するには以上述ぶる資材の總てを行使する必要があつた。それ故、人民的要素が常に勢力を揮つてゐたことは余儀ないことであつた。一般の原則として、會議は公けの問題に關して意見を陳べたい者には如何なる一人に對しても開放されてゐた、女子ですら自己の選出した演說者の口を通して、その希望並びに意見を表示することを許された。然し之が決議を爲すのは會議その者であつた。イロコイ部族に於ては、滿場一致と云ふことが會議の採るべき行動に關する根本的法則であつたが、此習慣が果して一般的のものであつたかどうかは斷言の限りでない。

軍事的活動は、概ね任意行動の原則に委せられてゐた。理論的に云へば、各部族は平和的協調を締結してゐない他の部族と常に交戦状態にあつたのである。何人と雖も戦隊を組織して、自己の好む方面に遠征を試みる自由を有つて居た。此の場合、彼等は戦争踊を催し、志願兵を募ることによつて、自分の遠征計畫を宣明した。此の方法は實に、右の計畫が果して人民の希望に添ふものであるか否かを實際に試験するものであつた。若し其人が自己の催した舞踊に参加した人々を以て一隊を編成する

ことが出来たならば、彼等は士氣旺盛の間に直ちに征途に上つたのである。一部族が攻撃される虞ある場合には、是に應ずるために、ほゞ同様の方法を以て戦隊が編成された。斯くして募集された兵力が一體に結合された所では、各隊は一人の戦隊長の指揮の下に置かれ、此等軍隊の共同動作は戦隊長等の會議によつて決定せられた。若し彼等の中に日頃名をうたはれてゐる戦争上手の會長があれば、其者は自然總指揮官になつた。以上述べた所は未開状態の低位期に在る諸部族に關したことである。アズテック及トラスカランの二部族は胞族組織をなして戦場に出で、此兩部族が細分された各氏族はそれ自身の戦隊長の指揮を受け、各制服及び軍旗によつて區別された。

インディアンの諸部族、更らに其聯合すらも軍事的活動を爲すには餘りに弱い組織であつた。イロコイ、アズテックの兩部族は其侵略的目的の最も露骨に現はれたものであつた。イロコイ部族を首め總て未開状態の低位期に在つた諸民族間に於いて、最も破壊的な事業を遂行したのは無数の軍隊で、彼等は絶えず編成されては遠隔せる地方に討伐を試みるのであつた。彼等の兵糧は焙つた玉蜀黍を磨いて粉となしたもので、戦士は何れも其軍帯に提げた革囊中に之れを携帯し、尙ほ加ふるに、遠征の途すがら捕獲した魚類及び獵物を以てした。此等戦隊出陣の時及び彼等が歸還した際の公けの歓迎はインディアン部族の生活中的顯著な行事であつた。これらの遠征は會議の裁可を求められなかつた。

また求める必要もなかつたのである。

部族會議は宣戰及び講和の權能と、使節を送迎し又は同盟を結ぶ權能を有してゐた。會議は斯様に單純で、且つ處理する事務の制限されてゐた政府に必要とするあらゆる權能を行使した。獨立部族間の交際は、魔術師及び會長より成る委員によつて行はれた。此種の委員の到着することが豫期される時は、之が歡迎方法並びに折衝事項を議する爲めに會議が召集されるのであつた。

(十四) 或る場合には首腦會長を置くこと

或るインディアン部族にあつては、世襲會長の一人は首腦會長と認められ、階級上他の同僚よりも上位にあるものと見做された。會議の閉會中之を代表すべき部族の主腦者を置く必要が或る程度まであつた。然し此種の主腦者の義務と權能とは微細なものであつた。會議は其權限に於ては最高であつたが、之が開會されてゐるのは稀であり、従つて其部族を代表する權能を有する何人かの一時的行動を必要とするやうな問題が屢々起つたが、彼の採つた行動は其後會議に於て批准されるべきものと規定されて居た。私の知る所では、斯る首腦會長は多くの部族に置かれてあつたが、其權限は極めて薄弱で、到底行政官と云ふ概念を以て律すべき者ではなかつた。昔の著者中には此等首腦會長は國王であ

るとしてゐる者もあるが、之は極めて滑稽なことである。インディアン諸部族は主腦行政官など、云ふ觀念を發展せしめる程進歩した政治知識を有つて居なかつたのである。イロコイ部族は首領會長を認めず、其聯合は行政官と云ふものを認めなかつた。首腦會長が選舉によつて職に就くこと及び彼が罷免されることもあり得ると云ふ此等の二事實は、以て同職の性質如何を決定するに足るのである。インディアン部族の會長會議なるものはそれ自身としては餘り重要なものではないが、近世の議會國會並びに立法部の胚種として人類史上重要な一意義を有するものである。

(十五) 氏族政府の連續的三形態

政府觀念の發達は野蠻時代に於ける氏族組織に始まるのであるが、此發端より文明の域に到達して後の政治的社會の建設に至るまでに累進的發達の三大階梯を經過したことを明かに示して居る。第一階梯は諸氏族によつて選舉された會長會議の下に於ける部族政府である。之は一權の政府、即ち會議の政府と名づけ得る。概して、未開狀態の低位期に在る部族の間に行はれたものである。次に、第二階梯は會長會議並びに一名の軍務司令官を同格の地位に置く政府であつて、會議は文政の職能を代表し、司令官は軍事上の職能を代表したのである。此第二の形態は未開狀態の低位期中部族聯合が形成

せられて以後に現はれ始め、未開状態の中位期に及んで初て確立したものである。此軍務總司令官即ち主腦司令官の職は主腦行政官、國王、皇帝、大統領等の職の胚種であつた。此第二階梯の政府は二權、即ち會長會議並びに司令官の政府と稱すべきである。第三階梯は會長會議、人民公會並びに軍務總司令官の三者の手による人民又は國民の政府であつた。之は未開状態の高位期に到達した諸部族、例へば、ホーマー時代のギリシア人、ロミュラス時代のイタリヤ諸部族の如きもの、間に初めて現はれた。一國民に結合された人民の數が激増し、人民が墻壁を繞らした都市の中に定住し、土地及び家禽、家畜群等の如き富が創造されるに及んで、政治機關としての人民公會なるものが出現したのである。當時尙ほ存續して居た會長會議は、勿論人民からの強壓によつてあるが、議案の採用又は拒否に關する公務中最も重要なものを、新たに出現した此人民會議に引渡す必要を感じた。この公會は自ら種々なる議案を作製するのではなかつた。之を採用するか又は拒否するかを決するのが其職分であり、此行爲を以て其の職分は盡きるのであつた。之が一たび出現するや、忽ちにして政府に於ける恒久的權力となつた。會長會議は最早重要な議案を通過せず、唯だ種々なる公の法令を立案し且つ完成する権限を持つ一の豫考機關たるに過ぎないものとなり、此等の法令に効力を與へ得るものは單り人民公會のみであつた。之は三權、即ち豫考機關たる會長會議、人民公會及司令官の政府と稱さ

れるのである。之れは政治的社會の建設されるまで、例へばアセンヌ人の間に於けるが如く、會長會議が元老院となり、人民公會が定期集會即ち人民集會となるまで存続したのであつた。此二つの組織は近世まで傳はつて議會、國會、立法部等に於ける二院制となつたのである。

さて再び部族論に戻るが、之れは其成員の數は制限され、勢力は弱く、資源には乏しかつたが、それでも完全に組織された一の社會であつたし、いま未開状態の低位期に於ける人類の生活状態を物語るものである。更に未開状態の中位期に入るに及んで、各部族内の人口は可なり増殖し、生活状態も改善されたが、氏族的社會は毫も根本的變化も受けずに存続したのである。政治的社會の形成は進歩程度がまだ低かつた爲めに不可能であつたのである。部族に組織された諸氏族は依然として存続したが、併し聯合組織をなして居た方が多かつたに相違ない。或地域、例へばメキシコ盆地の如きに在つては、より多數の氏族が一の共通政府の下に發達し、同時に生活上の技能に於ても進歩を見たのであるが、彼等の間に氏族的社會を放擲して之に代ふるに政治的社會を以てした證據は一つも存して居ないのである。氏族制を根柢としては政治的社會も或はまた國家も其上に建設することは不可能なのである。國家は人ではなくして、領土を基礎としなければならない、即ち、社會制度の單位たる氏族ではなしに、政治的制度の單位たる都市を基礎としなければならないのである。此の如き制度上の根本

的變革の準備としては長い年月とインディアン諸部族に於ける經驗以上に多大な經驗とを必要とした又ギリシヤ、ローマ兩民族の如き智力を有し、且幾代かに亘る遠い祖先から承け續がれた經驗を有する人間を以てして、初めて今日文明諸國民が其治下に生活しつゝあるやうな政府の新方策を考案し、且つ徐ろに之を採用することが出来たのである。

遞昇的の有機的系列の順序に従つて、我々は次の章では聯合を考察しなければならないが、此聯合内に於ては氏族、胞族、部族等は新たな關係に於て見られるのである。氏族組織なるものが、まだ未開期に在る人類の状態及び要求に如何に良く順應するかは、それによつて更に充分説明せられるのである。

第五章 イロコイ聯合

(一) 自然的に發生せる聯合制

相互の防衛の爲めに聯合を形成せんとする傾向が、近親關係を有し且つ領土の隣接してゐる諸部族間に存在するのは極めて自然である。互ひに結合する利益が現實の經驗によつて感じられるやうになると、最初は聯盟であつた此組織は、徐ろに一の聯合的統一を形成し始めるのである。彼等が絶えず争闘状態の中に生活して居たといふ事實は、既に智力に於ても生活上の技術に於ても聯合と云ふものゝ利益を認め得る程充分に發達した部族の中に、益々此自然の傾向を助長して實行せしめた。之れは數氏族を一部族内に結合せしめた原理を更に擴張して、下位より高位の組織へと進んだに過ぎないのである。

當然期待されたやうに、アメリカ大陸が初めて發見された當時、北アメリカの各地に幾多の聯合が存在して居た。そして此等の聯合中或るものは企畫に於てもまた構造に於ても全く注目に値した。其中に獨立の五部族より成るイロコイ聯合、六部族によつて組織されたクリーク聯合、三部族より成る

オータワ聯合、謂はゆる『七會議爐』のダコタ聯盟、七部落より成るニュー・メキシコのモキ聯合、メキシコ盆地の三部族より成るアズテック聯合等を擧げることが出来る。メキシコ、中央アメリカ及び南アメリカの他の地方に於ける村落インディアンも亦一般に二個又は二個以上の近親部族より成る聯合組織をなして居たものらしいのである。其制度の性質からも、彼等の發達を支配する法則からも必然に此方向に進歩して行く可き筈であつた。併し此の如き材料を、此の如き地理的關係を以て聯合を形成することは困難な事業であつた。村落インディアンは互ひに部落が接近し、且つ各部落の面積も小であつたから、聯合形成の事業を遂行するに最も容易であつたが、尙ほ低位未開期にある諸部族就中イロコイ部族も亦往々にして此事業に成功したのであつた。兎に角、聯合が形成せられた何處の地に於ても、其形成それ自身が住民の智力の優秀であつたことを證據立てるのである。

北アメリカに於けるインディアン聯合中の最高實例はイロコイ聯合及びアズテック聯合の二つである。武斷的民族として優秀であると容認されて居る點及び地理上の利點よりして、イロコイ聯合もアズテック聯合も共に注目すべき結果を生み出した。前者の構造及び原則に關する我々の知識は確定的であり且つ完全であるが、後者に關しては到底満足すべき知識を求め得ない。果してアズテック聯合は單に三血族より成る攻守聯盟に過ぎなかつたか乃至はイロコイ聯合のやうな組織的のものであつた

かは、今だに疑問となつて居るやうな有様で歴史上取扱はれ來つた。然しイロコイ聯合に於て眞であつたところのものは、大體に於てアズテックに就ても恐らく眞であつたらうと思はれるから、一方に關する知識は應て他の一方をも明示することゝなるであらう。

(二) 共通部族並びに共通言語の基礎

聯合が出現する際の事情及び之を形成する上の原則は著しく單純である。即ち聯合は時代の經過するに従つて、既存の要素から自然的に發生するのである。一部族が更に數部族に細分され、此等細分されたものが、それぞれ獨立はして居るが、相隣接する領土を占有するに至つた處では、到る處聯合は此等部族の中に包含されて居る共通氏族と彼等が用ひる方言とを根柢として、更により高等な組織の中に彼等を再結合したのである。氏族中に體現された血族の感情、數氏族の共通苗裔關係、尙又相互に了解し得る彼等の方言等が聯合を組織する爲めの主なる要素をなしたのである。それ故に聯合なるものは氏族を根柢とし、中心とし、母語を其周界としたのである。換言すれば、共通母語から分岐した數方言の境域を踰えて組織されたやうな聯合は一つも無かつたのである。若し此自然的境界を突破したとするならば、異質分子を其組織の中に無理に押込む結果となつたであらう。尤もナツチエス

部族(一)の如き、言語に於て同語族でない部族の末裔が偶々現存の聯合に加入を許されたやうな場合も往々にしてあるが、此例外は以て一般的立言を無効ならしめるには足りない。氏族を以て組織された部族を更に聯合に依つてアメリカ大陸に崛起し、最高の地位まで進むことは、此等の部族が何れも同一の祖先から出たものでない限り、インディアン部族の何れにとつても全く不可能であつた。彼等の母語が既に斯くまで多數に残存して通用されて居ることは、異分子を混へて聯合を組織することが全然失敗に歸した動かすべからざる證據である。氏族又は部族としての同族關係及び言語の共通を基礎とする以外には、平等の條件を以て二部族以上のものが聯合を形成す可き可能的方法は少しも無いのである。

(二) ナツチエヌ部族はフランス人の爲めに討滅されて後クリーク聯合に加入を許された。

茲に一言挾んで置きたいのは、地球上の何れの部分たるを問はず、低位、中位及び高位未開期に於て氏族制度の下にありながら、自然的發達によつて一の王國を形成することは不可能であつたと云ふ事である。私が本論の初めの部分に於いて敢て此言を爲す所以のものは氏族、胞族若くは部族組織をなした古代社會の構造及び原則につき一層綿密なる注意を讀者に拂つて貰ひたいからである。君主國なるものは氏族制度と全然相容れざるものである。君主國は文明時代の晩期に於ける産物である。尤

も高位未開期に在つたギリシア諸部族間にも専制政治が現はれた例は二三あるが、併しそれは篡奪によつたものであり、人民は之を以て不法なるものと見做したのであつて、實際に於て氏族社會の觀念と全く背馳したものであつた。ギリシア部族の暴政は篡奪を根柢とし、後代の王國を發生せしめるに至つた胚種であるが、併し英雄時代の謂はゆる王國は實に軍隊的民主政治に外ならなかつたのである。

(三) ニュー・ヨーク州に於けるイロコイ部族の植民地

イロコイ部族は聯合が巧妙なる法制の援助を受けた自然的發達に依つて形成せられた有様を物語る絶好の實例を示して居る。彼等は元來ミシシッピ河の彼方から來た移民であつて、恐らくダコタ種族から分岐したものであると思はれるが、先づ第一にセント・ローレンス河の流域に進み、モントリール附近に土着したのである。然るに四圍の諸部族から攻撃せられて此地方を撤退せざるべからざるに至り、己むなく更にニュー・ヨーク州の中央地方を目指して移住した。斯くて彼等の人口は極めて僅少であつたので、獨木舟に揖してオンテリオ湖の東岸に沿うて進み、オスウェゴ河の河口に其最初の植民地を開き、彼等の傳説に據れば、餘程長い間此地方に定住したのであつた。當時イロコイ部族は少くとも

三部族、即ちモホーク、オノンダガ、セネカの三に明かに區別されて居た。其後一部族はカナンダイガ湖の湖頭に據を定めてセネカ部族と云ふ獨立の一部族をなし、他の一部族はオノンダガ河の流域に占據してオノンダガ部族となり、更に第三の部族は東方へ移動して、先づウテイカの廢墟に程近いオネイダに落着き、部族中の主要部分は更に其處からモホーク河の流域に移住してモホーク部族なるものをなし、オネイダに残存した者はオネイダ部族となつたのである。尙ほオノンダガ、セネカ兩部族の一部分はカユガ湖の東岸に沿うて移住し、カユガ部族なるものを形成したのである。イロコイ部族が占有せぬ以前のニューヨーク州はアルゴンキン部族の領域の一部であつたらしい。イロコイ部族の傳説に従へば、彼等が漸次ホドソン河の方向に東漸し、ジェネシー河の方面に西漸して其植民地を擴張すると共に、舊來の住民を驅逐して了つたのである。彼等の傳説は尙ほ、彼等がニューヨーク州に其據を定めてより聯合を組織するまでに非常に長い期間を経過し、其間彼等は外敵に對して共通利益を有し、斯くして進んで他を侵略するにも退いて守るにも、聯合の原則が甚だ利益であることを經驗したのでと語つて居る。彼等は村落に住んで居たが、其村落は柵を圍らすのが常であり、魚類及び獵物を食し、且つ小規模ではあるが園藝上の産物をも常食として居た。人口の點から云へば、イロコイ部族は何の時代にも、縦令二萬に達したことがあるにしても、それ以上には決して上らなかつた。生

活の資料を手に入れることの危険及び不斷の争闘は、總べての土蕃部族のみならず、村落インディアンまでも著しく其人口を低減せしめた。當時ニューヨーク州内に蔓延して居た大森林は四圍よりイロコイ部族を包圍し、彼等は之と拮抗する力を持たなかつた。イロコイ部族が初めて發見されたのは一六〇八年であつて、次いで一六五七年彼等の領土が著しく膨脹してニューヨーク、ペンシルヴェニア及びオハイオ州(二)の大部分及びオンテリオ湖以北のカナダ諸地方にまでも其領土とした頃が繁榮の絶頂に達した時であつた。彼等は其の發見された當時知識に於ても、又發達に於ても、ニューヨーク、メキシコ以北に於ける赤人種の最高の代表者であつた。尤も生活上の技能に於てはメキシコ灣部族の一部よりも恐らく劣つて居たかも知れぬが、彼等の精神的天稟に至つては、アメリカ大陸に於ける最高級インディアンの伍班に列すべきものである。其人口は今日餘程減少しては居るが、それでも尙ほ現にニューヨーク州に四千、カナダに約一千、更にアメリカの西部諸州に之れ亦約一千を算するのであつて、未開生活時代に於ける諸技術の効能及永續性が如何に民族の存續上に與つて力があるかを物語つてゐる。彼等は今では徐ろに人口を増加しつゝあるとまで云はれて居るのである。

(11) 一六五一年—一五年の頃イロコイ部族は其親近部族たるエリーをジェネシー及エリー兩河間の地方から驅逐し、其後間もなくナイアガラ河から中立民部族を追拂ひ、斯くしてホドソン河の下流及びロング・アイランドを除き、ニューヨーク州

の殘部を悉く自己の領域に入れたのである。

(四) 聯合の形成

聯合が凡そ一四〇〇——一四五〇年の頃に形作られた當時(三)、前に述べたやうな状態は既に存在したのである。即ちイロコイ部族は獨立の五部族より成り、各々相接壤する領域に占據し、其用ひる數方言は何れも同一の母語から分岐したものであつたから、彼等は能く互ひに了解することが出來たのである。此等の事實の外に尙ほ或る數氏族は前にも述べた通り數部族に共通であり、同一氏族の互ひに分離した部分としての彼等の相互關係に於て、此等共通の氏族は聯合を形作る爲めの自然的にして永續的の根柢をなしたのである。既に此等の要素が備はつて居る以上、聯合の形成と云ふことは單に智力及び熟練如何の問題となつた。尙ほ他の多くの部族も亦聯合組織をなすことなく、アメリカ大陸の各地に於てイロコイ部族と全く同一の關係に立つて居た。イロコイ部族が獨り率先して此聯合形成なる事業を成就した事實は彼等の能力が優秀であつたことを立證するものである。のみならず、聯合なるものはアメリカ土蕃間に於ける組織の最後の階梯であつたが故に、其存在は當然最も理智の發達した部族に對してのみ期待されるべきものであつた。

(三) イロコイ部族は今日でも尙、彼等が初めてヨーロッパ人を見た時代即ち今から百五十年乃至二百年前から聯合組織が存在して居たと主張するが、デギツドクレンク(タスカラ人)の著した歴史中における世襲會長の年代表に據れば、それよりもつと古いとしてある。

(五) 聯合の構成及び原則

聯合は魔術師及び五部族の會長より成る會議によつて形成され、此會議は聯合組織を目的としてシラキユースの古址に近いオノンダガ湖の北岸に於て開かれ、其會期が終るに先だち、聯合組織が完成され、直ちに之を實地に運用することとなつたことはイロコイ部族の確認する所である。世襲會長を起用する爲めの定期會議に依つて彼等は今も尙ほ聯合の發生が長い間の立法的努力の結果であることを證明してゐる。それは恐らく相互防衛を目的とする従前の同盟關係の結果生じたものであつたので彼等は夙に同盟の利點を認め、之を恒久的の制度たらしめようと努力したのである。

此方策を建てた者はハイヨウエントハイと呼ぶ一個の神話的な、少くとも傳說的の人物であると云はれて居る。ハイヨウエントハイは實にロングフェローの名詩中に現はれる人物ハイヤツサのことで此人は聯合の組織を目的とする上述の會議に出席し、且つ聯合運用の衝に當つた中心人物である。彼

が會議に向つて語る場合には、提議された聯合の構造並びに原則を説明する爲めに通譯兼辯士としてダガーノウエダーと呼ぶオノンダガ部族の一人の魔術師を使用した。右の傳説は進んで述べてゐる。聯合形成の事業が完成するや否やハヨウエントハーは白い獨木舟に乗つて忽焉と姿を隠した。丸木舟は天に登り、彼を視界の外に運び去つて了つたと。此傳説に據れば、他の幾多の奇怪事が附隨して起つて此聯合組織を特色あるものたらしめたのであるが、此聯合組織はインディアンの才智から出た一の傑作として今も尙ほ彼等の間に祝はれて居る。實際此組織はインディアンの一傑作であつた。そして將來に於ても氏族制度を發達せしめる上のインディアンの天才を示す一の記念として歴史の上に残ることであらう。尙ほそれは人類種族がまだ低位未開状態にあり、其境遇の結果として、種々な不利不便があつたにも拘らず、統治上の技能に於て如何なる事業を成就し得たかといふことを示すものとして記憶せらるべきものである。

上に述べたハヨウエントハー、ダガーノウエダーの兩人中果してどちらが聯合の眞の創設者であるかを決定するのは頗る困難である。自ら口を利かなかつたハヨウエントハーがイロコイ苗裔に屬する實在人物であつたといふのは如何にもあり得ることであるが(四)、傳説は彼の人物を餘りに超自然的のものゝ中に包んで了つたので、彼は部族中の一成員として彼等の間に地位を失つてしまふのであ

る。若しロングフェローの詩中に於けるハイヤワザが一個の實在人物であるとすれば、通譯のダガーノウエダーは從屬的地位に落ちなければならぬが、若し彼れが聯合組織の際に祈禱に依つて呼び出された神話的人物であるとすれば、聯合制度を立案した功は此ダガーノウエダーに歸すべきである。イロコイ部族の主張する所に依れば、聯合は此會議が其權能と職分と行政方法とを以て形成されたまゝ、内部組織には殆んど何等の變化も加へられずに今日まで傳へられたのである。其後タスカロラ部族が加入を許された際、同部族の世襲會長等は、禮儀上此總會議に同資格のものとして列席を許されたけれども、本來の世襲會長の數は増員せられず、嚴密に云へば、タスカロラの世襲會長は統治體を構成する部分とはならなかつたのである。

(四) 私の一友人にして著名なる言語學者たるホレーシヨ・ヘル氏は此結論に達してゐる。

イロコイ聯合の一般の特徴は之を次の諸項に概説することができる。

- (一) 聯合は平等の基礎の上に建設された一政府の下に、共通の氏族より成る五部族の結合であり地方自治に關する總ての事項に對しては各部族は依然獨立して居た。
- (二) 世襲會長の總會議を新設したが、此等會長の數は制限され、位階及び權限に就ては全く平等で、何れも聯合に關する一切の事項に對し最高權を附與されて居た。

(三) 新たに五十人の世襲會長を設けたが、彼等は永久に數部族中の或る氏族からのみ之を指名し空席を生ずる毎に、其氏族に屬する者に限り之れを補欠する特權を有し、同一氏族に屬する總ての族員の中から選舉した。尙ほ此等の氏族は、相當の理由さへあれば、世襲會長を罷免する權能を持つて居たが、此等の會長に其職を附與する權利は特に總會議に依つて保留された。

(四) 聯合の世襲會長は、同時にそれ／＼自部族の世襲會長をも兼ね、其部族の普通會長と共に各部族會議を組織し、この會議は専ら部族に關する總ての事項に就いて最高權を持つて居た。

(五) 如何なる公けの法令を制定するにも聯合會議の滿場一致が絶對必要條件であつた。

(六) 總會議に於て世襲會長は部族別に投票を行つた。従つて各部族は他の總ての部族に對して反對投票權を有した譯である。

(七) 各部族會議は總會議を召集する權能を有つて居たが、總會議は自らを召集する權能を有たなかつた。

(八) 總會議は公けの問題を討議する爲めには人民中の演說者に開放されてあつたが、最後の決議權は總會議にのみ限られた。

(九) 聯合には主腦行政官、即ち公務上の主腦者と云ふものを置かなかつた。

(一〇) 軍務總指揮官を設ける必要を感じたので、彼等は二重形式の下に此の職を設けた。即ち二名は互ひに相衝突せざることとし、此等新任された二名の軍務會長は其權限に於て全く平等であつた。以下此等の各項を考察し説明しようと思ふのであるが、上に列擧した所と全く一致する形式順序によらずに述べて見たい。

(六) 世襲會長五十名の創設

聯合が組織せられると共に、五十名の恒久的世襲會長が創設且つ任命され、その判當てられた氏族に恒久的に在るものとされた。其當時より今日に至るまで、世襲會長の職は、唯一回占められたのみである二の場合を例外として、時代が變るに従ひそれと同數の人々に依つて交互連續的に滿たされて來た。各世襲會長の名は同時に在職中の各會長の個人名であり、後繼者も亦其前任者の名を襲ふのであつた。此等の世襲會長は會議の會期中聯合會議を形成し、聯合會議には立法、行政並びに司法の三權を附與されてゐた。尤も當時はまだ此等の三權が劃然と區別されて居た譯ではない。世襲會長繼承の際に於ける秩序を確保する爲め、世襲的に此の職に就くべき特權を持つ諸氏族は、世襲會長に空位を生ずる毎にそれ／＼自己の屬する氏族成員中から後任者を選擧する權能を附與されたことは既述の

通りである。尙ほ各世襲會長は自分達の集團を保護する方法として、自分が選舉されて當選が確認された後、聯合會議の手によつて會長の職を附與された。斯くて愈々就任すると、私人としての彼等の名は『取去られ』て、其代りに世襲會長としての名を授與され、爾來其新しい名で通つたのである。又此等の世襲會長は位階、權能及び特權に於て全く平等であつた。

(七) 各部族に割當てられた世襲會長の數

此等の世襲會長は五部族の間に不同に配分されたが、何れか一部族に對して優越權を附與した譯ではなく、又最後に列擧した三部族中の諸氏族の間に不等に配分されたのである。斯くてモホーク部族には九名の世襲會長があり、オネイダにも九名、オノンダガには十四名、カユガには十名、セネカには八名と云ふ割合であつた。此の數は最初に定められたものであつたが、今日に及んでも維持せられてゐるのである。此等世襲會長の表はセネカ方言を以て記されたそれ／＼の名稱と共に附加されており、且つ會議の際の満場一致を容易ならしめる爲め部類分けに従つて排列されてある。次に掲げる註解によつて各名稱の意味及びそれ／＼名稱の歸屬する氏族が分るであらう。

初めて部族聯合が組織されたときに設けられたイロコイ各世襲會長の表及び其形成より今日に至る

まで連續して就任した各世襲會長の帯びた名は次の通りである。

モホーク部族

- (一)一、ダガーエオガエ(一)一、ハロウエントハ(二)三、ダガーノウエダ(三)
- (二)四、ソアエーワリア(四)五、ダヨホゴ(五)六、オアアアゴワ(六)
- (三)七、ダアンノガエネ(七)八、サーダガーエワデー(八)九、ハリスダーウエーセオートハ(九)

オネイダ部族

- (一)一、ホダースハ(一)二、ガノグエヨド(一)三、ダヨハ(一)四、ダエンダ(二)二
 - (二)四、ソノサセ(三)五、トノア(四)六、ハ(一)七、デアードウン(一)五
 - (三)七、ダ(一)八、ガ(一)九、ガ(一)七、ホ(一)八、オ(一)八
- オノンダガ部族

- (一)一、ト(一)二、ト(一)三、ダ(一)四、ガ(一)五、セ(一)六
- (二)四、ガ(一)五、エ(一)六、ア(一)七、ガ(一)八、ヤ(一)九、ツ(一)六、ダ(一)七、セ(一)八、ツ(一)九、グ(一)七、ワ(一)八、エ(一)九
- (三)七、ホ(一)八、エ(一)九、ナ(一)七、ト(一)三

(四)八、ガィワナサンド(二四)九、ハィエホ(二五)一〇、ホコネアィネ(二六)一一、サダィクワィセ
【(二七)】

(五)一二、サィゴガハィ(二八)一三、ホサハィホ(二九)一四、スカィノウエンデ(三〇)
カユガ部族

(一)一、ダガィアヨ(三一)二、ダジエノダィウエィオ(三二)三、ガィダィグワィサ(三三)四、ソヨッ
セ(三四)五、ハィデアィスヨネ(三五)

(二)六、ダヨオヨゴ(三六)七、ジヨテホウエィコ(三七)八、デアィワテホ(三八)
(三)九、トダィエホ(三九)一〇、デスガィヘィ(四〇)

セネカ部族

(一)一、ガネオディヨ(四一)二、サィダィガィオヤセ(四二)

(二)三、ガィノギエ(四三)四、サィダィジヨワィ(四四)

(三)五、サィデアノウユス(四五)六、ニスハィネアנט(四六)

(四)七、ガィノゴエダィウィ(四七)八、ドネホガィウエィ(四八)(五)

(五) 以上の名は次の如き意味である、(一)『中立』又は『楯』(二)『梳る』(三)『無盡蔵』(四)『小さい語』(五)『分派點に於

て』(六)『大河に於て』(七)『彼の角を引摺りつゝ』(八)『沈着なる』(九)『鳴物を吊しつゝ』(四)に、第一類の世襲會長は海龜氏族に屬し、第二類の者は狼氏族に、第三類は熊氏族に屬した。

【(一〇)】重荷を負ふ人【(一一)】猫尾絨毛で掩はれた人【(一二)】森林を開拓して【(一三)】長と紐【(一四)】頭痛を病む人【(一五)】自己を嗜む【(一六)】反響の場處【(一七)】地上の軍用棍棒【(一八)】自己を蒸す人。第一類の世襲會長は狼氏族に、第二類のそれは海龜氏族に、第三類は熊氏族に屬した。

【(一九)】係蹄にかゝつた者』、熊氏族(二〇)『張番する』熊氏族。但し此世襲會長及び其前の者は世襲會長として名聲最も噴々であつた氏族たるトドダィホ氏族の世襲的顧問役であつた。(二一)『苦い身體』鵜氏族(二二)海龜氏族(二三)狼氏族、此世襲會長は世襲的に貝殻玉帯の佩用者であつた。(二四)鹿氏族(二五)鹿氏族(二六)海龜氏族(二七)熊氏族(二八)『一瞥を爲しつゝ』鹿氏族(二九)『大きな口』海龜氏族(三〇)『入江を越えて』海龜氏族。

【(三一)】驚かされた人』、鹿氏族(三二)驚氏族(三三)熊氏族(三四)熊氏族(三五)海龜氏族(三六)不明(三七)『甚だ冷たき』、海龜氏族(三六)驚氏族(三九)鵜氏族(四〇)鵜氏族。

【(四一)】美しい湖』海龜氏族(四二)『水平の天』鵜氏族(四三)海龜氏族(四四)『大きな前額』鷹氏族(四五)『助手』熊氏族(四六)『暮れんとする日』鵜氏族(四七)『焼け果てた髪』鵜氏族(四八)『扇開放』狼氏族。

(八) 以上の世襲會長を以て成る聯合會議

此等の世襲會長の職の中二つだけは設置されて以來僅かに一回占められたのみであつた。ハィヨッ

エントハー及びガダノウエダニ氏族は死後には兩者を空位のまゝに置くといふ條件の下に、モホーク部族中の世襲會長の職を占め、名簿上に其名を留むべきことを承諾したのである。彼等は此條件で就任したので、以來今日に至るまで此規定は遵守されたのである。世襲會長に其職を附與する爲めの總ての會議に於ては、彼等を記念して敬意を拂ふために、以上二つの名も他の名稱と共に併せて呼ばれるのである。それ故、總會議は唯だ四十八名の成員のみから成つたのである。

各世襲會長には一名づゝの副會長があり、此副會長は正會長の屬する氏族によつて其成員中から選舉され、正會長は同一の形式及び儀典により就任せしめられた。副會長は「援助者」と名づけられ、如何なる儀式的の場合にも正會長の背後に立ち、其使者として行動し、且つ一般に正會長の指揮命令に服すべき義務を負はされた。正會長が死亡すれば、其職を此援助者に與へ、斯くして正會長の後任者として選舉されることを可能ならしめたのである。尙ほ彼等は比喩的の言葉で、世襲會長に對する此等の援助者を「長舎の支柱」と呼んだ。此長舎とは聯合を象徴したものであつた。

最初の世襲會長に附與された名稱は其後永久に各後任者の名となつた。例へば、セネカ部族の八世襲會長の一人たるガノネオデイヨが死亡すれば、世襲的に此職に就く特權を有する海龜氏族は、直ちに後任者を選擧し、其者が愈々總會議によつて起用せられたとき、儀式の一部として、彼れは自己

の名を棄て、其前任者の名を襲つたのである。尙ほ他の幾多の場合に、私はオノングガ及びセネカ兩保留地に於ける世襲會長の起用を目的とする會議に列席し、上述の儀式を目撃した。今日では昔の聯合制度の面影が残存するのみではあるが、一七七五年頃カナダに移住したモホーク部族を除き、他の諸部族にあつては今尙ほ世襲會長及び副會長を補充して完全な聯合制度を組織して居る。空位が生ずる毎に其地位は直ちに満たされ、新たに世襲會長及び副會長を就任せしむべく總會議が召集されるのである。今日のイロコイ部族は古代の聯合制度の構成及び原則に充分精通して居る。

部族統治の總ての目的について、五部族は互ひに獨立してゐた。彼等の領域は一定の境界線を以つて別たれ、部族的利害も劃然と別れて居た。八名のセネカ世襲會長は之れ亦セネカ部族に屬する他の普通會長と共に一の部族會議を形成し、是によつて自己の部族に關する諸般の行政事務を管掌し、他の諸部族の各に對しては、それゝゝ其特殊の利害に對し同一の支配を行はしめたのである。故に一の組織としての部族は聯合制度を設けた爲に毫も弱められも又は毀損されもしなかつた。各部族は其正當な領域圏内に活氣ある生活を營み、一の包括的共和國内に於ける合衆國の州に類似した觀を呈してゐたのである。イロコイ部族が一七五五年の昔に、彼等自身のものと同様の植民地結合をば我等アメリカ人の祖先に教へた事は實に記憶に値することである。彼等は數個の植民地が共通の利害と共通の

言語とを有することは即ち聯合組織の要素であるといふことを認めたとあつて、其所まで彼等の視界の廣さは及んでゐたのである。

イロコイ諸部族は其權利、特權並びに義務の點に於て、聯合内に全く平等の地位を占めたのであつた。甲又は乙の部族に特に許された如き特殊の免除は必ずしも不平等なる契約を設け若くは不公平なる特權を讓與する意志を表はすものではない。尤も特殊の部族に限り是に優越權を附與すると云ふやうな外觀を呈する基本的規定も無いではなかつた。例へばオノンダガ部族は十四名の世襲會長を有することを許されたに對し、セネカ部族には八名より許さなかつた如きで、世襲會長の數が多い方が少い方よりも會議に於てより、強大なる勢力を揮ふ結果となるのは當然の數であつた。然し此場合之は何等の追加的權力をも附與しなかつた。蓋し、各部族の世襲會長等は一の決議をなすに方つて各平等の發言權を有し、且つ他の部族に對して各一個の反對投票權を有するに過ぎなかつたからである。會議に於ては彼等は部族として賛意を表し、凡て公の法令を制定するには意見が滿場一致の賛成を得ることが必要であつた。オノンダガ部族は『貝殼玉帶の保管者』及び『會議炬火の番人』を勧め、モホーク部族は被征服部族よりの『貢納物受領者』、セネカ部族は『長舎の門衛』をそれゝ勧めた。此等の規定及びそれと類いの諸規定が共同の利益の爲めに設けられたのである。

聯合制度の結合的原則は相互保護に要する聯盟の利益からだけではなく、血族の紐帶なるより深い根柢から生じたのである。聯合制度は一見部族を基礎としたかの觀があるが、本來は氏族を根柢としたのである。それがモホーク部族たると、オネイダ部族たると、オノンダガ部族たると、カユガ部族たると、セネカ部族たるとを論せず、同氏族に屬する總ての人々は同一の共通祖先から出たと去ふ點に於て互ひに兄弟姉妹であり、彼等は全き親愛の情を以て相互にさう認め合つて居たのである。従つて彼等が相會するとき、先づ第一に發生する質問は相互の氏族名であり、次に彼等のそれゝの世襲會長の直接の家系であり、斯くして彼等は概ね、同族關係に關する彼等特有の制度の下に、互ひに如何なる關係に立つて居るかを了解することが出來たのである。三氏族なる狼、熊及び海龜は、五部族に共通であり、此等の三氏族及び他の三氏族は三部族に共通であつた。實際狼氏族の如き、其基本的部族が五氏族に細分された關係上、現に今日でも五氏族に細分され、五部族の各が何れも其中の一氏族を包含して居ると云ふ次第であるし、熊氏族及び海龜氏族に於ても亦同様であり、鹿、鶴、鷹の三氏族はセネカ、カユガ、オノンダガ三部族に共通であつた。若し各氏族の分離したもの、間に於ては其成員は同一の母語から分岐した相異つた方言を使用してゐても、互ひに同胞關係を存續し、分離すべからざる紐帶を以て相互を結合せしめて居る。従つて狼氏族を祖先とするモホーク部族が彼等と同

一の氏族から分岐したオネイダ、オノンダガ、カユガ、若くはセネカ部族を同胞と認め、他の細分された氏族成員も亦相互に同胞であると認めるとき、其關係は決して一の理想ではなく、同血關係を基礎とし、且つ彼等の方言よりも古く、一の氏族としての彼等の統一と同時代であると云ふ確然たる苗裔關係に對する信念を基礎とした一の事實であつたのである。イロコイ人の考察に據れば、其何づれの部族に屬するを問はず、自分の氏族の各成員は實の兄弟のやうに彼の一親族であつた。相異つた諸部族中の同一氏族の人々の間に存する此交互關係は今も尙ほ保存されてその發生當時と等しい力を以て彼等の間に容認されて居り、古代聯合の斷片が互ひに強く膠着して離れないのも全く之が爲である。それで若し五部族中の何れか一が聯合から脱退したとすれば、縱令甚だ微弱に感ぜられるに過ぎないものにせよ、血族の紐帶を斷つに至るであらう。併し彼等の間に衝突が起つたとすれば、それは例へば狼氏族をして其同血族と相争はしめ、熊氏族と熊氏族とをいがみ合はせ、換言すれば兄弟と兄弟を互ひに争はしめることになるのである。イロコイ部族の歴史は偶々以て血族紐帶の實在と其持續、並に彼等が如何に忠實に此紐帶を尊重したかを物語るものである。聯合制度が存続した長期間、彼等は未だ嘗て紛亂状態に陥つたことも、また其組織を分裂せしめたこともなかつたのである。

(六) 兄弟の子等は互ひに兄弟姉妹であり、其子等も亦同じやうに兄弟姉妹の實係にあり、其次も然りと云ふ風に無限に連

綿として繼續したのであり、姉妹の子等及び子孫も亦其通りであつた。又兄弟と姉妹との間に出來た子等は從兄弟姉妹の關係に立ち、其子等も亦從兄弟、從姉妹であり、以下無限に此關係を續けたのである、斯くて同一氏族の各成員の相互血族關係に關する知識は決して失はれなかつた。

『長舎』なるものは聯合制度の象徴となされ、イロコイ部族の人々は自ら『長舎の民』と稱した。此名稱こそ彼等が他の諸部族と自己を區別したものであり、其唯一の名稱であつた。聯合制度は單一部族の社會よりも更に一層複雑なる氏族社會を出現せしめたが、然も尙ほ依然として明かに一の氏族社會に外ならなかつた。然しながら、國民組織は氏族制度の下に到達さるべきものであるから、聯合制度は一國民を組織する方向への進歩の一階梯であつた。合體は此過程中の最後の階梯である。例へばアゼンスの四部族の如き、同一地域に於ける諸部族の雜居により、又彼等の間の地理的境界線の漸次的消滅により、アテイカに於て合體して茲に一國民を組織するに至つたのである。従つて部族名及び組織は從前の通り充分な力を以て存続したが、此等部族の各は獨立の領域と云ふ根柢を失つて了つたのである。『デイーム』即ち都市制を基礎として政治的社會が初めて建設され、其市區の總住民が氏族又は部族の如何を問はず一の政治體をなすに至つたとき、合體は茲に初めて完成したのである。

ラテン及びサビン兩氏族が合體して一のローマ人民なるものを形作るに至つたのも亦同一過程の結

果であつた。總べての場合を通じて、氏族、胞族及び部族は社會組織の最初の三階梯であり、これに繼ぐ第四階梯として聯合を生じたのであるが、晩期未開時代に於けるギリシア、ラテン兩民族の孰づれの間に於ても此聯合なるものが攻守兩目的を有する一の緩い聯盟以上に出でたとは思はれない。尤も事實が傳説時代の暗黒裡に埋れて居るので、ギリシア、ラテン兩聯合の性質及び其組織の詳細に關する我々の知識は局限され且つ不宗全なるを免れない。合體の過程は氏族社會に於て聯合よりも遅れて起るのが常であるが、之は竟には國民、國家、政治的社會と云ふやうな組織に到達する爲めに缺くべからざる進歩の一階梯となつた。但しイロコイ部族間にあつては、此合體組織は出現しなかつたのである。

中央部族の本據として、將た又會議の炬火が永劫に燃えつゝあると想像された場處としてのオノンダガ盆地は、必ずしも確然決定されてゐた譯ではないが、常に聯合會議の開かれる場處であつた。古代に於ては、此會議は毎年秋季に召集されるのを常としたが、緊急の公務の爲めに往々にしてより頻繁に開かれた。各部族は會議を召集し、且つオノンダガに於ける定例の開會地より他の場處に変更することが望ましい事情の存する場合には、各部族の會議堂に於ける集合の時日並びに場處を指定する権利を持つて居た。但し會議自身は自ら召集する權能を持たなかつた。

元來會議の主要目的は、死亡又は罷免の結果世襲會長の職に空位を生じた場合、後任會長を起用するにあつたが、單にそれのみでなく、共通の福利に關係ある他の總ての公務をも處理したのである。時代を経るに従ひ、部族の人口も増加し、且つ他の諸部族との交際も漸く其範圍を擴大するに及び、聯合會議は、行政、哀悼、宗教の三部類に明かに區別されるに至つた。此三種中、第一の行政會議は宣戰講和を行ひ、使節を派遣迎接し、他の諸部族と條約を締結し、被征服部族に關する事務を處理し、且つ一般の福祉を増進する爲めに必要な總ての手段を講じた。第二の哀悼會議は、世襲會長を起用し以て之に職を附與するを目的としたが、哀悼會議と名づけられた所以は、其空位を補充すべき死亡會長に對して哀悼の意を表することを其議典の第一位に置いたからである。又第三の宗教會議は、一般的宗教上の祭祀を執行する爲めに開かれたが、此宗教會議こそ、宗教上の共通の儀典を遵奉する爲めに、一聯合に屬する總ての部族が一の總會議の主權の下に相會する機會をなした者である。然るに第二の哀悼會議は之と同一儀式の多くに關係を有したが故に、後には哀悼及び宗教兩會議の任務に應ずるに至つた。今日は聯合の行政權は其上に國家の最高權が揮はれることとなつた結果自然消滅に歸したので、彼等部族の間に開かれる會議は此第二種即ち哀悼會議のみとなつた。

(九) 行政會議

讀者に暫らくの辛抱を乞うて置いて、我々は茲に行政會議並びに哀悼會議に於ける事務管掌の方法に關し詳述する必要を感ずる。蓋し氏族制度の下に於ける古代社會の状態を最も手取早く説明し得る方法は之を措いて他に無いからである。

若し茲に外部の一部族が聯合に對して何等かの申込を爲すとすれば、該申込は聯合中の五部族の何れか一通して爲さるべきであつて、其事件は聯合會議に附議するを必要とする程重要なものであるかどうかを決するのは該申込を受けた部族の會議の特權であつた。斯くて此事件は聯合會議に附議すべきものであるとの結論に到達すると、先づ地理上東方及び西方に於て其部族に最も近く隣接する部族に向つて、貝殼玉帶を佩用した一名の使者を派遣するのが例であるが、其帶の中には斯く／＼の場處及び時日に於て、斯く／＼の目的の爲めに行政會議を開くべしとの意味の通知狀が藏められ、それには開會の目的が一々記入されてある。そして此通知に接した部族は更に又地理上自己に近接する他の部族に之を移牒し、斯くして此回章を完全に行渡らしめる義務を負ふ(七)。如何なる會議と雖も、規定通りの形式の下に召集されることなくして開かれた例は無いのである。

(七) 何れの部族が召集しても差支へなかつた行政會議は普通次のやうな有様で召集開會されるのであつた。例へばオノンダガ部族が之を召集したとすれば、何月の何日にオノンダガ會議林に於て集會すべしとの案内狀を藏めた貝殼玉帶を携へた使者を、先づ東方はオネイダ部族に、西方はカユカ部族に派遣し、尙ほ右の招待狀には會議の目的事項も列記してある。斯くすると右の案内をセネカ部族に傳達するのはカユカ部族の義務、モホーク部族に通告するのはオネイダ部族の義務となる。若し其會議が平和の目的の爲めに開かれるとすれば、各世襲會長は平和の象徴たる鷹拍の勳章一束づつを携へて來べきであり、之に反し若し戰爭の目的であれば、其粗朶は戰爭を象徴する赤杉であることを必要とした。

指定の日に數部族の世襲會長は從者を隨へて之に臨み、オノンダガの世襲會長は一定の形式を踏んで黎明に彼等を迎へるのであつた。右の從者等は會長よりも一兩日前に到着して居り、或る距離を隔てた處に野營するのが常であつた。斯くして來會の會長等は別々の行列を作つて野營地を出發し、會議林に行進するのであるが、何れも革の長衣を纏ひ、手には一束の粗朶を携へて、オノンダガ會長が群衆と共に待受けて居る處まで赴くのである。此處に世襲會長の總ては圓形を作り、指名によつて司祭長の役を勤めるオノンダガの一世襲會長は日の出の方を向いて坐を占める。會圖が與へられると、彼等は先づ北例から動き始めつゝ圓形の周圍を行進するのであるが、茲に一言すべきは、圓形の北側の輪縁は『寒い側(オトワガ)、西方の縁は『日の出の側(トカゲ)』、南側は『高い太陽の側(エンディグワ)、又東方に面して輪縁は『日の出の側(トカゲ)』、又西方の縁は『日の出の側(トカゲ)』と呼ばれることである。一列を作り、行列の先發と殿りとが相繼して、圓形に沿ひ行進すること三回の後、先導者は『日の出の側』の處で足を留め、自分の前に粗朶の一束を置き、次いで他の會長等も亦之に倣ひ、北廻りの順で、一人々々自分の前に粗朶を置き、斯くて粗朶を以て一の内圓形を作ることになる。次に各會長は、之れ亦前と同じ順序で、革

衣を地上に横げ、兩脚を組み、粗朶の束を背にして其上に座り、尙ほ彼等の背後にはそれ〴〵其副會長が立つ。暫くして、司祭長は立ち上つて、先づ革囊から二個の乾いた木片と引火奴用の朽木一片とを取出し、之を摩擦して點火させる。斯くして愈々火がおこると、圓形内に歩を進めて、先づ自分の朶束に火を附け、次いで並べてある順席に従つて、他の會長等の朶束にもそれ〴〵火を附ける。練での粗朶が良く點火されたときを見圖らひ、司祭長が再び合圖をすると、他の會長等は立ち上り、矢張以前のやうに北廻りに燃える圓形の周圍を行進すること前後三回、各自は暖かい火氣に自分の體の各部分を焙る爲めに、行進中幾度となく體を轉ずる。之れ即ち彼等が友誼と協力とを以て會議の公務を處理せんが爲めに互ひに愛情を暖めると云ふ意味を表はすのである。次いで彼等は再び各自革衣の上に座り、それが済むと司祭長は再び立ち上つて、平和の烟管に烟草をつめ自分の火を以て之に點火する。斯くて彼は續けさまに三服吸ひ、最初の衣服は天空に向つて烟を吐き、次には地上に吐き、最後の衣服は太陽に向つて吹く。蓋し第一の行動は、過去一年間生命を支持して呉れ、且つ今や此會議に出席することを許されたことに對し大神に感謝する意味であり、第二の行動を以て、彼の生活と營むのに貢献する所の大であつた種々なる地上の産物について母たる地球に感謝の意を表し、第三の行動によつて、絶えず萬物の上を照して未だ嘗て消えたことのない光明について太陽に感謝するのである。此等の言葉は繰返して述べる譯ではないが、行動そのものゝ意味は實に此の如きものであつた。次いで司祭長は其烟管を北廻り右手の最初の一人に渡し、其者は司祭長と同一の儀式を行ひ、更に次の者に其烟管を渡し斯くて燃える圓引に沿うて一周するのであつた。此儀式も亦相互に信用、友誼、名譽等を誓ふ意味であつた。此等の儀式を以つて會議の開會式を終へ、直ちに召集の目的たる公務を協議する準備の成つたことが宣言されるのである。

指定の時日及び及場處に於て諸世襲會長が集合し、定例の歡迎式が舉行されると、彼等は直ちに二

派に分れ、會議爐を挾んで對座するのであつた。一方の側にはモホーク、オノンダガ及びセネカの三部族の世襲會長が座した。會期中彼等の代表する部族は相互には兄弟部族であり、反對側の二部族に對する關係は父部族のそれであつた。従つて此等世襲會長自身も亦相互には兄弟であり、反對側に座した他の二部族の會長に對しては父であつた。彼等は一胞族中に諸氏族を結合する原則を擴充し部族並びに世襲會長の一胞族を構成したのである。更に會議爐の反對側にはオネイダ、カユガ二部族の世襲會長、後に及んではタスカロラの世襲會長が座したが、彼等の代表する部族は相互には兄弟部族であり、反對側に座した三部族に對しては子部族の關係にあつた。即ち彼等は第二部族的胞族を形式したのである。オネイダ部族はモホーク部族の一細分であり、カユガ部族はオノンダガ部族又はセネカ部族の一細分であつたから、當然彼等は後輩部族であつたので、先輩後輩の關係並に胞族に關する原則の適用は茲に生じたのである。それ故に會議に於て各部族の名を呼ぶ場合には、モホーク部族は先づ第一に呼ばれる優先權を持つて居たが、彼等の部族としての通稱は「楯」(ダガエオダー)であつた。其次に呼ばれるのはオノンダガ部族で、其通稱は「名の所持者」(ホデサンノゲター)であつたが、之は彼等が最初五十名の基本的世襲會長を選任し且つ之を命名することを委任されたからである(ハ)。優先

順に於て次に來るものは通稱「門衛」(ホナンネホオンテ)と呼ぶセネカ部族であつて、彼等は代々長舎の西門を番する任務を負はされたのである。第四及び第五は「大權」(ネアルデオンドルゴワル)の通稱を有するオネイダ部族及び「大烟管」(ソヌスホグワルトワル)と通稱されるカユガ部族と云ふ順序であつた。又遅れて此聯合に加入したタスカロラ部族は最後に呼ばれ、且つ一定の通稱を持たなかつた。古代に於ては此種の形式は我々の想像以上に重要なものであつたのである。

(八) 傳説に據れば、オノンダ部族は一名の魔術師を委員として諸部族の領域に派遣し、急速を要する事情があれば直ちに新たな世襲會長を選任且つ命名せしめたのであつたが、之れ蓋し數氏族の間に世襲會長の職の配分が不同であつたことを物語るものである。

(十) 行政會議の事務處理方法

外部の部族は會議に於ては魔術師及び普通會長を以て組織された委員の一團によつて代表される慣習であつたが、此委員は提案を携へて、自ら之を先方に提出するのであつた。愈々會議が正式に開會せられ、外來委員の紹介が終ると、世襲會長の一人は簡單な一場の挨拶を試み、挨拶の間に自分達の生命を支持し、茲に相會するを得せしめたことを大神に感謝し、次いで委員に向つて、會議は其目的

を以て今回召集された討議事項に關し、委員の言に聽く用意のある旨を告げた。斯くて委員の一人は、規定の形式に従ひ、申込を提出し、且つ自分の及ぶ限りの辯論によつて其提案を支持した。會議の各議員は當面の問題を明確に理解することに慎重なる注意を向ける。此挨拶が終つた後、委員は會議の席から退いて、或る距離を隔つた處で審議の結果如何を待つ。斯くて一方世襲會長等は如何に回答すべきかにつき意見を纏めるのが其義務となるのであるが、之は討論及び協議の普通の方法に依つたのである。愈々の決議に到達すると、會議の回答を委員に傳へる爲めに一名の演說者を選任し、委員は此回答を受くべく再び召喚された。此演說者は初め會議を召集した部族の中から之を撰抜するのが常であつた。尙右の演說者は形式に従つた演說によつて問題全體を再陳し、其演說中に提案の全部若くは一部の承諾又は其拒絶に理由を附して之を宣言する習慣であつた。若し兩者の間に同意が得られれば其條件の印として互ひに貝殻玉帯を交換した。以上の手續を以て該會議は終を告げた譯である。『此帯は私の言葉を保持するものである』と云ふのは普通イロコイ部族の會長が會議に於て述べる所であつた。斯くて彼等は自分の言葉の證據として此帯を先方に渡す。相手側との折衝中に此種の帯の數條が對手方に渡される。對手方が之に答へるに當つても、一提案を承諾する毎に一條づゝの貝殻玉帯を返すのであつた。イロコイ部族は其中に自己の信用と名譽とを包含するやうな此種の提案を行ふ

に方つて之に對する何等かの精確な記録を必要とすることを經驗し、斯くて彼等はこの問題を論争外に置くために貝殼玉帶交換の方法を案出した次第である。

(十一) 滿場一致の必要

世襲會長の滿場一致と云ふことはあらゆる問題に關して要求され、總ての法令が効力を生ずるのに絶対に必要であつた。それはイロコイ聯合の根本的の法則であつた(九)。即ち彼等は投票の必要なしに會議の成員全體の意見を確かめる一方法を採用したのである。のみならず彼等は會議の行動に於ける多數少數に關する原則を全然知らなかつた。彼等は會議に臨んでは部族對部族で投票し、各部族の世襲會長は一の決議を爲すには必ず心を一にすることが必要であつた。イロコイ聯合の創始者は、滿場一致をば必要な原則と認めためたので、此目的を達する一手段として、各部族の世襲會長を幾多の部族に細別したのである。此事は表(前掲二二五頁)を参照すれば直ちに看取されるであらう。斯くて何れの世襲會長と雖も、自己の表白せんとする意見に關し、先づ自己の屬する部族の世襲會長の同意を得、且つ其部族を代表する演説者としての役を勤めるべく特に任命される迄は、投票的性質を帯びた意見を會議の席上で述べることを許されなかつたのである。即ち八名のセネカ世襲會長は四部族に分れて

居た故に、單に四個の異つた意見を持つを得たのみ、カユガ部族の十名の世襲會長も之れ亦四部族に區別されたのであるから、四個の異つた意見を有するのみであつた。斯様にして、各部族に屬する世襲會長は先づ彼等自身の間で滿場一致を得なければならなかつた。斯くて四部族を代表して演説すべく任命された四名の世襲會長の間で交互協議を試み、若し彼等の意見が一致すれば、其最後に纏つた意見を發表すべき者を一名彼等の間から任命し、此最後の意見なるものが即ち部族全體の答辯となつたのである。さて此巧妙な方法によつて數部族の世襲會長が別々に同意意見の者數名と云ふ風に分れると、次には此等數個の意見を比較する問題が残る譯だが、若し彼等が一致すれば茲に會議の決議なるものが成立することとなり、若し一致を見なければ、此方法は失敗に歸して、會議は終局を告げたのである。五部族間の決議を表白する爲めに任命された五名の者は、恐らく其任命の件及アズテック聯合に於ける謂はゆる六名の選舉人なる者の職能を説明することになるであらう。アズテック聯合に就ては追つて述べることにしよう。

(九) アメリカの革命の當時、イロコイ部族は會議に於ける滿場一致を缺いた爲めに、アメリカ人の聯盟に對する宣戰に意見の一致を見ることが出来なかつた。オネイダ部族の世襲會長中數名の者が提案に反對し、遂に之れを承諾することを拒んだのである。然るにセホーク部族は中立を守ることが出来ず、セネカ部族は戰ふことに決心したので、各部族は自己の責任を以

て戦争に参加するか又は中立を維持すべきか、二者其一を擇ぶことに決定した。尙ほエリー、中立民、サスケハノック等の部族及びフランス氏族との數回の戦争は總會議に於て決議されたのであつた。アメリカ人の植民史はイロコイ聯合との外交折衝に關する記録を以て滿たされて居るのである。

同意を得る爲めの此方法によつて、數部族の平等と獨立とは容認され、維持された。若し或る 襲會長が強情であり又無理解である場合には、彼の能く拒み得ない高い感情に懇へ、其力に依つて彼は動かされた。それ故に、世襲會長が此規則に固執する結果として何等かの不便又は損害が生じたやうなことは殆んど無かつた。滿場一致を得る爲めのあらゆる努力が失敗に歸した場合には、それ以上の行動を採ることが不可能であるから、いつでも問題全體を拋棄するのであつた。

(十二) 哀悼會議

新世襲會長を就任せしめることは人民にとつて利害關係の甚だ深い事件であつたが、自己の團體中に新たな分子を加入せしめる上に或る程度まで支配權を保持した從來の世襲會長等にとつても、等しく利害關係の存する所であつた。世襲會長を起用する儀式を舉行する爲めには、先づ總會議が組織された。此會議は其當時又は其後に至つて哀悼會議（ヘンヌンドヌーサー）と呼ばれるやうになつた。

蓋し此會議は死亡した會長の死に對して哀悼の意を表すること、其後任者を就任せしめること、の二重の目的を有してゐたからである。一人の世襲會長が死ぬと、其者を失つた部族は總會議を召集し、集合の時日及び場處を指定する權能を有した。又貝殼玉帯を携へた一人の使節が派遣されたが、其帯は死亡した世襲會長の就任式の際彼に授與された職帶であることが常であつて、それは『其名（故人の名を示して）が議會を召集する』と云ふ簡潔な通牒を齎すものであつたが、同時に召集の時日及び場處をも共に傳へたのである。或る場合には、葬式が濟むと直ちに、彼の死亡の通牒として、世襲會長の職帶をオノンダガに於ける中央會議爐に送付して、會議を開く時日は其後に至つて之を決定することもあつた。

此哀悼會議なるものは世襲會長の授職に次いで行はれる祭典を伴ひ、イロコイ部族に對し著しい魅力を有するものであつた。彼等は熱狂して最も遠隔の地方からも此祭典に列席すべく續々集まつて來るのであつた。此哀悼會議は多くの形式及び儀典を以て開催舉行され、概ね五日間位續いた。第一日は死亡した世襲會長に對して哀悼の意を表する規定の儀式に供せられたが、之は一の宗教的行事であるから、日出時に開始されるのを例とした。此時刻に會議を開かれた部族の世襲會長等は自分等の部族員を従へて、既に指定日前に到着し、或る距離を隔てた處に野營して、當日を待つて居た他の諸部

族の世襲會長及び人民を正式に迎へる爲めに行進して行つた。挨拶を交換した後、同一聯合に屬する諸部族は行列を形作つて、迎接の場處から會議場へと、途すがら口々に哀悼歌を謠ひ、且つ一同これに對する答への歌を誦しつゝ行進して行つた。合唱に依つて答へられる此哀悼の歌は、死亡した會長を記念する尊敬の讃辭であつて、これには獨り故人の屬した氏族のみではなく、其屬した部族も、聯合の者までも加はつて唱つた。此事實は確かに未開民には我々が期待したよりも更に微妙なる尊敬及び愛情の念があつたことを示すものであつた。此儀典及び會議の開會式を以て第一の行事は終はるのである。第二には、就任式が開始され、之は四日目まで繼續するのを常とした。數部族の世襲會長は恰かも行政會議に於けるが如く二派に分れて對座した。起用さるべき會長が先輩三部族の何れかに屬する場合には、就任式は後輩部族の世襲會長によつて執行され、新任世襲會長は父として任に就くのであつた。同様に、若し彼が後輩三部族中の何れか一に屬する場合には、式を執行するものは先輩部族であり、新會長は子として就任するのである。此等特殊の事情を述べたのは彼等の社會的並びに政治的生活の特色を示すがためである。イロコイ部族にとつては此等の形式及び綺語は極めて意味深長なものであつた。

(十三) 新たなる世襲會長起用の方法

イロコイ部族の言葉に依れば聯合の構造並に原則が『讀み込まれ』てあると云ふ古代の貝殻玉帯は、新らたに就任した世襲會長に對する一種の教訓として提示され、朗讀され又は解釋された。一人の魔術師(必ずしも世襲會長の一人とは限らなかつた)は一つ／＼此等の帯を持ち出し、二派に分れて對座する世襲會長の間を彼方此方歩みながらそれ等の帯に記録されてある色々の事實を朗讀した。インディアンの概念に據れば、此等の貝殻玉帯は其當時讀み込まれた正確な規則、規定若くは處理法等を、解釋者の手を経て明瞭に語る事が出来るのである。また此帯はそれらのもの、唯一の記録であつた。紫色及び白色の貝殻玉を連ねた紐より成る連股又は種々様々な色の貝殻玉で出來た象形を以て織りなされた帯は、或る特殊な事實と特殊な紐若くは象形とを互ひに聯想せしめると云ふ原理に基いて使用せられ、斯くて種々の事實に系列的の排置を與へ、且つ過去の事實の記憶に對して忠實であることができたのである。此等の連股及び貝殻玉帯はイロコイ部族の有する目に見得る唯一の記録であつたが、併し其記憶の中に封じ込められてある記録をそれ等の紐又は象形から引出し得るのは唯だ獨り老練な解釋者のみであつた。オノンダガ世襲會長の一人(ホノウエナト)は『貝殻玉帯の保管

者』に任命され、其時彼と共に二名の副會長が起用されたが、此等兩名の副會長は正會長と同様に貝殻玉帯に記録されてあることを解釋し得ることが必要であつた。魔術師の挨拶の際に述べられる此等數條の帯及び紐の解釋は、聯合形成當時に於ける諸種の出來事に就いて脈絡ある物語を示したものである。右の傳説は詳細に繰返して述べられたが、殊に其主要な部分は此等の玉帯の中に藏められた記録に照して立證されたのである。斯くして、世襲會長起用の會議は一種の教育的會議となり、而てイロコイ部族の心裡に、聯合の構造並びに原則及び形成の歴史等を常に鮮明に維持して來たのである。此等の議事は毎日正午まで行はれ、午後は競技及び娛樂に費された。又毎日亥暮時に出席者に對して共同饗餐が供せられた。饗餐は會議堂の附近で料理されたスープ及び煮た肉より成り、木製の椀盆及び柄杓で釜から直接に盛られた。饗宴が始まる前に祈禱が行はれた。それは一人が高い調子の顛へ聲で爲す餘韻嫋々たる感嘆の辭で、聽て音律が低く下つて靜寂に入ると、之に續いて出席者は合唱を以て之に答へるのである。夜は舞踊に費される。數日に亙る此等の儀式と之に續く祭典とを以て、彼等の新會長は其職に就かしめられたのである。

抑も聯合制の立案者が總會議の手を経て世襲會長に職を授與する規定を設けた事は、同一氏族に於て世襲的に職を繼ぐこと、該氏族の成員間に自由な選舉を行ふ利益、段任の儀式によつて其人選に對

し最後の監督を加へること等の三つの目的を有したのであつた。右の中第三の目的を有効ならしめんが爲めには、聯合は被指名者を拒否する權能を有さなければならなかつた。授任權が單に純然たる形式的のものに過ぎなかつたか、又は之に伴ふに拒否の權能を伴つてゐたかは、私は茲に明言することが出來ない。被任者を拒否した例は一も擧げられて無いのである。イロコイ部族が世襲會長より成る統治體を維持する爲めに採用した方策は、單にそれが彼等の境遇に適合したのみならず、幾多の點に於て、獨創的なものであると云ふ價值を誇ることができるのである。それは最良の意味に於ける寡頭政治の形態は取つてゐたが、實は古代的典型に於ける代表的民主政治であつたのである。有機的組織全體を通じて、有力な庶民的要素が横溢して居り、其行動を支配して居たのである。之は世襲會長並びに普通會長を選舉し及び罷免する氏族の權利、自己の選んだ演說者を通じて自己の意見を會議に於て述べる人民の權利及び兵役に於ける志願制度等の上に看取されるのである。此時代及それに續く種族上の時代に於て、民主主義の原理は氏族社會の重要な要素を成してゐた。

世襲會長と云ふ意味を示すイロコイの名稱（ホヤルナゴワル）は元來『人民の顧問』を意味するのであるが、自由民主政體の一種に於ける統治者に該當するのであつて、實に其任務それ自體を良く言ひ表はすのみならず、ギリシアの會長會議の議員の名稱と符號して居ることをも提示して居る。ギリ

シアの會長も亦『人民の顧問』と名づけられたのである(10)。イロコイ部族間にあつては世襲會長は其職の性質上並びに就任の具合から觀て、決して獨立の權利を以て統治する支配者ではなく、氏族内の自由選舉によつて選出された代議員と見るべきものであるが、野蠻時代に創始され、其後未開の三細別時代を通じて存続した一公職が、氏族組織がギリシア人を驅つて將に文明の域に入らんとする境まで至らしめた後、人類種族の此部分の間に其古代的特色を斯くまで多く提示してゐることは注目し得ることである。此事實は民主主義の原理が氏族主義の下に在つて何れほど深く人間の心裡に織り込まれたかといふことを一層明確に示すものである。

(10) イースカイラス著『テーパー人に叛く七人』A Eschylus "The seven against Thebes" 100五頁。

次席會長に對するイロコイの名稱ハサノワローナは『高められた名聲』と云ふ意味で、未開人が個人的野心に對する人間普通の欲求を理解してゐたことを示すと同時に、人間は進歩の段階の高位にあると下位にあるとを問はず、その性質が同一であることを示すものである。イロコイ部族中の著名な雄辯家、魔術師、軍務會長等は殆んど例外無しに次席會長であつた。其一の理由は、世襲會長の任務が平和に關する事務に限ると云ふ規定の中に見出される。更に第二の理由は、部族中の最も有能な人々を統治團體から除外すると云ふ點にあつたかも知れない。蓋し此等有能な人物の野心が統治體の行

動を阻害するかも知れないのを慮れたからである。元來會長の職は功勞に對する行賞として授與されたのであるから、部族中の最も有能な人物に當然與へられたのである。赤ジャケツ、ブランド、ガラングラ、玉蜀黍栽培者、農夫の兄弟、フロスト、ジョンソン其他は何れも著名なイロコイ人で、世襲會長とは明かに區別される會長であつた。是に反して世襲會長では搖石(一)、美しい湖(二)、及び最近ではイリー・エス・バーカー(三)等を除けば、アメリカ年代記に傑出した者は一人もないのである。其餘の者はイロコイ部族外にまで及ぶほどの影響を後に残さなかつたのである。

(一) カユガ部族の世襲會長の一人。

(二) セネカ部族の世襲會長の一人で、イロコイ部族の新宗教の創始者。

(三) セネカ部族の世襲會長の一人。

聯合が初めて形成された當時にあつては、トドダーホがオノンダガ部族の會長中最も著名にして最も勢力ある者であつた。彼が瞭かに自分の權力の低減を経験すべきである聯合制の計畫に同意した事は、非常に賞讃すべき態度であると見做された。彼はオノンダガ世襲會長の一人として起用せられ、彼の名は名簿の劈頭に列ねられるに至つた。尙ほ彼の援助者として行動し、公式の場合には常に彼の背後に立つべき二名の副會長も亦彼と共に起用せられた。トドダーホ一世の爲したる功績の結果、か

く甚だ威嚴あるものとなつた此オノンダガ世襲酋長の職は、爾來イロコイ部族間に四十八名の同僚中最も立派なものを見做されて來たのである。穿鑿好きな植民者等は早速此事情を捉へて、此職に就いた者をイロコイ部族の王と云ふ地位に祭り上げたのであるが、此誤解は其後論駁されてイロコイ部族の諸制度はあり得べからざる一特色を背負はせられる厄から免れたのである。オノンダガ部族の世襲酋長も聯合の總會議に於ては其同僚と同列に座したのであつて、イロコイ聯合には主腦行政官など、云ふものは無かつたのである。

(十四) 主腦行政官の胚種

數部族を以て成る聯合制度の下に初めて將軍の職即ち『大戰士』(ホスガアゲーダゴウ)の地位が現はれた。今や數部族が聯合の資格の下に戰爭に従事するやうな場合が起り、従つて聯合集團の軍事行動を指揮する爲に一名の總指揮官を置く必要が生じたのである。此職位を一の永久的性質の者として政府の組織の中に加へた事は、實に人類進歩の史上に於ける一大事象であつた。之れ文權から武權が分化し始めた端緒であつて、此分化作用が完成するに及んで、政府なるもの、外面的顯現を其根柢より變化せしめたのである。尤も社會進歩の其後の階梯に於て、武斷的精神が優越な地位を占めたとき

と雖も、政府の根本的特色は少しも變化しなかつた。蓋し氏族主義が武力による篡奪を阻止したからである。けれども將軍職の地位が上進するに伴ひ、政府は漸次一權政府より二權政府に轉化せしめられた。政府の諸機能は、時代の進むに従つて、文武兩權を同格に置くやうになつた。此新たに設けられた職は實に主腦行政官職の胚種であつて、前にも述べた通り、後世の國王、皇帝、大統領等は皆此武將から變化したものに外ならない。元來、此の軍職は社會の軍事上の必要に胚胎し、論理的發達を遂げたのである。故に其最初の出現と其後の發達とは本論に於て重要な地位を占めてゐるのである。本書の進展に連れて私はイロコイ部族の大戰士に始まり、アズテック部族のテニクトリを経て、ギリシア部族のバジリウス及びローマ部族のレックスに至るまでの累進的發達の跡を辿つて見たいと思ふ。此等總ての部族の間に、連續する種族上の三時代を通じて、此職即ち一の武力的民主政治に於ける將軍の職は同一であつた。イロコイ、アズテック、ローマの三部族間に於ては、此職は選舉民の選舉によるか、又は其追認によるものであつた。傳説時代のギリシア人に於ても恐らく同一であつたらう。尤もホーマー時代に於けるギリシア部族間のバジリウスの職は父より子に世襲的に傳へられたものであつたと説く者もあるが、之は少くとも疑はしい。それは此職本來の就任方法とは余りに甚だしく隔絶して居るので、此説を事實であるとするには實證的の論據を必要とするのである。氏族制度の

下に於ても尙ほ且つ選舉民の選舉又は追認を必要とするのであつた。若し多くの場合に於て其職が父から子に傳へられたとすれば、それは今日歴史的に眞であるとして採用されて居る世襲相續に關する權定を暗示し得た筈であるが、併し此形態に於ける相續は其當時は存在しなかつたのである。不幸にして、傳説時代に於ける社會の組織並びに慣習に關する詳細な知識は毫も存してゐない。従つて人類の活動に關する大原則は、其活動が必要であつたに相違ないときに於いて、最も安全な道案内を提供して呉れる。世襲相續はそれが初めて出現して來た時には、人民の自由意志に基く承諾よりも、寧ろ暴力に依つて樹立されたのであつて、ホーマー時代のギリシア部族間には存在しなかつたと見るは事實に近いのである。

(十五) 軍務總指揮官

イロコイ聯合が初めて形成せられたとき又は其事があつて後直ちに、終身職としての二軍務會長が新設され、且つ任命されたが、二名ともセネカ部族に割當てられた。その一名(タワンネアルス、針を折る者の義)は狼氏族の世襲とされ、他の一名(ソノソワー、大牡蠣殻の義)は海龜氏族の世襲とされたのである。兩者を共にセネカ部族に割當てた理由は彼等の領土の西端に於て外敵の侵略を受け

る危険が他の部族よりも大であつたと云ふにある。此等兩軍務會長の任命は、世襲會長と同じく、選舉によつたもので、總會議に依つて起用せられ階級並に權能に於ては平等であつた。尙ほ他の物語に據れば、彼等はずと後代に及んで設置されたものである。即ち聯合が組織されて後直ちに、長舎の構造は聯合の軍事上の指揮を行ふべき役人を缺くが故に不完全であるといふことが發見された。此缺陷を矯正する目的を以て會議を召集し、茲に上述の二軍務會長の終身職を設けることになつたといふのである。彼等は總指揮官として聯合の軍務を執掌し、總遠征軍を起した場合には、聯合軍の總指揮官となつた。最近死亡した黒蛇知事は前者の方の職に就いて居たが、之れ同職の繼承が規律正しく行はれ來つたことを證明するものである。一名でなく二名の軍務正會長を置き、然も兩者の權能を平等とした譯は、軍務に於いてすら動もすれば一人のものが全權を握ることを防がんとする微妙な、思慮深き方策を物語るものである。イロコイ部族は何の經驗も有たなかつたに拘らず、ローマ人が國王の職を廢止した後、一名の代りに二名の執政官を設置した場合に爲したと全く同じことを爲したのである。執政官が二名居れば兩者の間に能く武力を均衡せしめて、何れか一方が絶対權を掌握せんとするを防止することが出来るのである。イロコイ部族にあつては此職は遂に勢力あるものとはならなかつた。

(十六) イロコイ部族の智能

インディアン人種誌に於て最も重要な事項は氏族、胞族、部族及び聯合である。此等のものは社會組織そのものを明かにする。次ぎに重要なのは世襲會長並びに普通會長の就任法及び其職能、會長會議の職能、軍務正會長の就任法及び其職能である。此等のものが確められれば、彼等の政府制度の構造及び原則は瞭かになる。更に彼等の風俗、習慣、彼等の技術及び發明、彼等の生活法等に關する知識を加へたならば、茲にイロコイ部族の繪畫は完成を見るのである。アメリカの諸研究家の著書には、前者に對して拂はれてゐる注意が餘りに少い。此等の題材は尙ほ多くの資料を蒐集し得べき豊富なる分野を我々に提供するものである。今日一般的であるに過ぎない我々の知識は一層精細に、比較研究的に爲さる可きである。未開状態の低位期並びに中位期に在るインディアン諸部族は野蠻より文明へ進む二大階梯を示して居る。我々自身の遠い祖先もインディアンと同じ社會状態を一ツ／＼經過し、且つ疑ひもなく多數の同一風俗習慣と共に、又同一若くは甚だ酷似した諸制度を有してゐたのである。我々が、個人としてアメリカ・インディアンについて持つ興味が如何に僅少であるにもせよ、彼等の經驗は我々自身の祖先が嘗めた經驗の例證として、他の何れの種族よりも痛切に我々を動かすのであ

る。我々の本來的諸制度は氏族、胞族、部族が有機的系列として生じ、會長會議を其政府の機關とした先行血族社會に胚胎してゐるのである。彼等の古代社會の現象はイロコイ部族並びに其他のインディアン諸部族と共通な多くの點を示したに相違ない。斯くの如き問題の見方は、人類諸制度の比較研究に對して追加的興味を與へるものである。

イロコイ聯合は此組織形態の下に在る血族社會の甚だ好適な實例である。該聯合は低位未開状態に於ける氏族制度の凡ゆる能力を實現したかに見える。それ以上の發達は將來の機會に残されたのであるが、領土及び財産を基礎とする政治的社會の建設を見るまでは、政府に關する其後の方策はなかつたらしい。此政治的社會の建設と共に氏族組織は顛覆せらる可きであつたのである。此中間に立つた階梯は過渡的のもので、篡奪に依る暴政に一時取つて代られた所は別として、最後まで武力的民主政治の裡に止まつてゐた。イロコイ聯合は本質的に民主的であつた。と云ふのは、該聯合は最高の型に依るものではなく、原始的の型のものではあるが、兎に角民主主義の共通の原則を基礎として形成された氏族を以て組織され、且つ部族は地方自治の權利を保留してゐたからである。彼等は、例へばデラウエーア部族の如き他の部族を征服して、之を服従せしめたが、併し後者は依然として彼等自身の會長より成る政府の支配下に止まり、聯合の力には何物をも添加しなかつた。かゝる社會状態に於て

は異つた言語を使用する諸部族を單一の政府の下に結合し、或は被征服部族をして朝貢せしめ、其貢納物以外に何等かの利益を獲るなど、云ふことは不可能であつた。

イロコイ聯合に關する以上の解明は決して總ての事實を盡してゐるのではないが、然し目下の目的に應ずるに足るほどには論じた積りである。イロコイ部族は活氣に満ちた、聰明な人種であつて、其頭腦はアリアン八種の平均に殆んど近い容積を有つて居た。彼等は辯舌に於ては雄辯であり、戰爭に於ては復讐心強く、忍耐力に於ては不撓不屈であつて、史上に一地位を贏ち得たのである。假令彼等の軍事的業績が野蠻人的戰爭の殘虐を特徴とする凄慘なものであるとしても、彼等は相互の關係に於ては人類の有する最高の徳の幾許かを發揮したのである。彼等の組織した聯合は機智と聰明との驚く可き産物と見做さなければならぬ。其目的の中最も強いもの、一は平和であつた。即ち諸部族を一政府の下に結合し、更に進んで同一名稱及び同一苗裔の他の部族までも結合してその聯合を擴大することに依つて争鬭の原因を艾除するにあつた。彼等はエリ、中立民の兩部族を説いて聯合に加入せしめようとしたが、右の兩部族が拒絶したので、直ちに境界外に之を驅逐して了つた。斯くの如く統治上の最高目的に關し識見を有したことは彼等の智性の發達を瞭かにするものである。彼等の人口は少かつたが、其人民中には幾多の有能な人物が居た。此事實は彼等の種が優秀であつたことを證明

するものである。

彼等は自己の占めた境地と強大な武力とに依つて英國とフランスとが北アメリカに於て互ひに優越を争つた際の事件の進行に著しい影響を及ぼした。右の兩國は北アメリカに植民を始めた最初の百年の間、國力並びに資源に於て殆んど互格であつたのであるから、フランスがアメリカ大陸に一帝國を建設しようとする企圖を抛棄するに至つたのはイロコイ部族が少からず影響を及ぼした結果であつたと云へよう。

若し我々が古代的形態に於ける氏族に關し、また社會制度の單位としての氏族の能力に關する知識を得たならば、今後考察すべきギリシア及びローマの氏族制度をより、良く了解することが出来るであらう。即ちギリシア、ローマの民族が種族上の全二時代の中に積み得た經驗を以て將に文明の域に入らんとしつゝあつた當時、民族的社會に於ける氏族、胞族及び部族に依つて構成された政府に關する同一の方策は、彼等の間にも存してゐたのである。ギリシア及びローマ民族に在つては、家系は男系によつたのであつて、財産は其男系親族に依らずに、所有者の子供達に依つて相續され、其家族制度は今や一夫一妻制の形態を採り始めてゐたのである。今や支配的要素となりつゝあつた財産の發達、並びに城壁を以て圍繞された都市に蝟集せる住民の増加は政府に關する第二の大方策、即ち政治的社

會出現の必要を徐ろに示しつゝあつた。舊い氏族制度は文明に近づきつゝある社會の要求に應ずることが不可能となりつゝあつた。領土及び財産を基礎とする國家なる觀念がギリシア、ローマ兩民族の腦裡に閃めき始めつゝあり、國家の前には氏族及び部族は共に消滅すべきであつたのである。そして此政府に關する第二の方策に入るには、都市及び市區を以て氏族に代へることが、即ち領土制度を以て氏族制度に代ることが必要であつた。氏族の廢滅と組織的都市の勃興とは未開世界と文明世界即ち古代社會と現代社會とを區劃する分界線と見て差支ないのである。

第六章 ガノワニア種族に屬する他の諸部族中の氏族

(一) アメリカ土蕃の分類

アメリカ大陸が數個の地方に於て初めて發見された當時、土蕃は二つの異つた境遇にあつた。第一は村落インディアンで、生活を維持する爲めには殆んど園藝の産物のみに依つて居た。ニュー・メキシコ、メキシコ、中央アメリカ及びアンデス山脈の平原地方の此状態に於ける諸部族は即ちそれであつた。第二は非園藝的インディアンで、主として魚類、波羅蜜樹の根、獵物等を食用としてゐた。コ

ロムビア河の流域地方、ホドソン灣地域、カナダの諸地方及びアメリカ大陸の或る他の諸地方に於けるインディアンは即ちそれであつた。これら諸部族の中間に介在し、殆んど目に見えない程微小な階程を以て此兩端を結び附けたものは半村落、半園藝的インディアンであつた。イロコイ、ニュー・イングランド並にヴァージニアのインディアン、クリーク、チヨクタ、チエロキ、ミニタリー、ダクタ及びビョーニー等の諸部族は是に屬してゐた。以上凡てのもの、武器、生活上の技術、習慣、發明舞踊、家屋の建築、政府形態及び生活上の方策等は一樣に共通な心意の印象を帶び、廣い範圍に亘つて、同一なる基本的概念の發達の連續的階梯を示して居る。我々の第一の錯誤は村落インディアンの比較的發達程度を高く評價し過ぎた點に存し、第二の錯誤は非園藝的インディアンの進歩程度を低く評價し過ぎたことに存し、其結果として茲に第三の錯誤が生じ、前者と後者とを分離して、兩者を異つた人種と見做すに至つた。勿論彼等の別々に見出された時に在つた状態については著しい差異があつた。蓋し非園藝的部族中の或者は高位野蠻状態にあり、其中間の諸部族は低位未開時代に、又村落インディアンは中位未開状態に在つたからである。然し彼等の起源が一つであつたことは、夥多の證據が今日では蒐集されて居るから、縱令此結論がまだ一般には認容されて居らないでも、此問題に關しては疑念を挟むべき理由は無いのである。但しエスキモー人は全然異つた種族に屬してゐる。

曩に私は一書を公けにして、約七十種のアメリカ・インディアン諸部族間の同族及び類縁の系統を示し、且つ彼等が同一系統を共通に所有して居ると云ふ事實と、該系統が共通の源泉から派生したといふ證據とに基いて、彼等をガノワニア種族即ち『弓矢の種族』の名の下に、他と區別すべき一人類種族であると敢て主張したのであつた(一)。

(一) 『人類種族の同族及び類縁の系統』(「スミスソン研究所研究報告」D "Systems of Consanguinity and Affinity of Human Family" ("Smithsonian Contributions to Knowledge") 一八七一年第十七卷、一三頁。

(二) インディアン諸部族の氏族制、彼等の家系及び相續に關する規定

既に古代的形態に於ける氏族の屬性を考察したから、残る所はガノワニア種族の諸部族間に於て此制度が普及されて居た範圍を示すことである。そこで本章に於ては各部族中の氏族名を列擧し、之が家系並びに財産及び公職の相續に關する規定を述べるだけに範圍を制限して、此組織の跡を彼等の間に辿つて見よう。それ以上の説明は必要な場合に追加することとする。さて茲で先づ確定すべき要素は、彼等の間に果して氏族組織なるものが存在したか否かの問題である。此等數個の部族間に此制度の發見せられる何處に於ても、それは本質的の點に於ては凡てイロコイ部族の氏族制度と全く同一で

あるから、此點に關しては之れ以上に説明を加へる必要はないのである。特に反對の言明を爲さな限りは、此組織の存在は著者がインディアン部族若くは其部族員中の或者に就いて確めたものであると解して差支へない。部族の分類は『同族類縁の系統』中に採用されたものに從ふこととした。

(三) エホデノサウニア諸部族

(一) イロコイ部族。イロコイの諸氏族については既に述べた通りである(二)。

(二) 一 狼氏族(トルヨーン)、二 熊氏族(ネエアルグニイ)、三 海狸氏族(ノンガルネエアルゴ)、四 海龜氏族(ガネエアルテゴワ)、五 鹿氏族(ナオゲー)、六 鶴氏族(ドワーエエセドワーウエ)、七 鷲氏族(ジョアツセ)、八 鷹氏族(オツスウエーガダツガー)。

(三) ウヤンドト部族。此部族は古代に於けるヒュイロン部族の遺物で次の八氏族より成る。

一 狼氏族、二 熊氏族、三 海狸氏族、四 海龜氏族、五 鹿氏族、六 蛇氏族、七 豪猪氏族、八 鷹氏族(三)。

(四) 一 骨を齧る者(アーナレセクワ)、二 樹に棲む者(アーメー)、三 臆病な動物(ツオタエ)、四 美しい土地(デアーウキツシユ)、五 彷徨ひ(オスケノトー)、六 道よ者(シネガインセ)、七 高い樹木(ヤラハツツセ)、八 飛翅(ダツアツタ)。

家系は女系に依り、同一氏族内の婚姻は禁止されて居る。世襲會長即ち文政會長の職は氏族に於て世襲されるものであるが、氏族成員間の互選による。今日では鷹氏族が絶滅したので、七名の世襲會長と七名の軍務會長とがある。世襲會長の職は兄弟より兄弟へ、若くは叔父より甥へ傳へられるが、軍務會長の職は勲功に對する報酬として授與され、世襲されるものではなかつた。財産は氏族内に世襲されるものであつた。従つて子等は其父から何物をも譲渡されず、但し母の所有品を相続した。以後此規定について述べる場合には、いつでも未婚既婚の如何を問はないものと解して差支ない。各氏族は其會長を選擧し且つ罷免する權利を有つてゐた。ウヤンドート部族は少くとも四百年前にイロコイ部族と分離したのであるが、其名稱は同一と思はれらる程變化し、或は新しい名稱を以て舊來の名稱に代へられては居ても、今日尙ほ五氏族を共通に有して居る。

今日既に消滅してゐるか又は他の部族に併合されたかしたてゐるエリ、中立民、ノットウエー、テユテロ(四)、サスケハノツク(五)等の部族は同一の苗裔に屬してゐる。彼等は何れも氏族組織を成してゐたものと思はれるが、其事實を立證すべき證據を缺いて居る。

(四) ホレシヨ・ホール氏は最近に至リテユテロ部族とイロコイ部族との關係を論證した。

(五) アメリカ植民に關する幾多の名者を公けにしたフランシス・パークマン氏はサスケハノツク部族とイロコイ部族とが

血縁を同じうすることを瞭かにした最初の人である。

(四) ダコタ諸部族

アメリカ土蕃の此大種族中には多くの部族が含まれて居る。彼等は初めて發見された當時、既に幾つかの集團に分れ、其用ふる方言も亦幾つかに分岐して居たが、大體に於て彼等は接壤した地域に棲息して居た。彼等はミシシッピー河の上流及びミズリー河の兩岸を一千マイル以上に亘つて占有して居た。イロコイ部族並びに之と同語族たる諸部族は恐らく何れもダコタ部族の分岐せる者であつた。

(一) ダコタ部族一名スー部族、今日では約十二種の獨立部族より成る此ダコタ部族は氏族組織を廢棄せしめて顧みなかつた。併し彼等が嘗ては氏族組織を有して居たことは、其最も近親同族たるミズリー部族が現に斯かる組織を有して居るのであるから殆んど確實であるやうに思はれる。彼等は氏族名に等しい動物名に因んだ名稱の社會を有しては居るが、それ等の氏族そのものは既に廢滅に歸して居る。一七六七年彼等の間に生活したカーツァーは曰ふ、「インディアンの分離した各集團は更に數個の團體なる部族に細分され、此等各團體は其の歸屬する國民中に更に一の小社會を形成する。該國民が他の諸國民と區別される固有の象徴を有して居ると同様に、各部族にはそれ／＼一の徽章があつ

て(例へば鷲、豹、虎、水牛等の如き)、此徽章に従つて名稱を附して居る。ノードウキツト部族(スー部族)は蛇を象徴とし、他の一部族は龜、第三は栗鼠、第四は狼、第五は水牛を徽章とする。各國民を通じて、之と同一の方法によつて自他の部族を區別し、部族中の最も卑賤な者と雖も、自己の家族によつてそれく自己の血統を記憶し、家系に従つて自己の身分を他から區別する』と(六)。カーヴァーはミシシッピ河に臨んだ東ダコタ部族を訪れたのであるが、彼の此特殊の言明よりして、私は氏族制度が彼等の間に當時潑刺たる活氣を呈して實施されて居たことを疑ふべき何等の理由をも見ないのである。私は一八六一年に東ダコタ部族を、翌一八六二年に西ダコタ部族を訪れた時には彼等の間に氏族制度の満足すべき痕跡を發見することが出来なかつた。これらの時代に生活方法の變化がダコタ部族間に起つたのであつて、彼等は平原地方に驅逐されて、遊牧群と化したのであるが、此事實は恐らく彼等の間に於ける氏族主義の頹廢を説明するものであらう。

(六) カーヴァー著『北アメリカ旅行記』"Travels in North America"一七九六年、フィラデルフィヤ版、一六四頁。

尙カーヴァーは西部インディアンの間に會長の二階級を發見したが、之はイロコイ部族間に今日存在するものと同性質のものであると説明されて居る。彼は曰ふ、『各集團には一名の會長があつて、之は大會長又は大戦士と稱せられ、軍事行動を指揮し、又は軍部に屬する總ての關係事項を處理すべき

戰爭の經驗及び赫々をる武勳に鑑みて選任されるのである。併し此大會長は國家の元首とは見做されな。其軍事上の資格によつて選舉される此大戦士の外に尙ほ世襲的權利を以て最高權を享有し、文政に關係する事項を直接に管掌する一人の會長があつた。此會長は當然世襲會長と呼ぶ可きであつて凡ゆる讓渡證書及び條約には世襲會長の同意を要し、彼は部族又は國民の標象を是に押捺するのである』(七)。

(七) 『北アメリカ旅行記』二六五頁。

(八) ミヅリー諸部族。一、ブンカ部族。此部族は次の八氏族より成る。
1、灰色熊氏族 2、多民氏族 3、麋氏族 4、スカンク(惡臭を放つ一種の鼯鼠)氏族 5、水牛氏族 6、蛇氏族 7、禁厭氏族 8、氷氏族(八)。

(九) ワーサーベ。ニデアゲタ。三ナコボズナ。四モーク。五ワシヤバ。六ワザザ。七ノガ。八ワガ。

此部族にあつては、一般的規則に反して、家系は男系に依り、子供達は其父の氏族に屬するのである。同一氏族内の婚姻は禁止せられて居る。世襲會長は氏族内に於て世襲せられ、人選は選舉によるのであるが、死亡した世襲會長の子供達は被選舉權を有して居る。家系が古代的形態から變化したのは最近の出來事であるといふことは、ミヅリー八部族中の二であるオートー及びミヅリー兩部族に於て

も、又はマンダン部族に於ても、家系は依然女系に依るといふ事實から判断してさうらしく思はれる。財産は同一氏族内で世襲される。

二、オーマツハ部族。此部族は次の十二氏族より成る。

- 1、鹿氏族、2、黒氏族、3、鳥氏族、4、海龜氏族、5、水牛氏族、6、熊氏族、7、禁厭氏族
- 8、コー氏族、9、頭氏族、10、赤氏族、11、雷氏族、12、多季節氏族(九)。

(九) 一ワラセセタ、二インカサバ、三ラターター、四カイ、五ダトウンダ、六ワサバ、七フンガ、八クンザ、九タバ
 十イングラゼダ、十一イシユダスンダ、十二オノンエカガハ。

家系、相續並びに婚姻法はブンカ部族と同一である。

三、アイオワ部族、アイオワ部族も亦次の八氏族より成る。

- 1、狼氏族、2、熊氏族、3、牝水牛、4、麋氏族、5、鷺氏族、6、鳩氏族、7、蛇氏族、8、

梟氏族(10)。

(10) 一メジエラジャ、二トウメムベ、三アローウワ、四ホダシユ、五チエーヘタ、六ルーチー、七ワキ、八マヨツ
 ナ、此場合Hの音は深い喉音を示すのである。之はミゾリー諸部族及びミニタリー、クロー兩部族の方言中に極めて普通にあ
 る音である。

アイオワ及びオトト兩部族には嘗て海狸氏族(バクト)と云ふのがあつたが、今は絶滅に歸した

家系、相續及び氏族内婚姻の禁止はブンカ部族に於けると同様である。

四、オトト及びミゾリー部族。此等兩部族は合體して一部族をなし、次ぎの八氏族を有して居る。

- 1、狼氏族、2、熊氏族、3、牝水牛氏族、4、麋氏族、5、鷺氏族、6、鳩氏族、7、蛇氏族、8、

梟氏族(11)。

(11) 一、メジエラジャ。二、ムーンチャ。三、アローウワ。四、フーマ。五、カーア。六、ルーチア。七、ワカ。八
 マヨツチ。

オトト及びミゾリー部族に於ては、家系は女系に依り子供達は其母の氏族に屬する。世襲會長の職及び財産は氏族内に於て世襲され、同一氏族内の婚姻は禁止されて居る。

五、コー部族。コー部族(コーザは)次の十四氏族を有してゐる。

- 1、鹿氏族、2、熊氏族、3、水牛氏族、4、白鷺氏族、5、黒鷺氏族、6、家鴨氏族、7、麋氏
- 族、8、院熊氏族、9、草原狼氏族、10、海龜氏族、11、土壤氏族、12、鹿尾氏族、13、天幕氏族、
- 14、雷氏族(11)。

(11) 一、タケカシエガ。二、シンジアイエガ。三、モエクエアハ。四、フーエヤ。五、フンゴテインガ。六、メハシ
 ユンガ。七、オーバ。八、メカ。九、シヨーマクラーサ。十、ドハケルヤ。十一、モエカネカシエガ。十二、ダシンジアハガ。
 十三、イクハシエ。十四、ロネカシエガ。

コー部族はアメリカ土蕃中最も蒙昧なもの、一であるが、怜悯にして興味ある部族である。家系、相續並びに婚姻に關する規則等はブンカ部族に於けると同一である。又二種の鷺氏族及び鹿氏族のあつることが看取されるであらうが、之れは一氏族が更に分裂したことを示す好適の例證である。恐らく鷺氏族は二氏族に分裂し、白及び黒の名稱を冠して互ひに區別されたものである。海龜氏族も亦、同一の事實を立證するものであることが後に分るであらう。私は一八五九年及び一八六〇年、ミヅリー諸部族を歴訪したときに、オセージ及びクワツバ二部族の棲息地まで行くことが出来なかつた。以上に列舉した八部族は、ダコタ語を母語とする互ひに甚だ類似した方言を用ひて居た。でオセージ、クワツバの兩部族が氏族組織をなしてゐると云ふ推定は事實上甚だ明白である。一八六九年にはコー部族は當時余程減少して居て、其人口僅かに七百を算するのみ、即ち一氏族につき平均五十人の割合であつた。此等數氏族の發祥地はミヅリー河及び大スー河の河口よりミシシッピ河に至るまでのミヅリー支流に沿ふた地域で、更にミシシッピ河の西岸に沿うて下り、アルカンサス河に至るまでの地方であつた。

(三) ウキネバゴ部族。初て發見された當時、此部族はウキネバゴ湖附近に棲息して居た。彼等はまたダコタ系統から分岐した傍系で、明かにイロコイ部族が經過した跡を追つて、

東方セント・ローレンス河の流域に出で、更に其方向に進まうとしたのを、ヒューロン、スーピリア兩湖の間に棲息するアルゴンキン部族の爲めに阻止されたものである。彼等の最も近親な類族はミヅリー諸部族である。彼等は次の八氏族を有してゐる。

- 1、狼氏族、2、熊氏族、3、水牛氏族、4、鷺氏族、5、麋氏族、6、鹿氏族、7、蛇氏族、8、雷氏族 (IND)。

(IND) 一、シヨックチユンガダ。二、ホネチアダー。三、チアラ。四、ワックチアヘダー。五、フーウユンナー。六、チアラ。七、ワコナ。八、ワコナチアラ。

家系、相續及び婚姻法はブンカ部族間に於けると同じである。此種族から出でた斯くまで多數の部族が家系を女系より男系に変更したことは一驚に値する。何となれば、その最初に知られた當時財産なる觀念は、實質的に何等の發達も遂げて居らず、少くとも胚種段階を僅かに越えたばかりであつて、ギリシア、ローマ民族間に於けるが如く、それは作用原因となることは殆んど不可能であつたからである。家系の變更は最近、アメリカ人及び宣教師の影響を受けて、初めて起つたものであるといふことは事實らしい。カーヴァーは一七八七年の頃にはウキネバゴ部族間の家系が依然女系による痕跡を發見した。彼れは曰ふ、『或國民は顯職が世襲的であるとき相續を女系のみに限るのである。一

會長が死亡すると故人の姉妹の子が其實子よりも後繼者たる優先權を有してゐる。而して若し死者に姉妹がないとすれば、最も近い女性親族が榮位を繼ぐのである。之れ即ちウキネバゴ部族に於て女子が其元首の地位にある所以であつて、彼等の法律を知る以前に在つては、此事は私に極めて奇妙に思はれたのである』(一五)。一八六九年にウキネバゴ部族の人口は一千四百人を算し、一氏族につき平均五十人の割合になる筈であつた。

(五) 上ミヅリ諸部族

(一) マンダン部族。智性及び生活上の技術に於ては、マンダン部族は其同族中一頭地を抜いて居ながら、彼等は恐らくそれをミニタリ部族に負うてゐたのである。彼等は次の七氏族に分れてゐる。

1、狼氏族、2、熊氏族、3、鶏氏族、4、良い小刀氏族、5、鷺氏族、6、扁平頭氏族、7、高
5村氏族(一五)。

(一五) 一、ネラタムマケ。二、マイトノマケ。三、セエプーシユカー。四、ターナツカー。五、キターネマケ。六、
エスターバ。七、メテアーケ。

家系は女系に依り、公職及び財産は同一氏族内に於て世襲せられ同一氏族内の婚姻は禁じられた。

マンダン部族が女系に依る家系を有してゐるのに、同一系統に屬する多くの部族が男系に依る家系を有するといふことは、マンダン部族が古代的形態の中に在り、他の諸部族が最近それから分離したものであると見なければ、不可能な事である。此事實は如何なるダゴタ部族に於ても、家系は元來女系に依つたと云ふ有力な推定に證據を與へる。マンダン部族に關する此知識は、一八六二年上ミヅリ河地方のマンダン村落に於ける同部族の一女子を母とするジョセフキツプと云ふ人から得られたものである。彼れは自己の氏族であると同時に母の氏族であつたものゝ名稱を擧げて、家系に關する此事實を確證したのである。

二、ミニタリ部族。此部族及びウプサロカ部族一名クロ部族は基本的な一種族の細分されたものである。彼等は其方言及びミヅリ、ダゴタ兩部族の方言中の共通である言語の數よりして、言語學上同列に置かれてゐるが、果してガノワニア種族の此一分枝に屬するかどうかは疑問である。彼等は他の諸部族に先だつ經驗を有して居たのであるが、其經驗に關して知られてゐる所は極めて僅少である。ミニタリ部族は園藝や、木材を骨子とした建築や、特殊の宗教制度を此地域に齎らし、之をマンダン部族に教へたのである。彼等が塚穴築造種族の後裔であるといふ説は恐らく事實であらう。彼等は次の七氏族を有してゐる。

- 1、小刀氏族、2、水氏族、3、野營氏族、4、松鷄氏族、5、丘民氏族、6、未知の動物氏族、7、無縁帽氏族(一六)。

(一六) 一、ミツチエロカ。二、ミネバータ。三、バーホハータ。四、セーチカベルバーカ。五、エテイシユシローカ。六、アーナーハーナーメーテ。八、エクバーベカ。

家系は女系に依り、氏族内の婚姻は禁止され、世襲酋長の位置並に財産は同一氏族内に相續されるのである。ミニタリ及びマンダンの兩部族はいま同じ村落に住んでゐる。彼等は人格的外觀に於て今日北アメリカに棲息する赤人中最も立派な典型を成してゐる。

(三)ウプサロカ部族一名クロイ部族。此部族は次の十三氏族を有して居る。

- 1、モルモット氏族、2、悪靴氏族、3、スカンク氏族、4、頼みにならぬ野營氏族、5、紛失野營氏族、6、不名譽氏族、7、屠獸者氏族、8、移動野營氏族、9、熊足山氏族、10、黒足野營氏族、11、捕魚者氏族、12、羚羊氏族、13、大鴉氏族(一七)。

(一七) 一、エーチエバーベチアー。二、エカチカブク。三、ホカラトチアー。四、アシボトチアー。五、アシンナーデアー。六、エセケブカグンク。七、ウーサーボットセエ。八、アーハーチツク。九、シツブテットザー。十、アシユカネナ。十一、アーアダシア。十二、オホットドウシア。十三、ベットチアレルバーカ。

家系、相續及び同一氏族内の婚姻禁止はミニタリ部族に於けると同一である。次にクロイ部族中

の氏族名の數個は普通には無いもので、氏族よりも寧ろ其細分たる集團を想はせる。一時私は此等の氏族名を信じ兼ねた。然し氏族組織の存在した事は家系に關する規定、婚姻上の習慣、財産相續に關する法律等によつて立證される。私がクロイ部族の間に在つた當時の通譯はアメリカ毛皮會社の代理人の一人たるロバート・メルドラムと云ふ人であつたが、彼は前後四十年間もクロイ部族の間に生活し、其酋長の一人であつた。彼はクロイ方言に精通して居て、此語で物を考へ得る程であつた。次に掲げる相續に關する特殊の習慣は彼の物語つた所である。若し財産としての或る物品の寄贈を受けた者が其物品を所有した儘死亡し、贈與者も既に死亡して居る場合には其物品は贈與者の氏族に返還されるのである。又妻が自ら作り又は取得した財産は必ず其死亡後彼女の子女に傳へられたが、夫の財産は其死後彼の氏族の親族の手に移つた。尙ほ或る者が一友人に贈物をして死亡した場合には、其友人は、例へば葬式の際指の關節を切斷するとか、死者の友人の氏族に其財産を讓渡するとか云ふ、何等かの公認された哀悼行爲に出でなければならなかつた(一八)。

(一八) 哀悼行爲としての此習慣はクロイ部族に於ては極めて普通で、殊に宗教上の一大儀典たる魔術集會を行ふ場合にもさうであつた。之を容れる目的で魔術集會に高く掲げられた籠の中に五十、時には百の指關節が獻物として集められると云ふ事である。上ミソリー河に沿つたクロイ部族の野營地にて、私は此習慣に従つて指の關節を切斷した多くの男女を見かけた。

又クロイ部族には婚姻に關する一種の奇習があつて、私は少くとも他の四十種程のインディアン部族中にもそれを見たのであるが、此奇習については後章の參考にもなることであるから、茲に一言して置かう。若し一人の男子が或る一家族の長女と婚姻すると、彼は妻の姉妹が成長した時、總ての姉妹を附隨的の妻とする権利を與へられた。彼は此権利を放棄することは出来るが、若し之を主張すれば、彼の優越權は妻の氏族によつて容認されるのである。一夫多妻主義は習慣として一般にアメリカ土蕃の間に許されては居るが、何人も一家族以上を養ふことが出来なかつた關係上、さう廣汎に行はれたことはないのである。最初に擧げた習慣が存在してゐると云ふ直接の證據は、當時二十五才のメルドラムの妻に依つて私に提供された所である。彼女は子供の時黒足部族が侵略を受けた際、メルドラムの俘虜となつたのである。メルドラムは自分の義母に鞠めて其子供を彼女の氏族及び家族に養女にさせたが、此俘虜は當時に於けるメルドラムの妻の妹分とされ、斯くして成長後には彼れの第二の妻とする権利を與へられ得たのである。彼は部族の此習慣を利用して自分の権利を最高のもとなした。此習慣は人類種族上極めて古いもので、ブナルアの古習が残存したものである。

(六) メキシコ灣部族

(一) マスコキト部族一名クリック部族。クリック聯合は六部族より成る。即ち、クリック、ヒッチエツト、ユーチー、アラバマ、クィサチイー、ナッチがそれで、彼等はナッチ部族を除き總て同一の言語を使用した。ナッチ部族はフランス人が覆滅された後、此聯合に参加したものである。

クリック部族は次の二十二氏族より成る。

- 1、狼氏族、2、熊氏族、3、スカンク氏族、4、鰐氏族、5、鹿氏族、6、鳥氏族、7、虎氏族
- 8、風氏族、9、蟻氏族、10、鼯鼠氏族、11、狐氏族、12、浣熊氏族、13、魚氏族、14、玉蜀黍氏族
- 15、馬鈴薯氏族、16、澤胡桃氏族、17、鹽氏族、81、山猫氏族、19、標稱滅失氏族、20、標稱滅失氏族、21、標稱滅失氏族、22、標稱滅失氏族(一九)。

(二) 一、ヤーハー。二、ノカク。三、カム。四、カルプットル。五、エチョー。六、トウスワ。七、カッチヌ。八、ホトルリ。九、ソバクトウ。一〇、タッコ。一一、チユラー。一二、ウオトコ。一三、フーロ。一四、ウチエ、一五、アア。一六、オチエー。一七、オクチンワー。一八、クワククチエ、一九、タムルキー。二〇、アクトウヤーチヌルキー。二一、イスファヌルケ。二二、ワラークルキー。

此クリック聯合に屬する他の諸部族も亦氏族組織をなして居たことは多年クリック部族間に宣教師として起居を共にし、上に列擧した氏族名を私に教へて呉れたエス・エム・ラフリッチ師が私に語つた

所である。同師は尚クリク部族の家系は女系に依ること、世襲酋長の職及び死亡者の財産は同一氏族内に於て世襲されること、同一氏族内の婚姻は禁止されて居たことを述べて居る。今日ではクリク部族は半ば文明の域に進み、其生活状態も變更されて居る。彼等は政治的社會を以て舊制度に代へたのであるから、幾許もなく彼等の古い氏族制度の凡ゆる痕跡は消滅して了ふであらう。一八六九年には彼等の人口は約一萬五千、即ち一氏族につき平均五百五十人の割合であつた。

(二) チョクタ部族。チョコクタ部族間にあつては胞族組織が著しく表はれて居る。蓋し各胞族にはそれ／＼名稱があつて、而も一の胞族として明瞭に表現されて居るからである。既に述べた諸部族の多くに胞族制度が存在したことは疑ないのであるが、此問題は特に研究されたことはなかつた。クリク部族は二胞族に分れた八氏族より成り、其各胞族が四氏族を包含することはイロコイ部族と同じである。

一、分たれたる民(第一胞族)

1、蘆氏族 2、ロロ・オクラ氏族 3、ルラク氏族 4、リノクルーシア氏族

二、愛されたる民(第二胞族)

1、愛されたる民氏族 2、小民氏族 3、大民氏族 4、川蝦氏族(NIO)

(NIO) 第一胞族——クシアツア・オクラ (I) クシクサー (II) ローオクラ (III) ルラク・イクサー (IV) リノクルシ

ア 第二胞族——ワタキ・フラター (I) チュフアニクサー (II) イストラニ (III) チト (IV) シアクチュクラ

同一胞族に屬する氏族は婚姻できなかつたが、第一胞族に屬する如何なる氏族成員も第二胞族に屬する何れの氏族の者とも婚姻することができ、其反對も亦然りであつた。之れ即ちチョコクタ部族も亦イロコイ部族と同じく、先づ初めは二氏族を以て組織され、後に及んで此等兩氏族の各が更に四氏族に細別され、且つ最初に同一氏族内の婚姻を禁止した規定が其細分されたものにも及ぼされたことを示すものである。チョコクタ部族内の家系は女系に依り、財産及び世襲酋長の職は氏族内に於て世襲された。一八六九年には人口約一萬二千を算し、一氏族につき一千五百人の割合であつた。以上の資料は一八二〇年該部族中に宣敎の事に從ひ始めた故サイラス・バイントン博士が本著者に與へた所であつて、當時此部族はミンシツビー河の東方に於ける古代からの領土に棲息して居たが、彼等がインディアン領地へ移住すると共に、博士も亦行を共にし、前後四十五年間傳道の衝に當つた後一八六八年其職に殉じたのであつた。彼は人格高潔の人で、人類の總てが誇りとするに足る名と記憶とを後に残したものである。

嘗つて或チョコクタ人が、バイントン博士に向つて、其氏族の舊法律に從つて彼の氏族上の親族が

彼の遺産を相続することなく、自分の子等にそれを譲渡したいといふ理由で、合衆國の市民となりたといふ希望を陳べたことがあつた。チヨクタの習慣に従ふと、彼の死後、遺産は彼の兄弟姉妹及び彼の姉妹の子等に分配される筈である。然し、彼は生前に於て之を其子等に與へることが出来るので此場合には子等は自己の氏族の他の成員に對して右の財産を保持できるのであつた。今日では多くのインディアン部族は個人の所有に係る家畜、家屋、土地等に於ける巨大な財産を有して居るが、此等の人の間では、氏族相續を避ける爲め生前自分達の子女に財産を譲與する習慣が普通となつた。財産が其分量を増すに従ひ、子供達に相續権のないと云ふことは氏族相續制に對する反對を喚起し始め、チヨクタ部族を首めとしてインディアン部族の或るもの、中では數年來此舊慣は廢止され、相續權は専ら死亡者の子供達に附與されるに至つた。然し、之は政治的制度を以て氏族制度に代へ、選舉による會議及び主腦行政官制を以て會長による舊政治に代へることに依て、初めて馴致されたのである。舊慣に従へば、妻は夫から何物をも相續せず、夫も亦妻から何等の譲渡をも受けなかつたが、妻の所持品は其子供達の間分配され、若し子の無い場合には、彼女の姉妹の間に分配されたのである。

(二)チツカサ部族。同様にチツカサ部族も二胞族に分れ、其一是四氏族、他は八氏族を包含して次の通りである。

一、豹胞族

1、山猫氏族、2、鳥氏族、3、魚氏族、4、鹿氏族、

二、スペイン胞族

1、浣熊氏族、2、スペイン氏族、3、ロイヤル氏族、4、ハシユコニ氏族、5、栗鼠氏族、6、鱈氏族、7、狼氏族、8、黒鳥氏族(二)。

(III) 一、コイ胞族——(一)コインチュシユ (二)ハータクフシ (三)メンニ (四)イツシニ、イシユバニ—胞族—
 (一)シアアウイー (二)イシユバニ— (三)ミングゴ— (四)ハシユコニ (五)トウニ (六)ホチオンチアツバ(七)ナ
 ショーラ (八)チユーフラ—。

家系は女系により、氏族内の婚姻は禁止され、財産及び世襲會長の職は氏族内に於て世襲された。上述の事項は此部族の間に生活したアメリカの宣教師チアールズ・シー・コーブランド師から得たものである。一八六九年には彼等は人口約五千を算し、一氏族につき約四百人の平均であつた。スペイン人との交通が開始されて後、新たに一氏族を加へたやうにも思はれるが、或はスペイン氏族の名稱は何等かの理由の下に、在來の名稱の代りに用ひられたものかも知れない。他方の胞族も矢張りスペインと稱されるのである。

(四)チエロキ部族。此部族は古代に於ては十民族より成り、其中の二、即ち團栗族(アンネヅラ)及び鳥氏族(アーネヅエスクラー)は今日では絶滅に歸してゐる。現在の氏族は左の通りである

- 1、狼氏族、2、赤ベイント氏族、3、長い平原氏族、4、聾氏族(鳥)、5、柘氏族、6、鹿氏族
- 7、青氏族、8、長髮氏族(IND)。

(III) (I)アーネホキヤ (II)アーネフター (III)アーネガターガ (IV)ニリアナー (V)ウニスダースデイ(六)

アーネカウキ (七)アーコーサーホックニー (八)アーヌカヒー。『アーニー』は複數の意味である。

家系は女系に依り、氏族内の婚姻は禁じられ居る。一八六九年にはチエロキ部族は人口一萬四千を算し、各民族平均一千七百五十人と云ふ割合で、今日まで知られて居る事實からすれば、アメリカ土蕃中一部族として、斯の如き大人口を持つものは、此チエロキを措いて他に無いのである。今日では同一方言を用ふる人口の數に於て、チエロキ、オージブワ兩部族の右に出づるものは合衆國內他の何れのインディアン部族にも無いのである。尙一言すべきは、何れの時代に於ても、又北アメリカの何れの地方に於ても、同一の方言を使用する十萬人のインディアンがあつたといふ事は些か信じ兼ねるところである。同一方言を用ふるもので斯く多數の人員を有してゐたと稱して差支ないと思はれるのは、たゞアツテック、テツクカン、トラスカランの三部族のみである。そして此等三部族に

關しては、スペイン人が征服を試みた當時、如何なる方法で斯く多數の人々が以上の各部族に包容されてゐたかを、信賴すべき證據に基いて認めることは困難である。尤もクリーク、チエロキ兩部族の人口が異常に多かつたことは、彼等が多數の家畜と良く發達した農業とを所有してゐたことに基くのであつた。彼等はいま既に半文明の域に到達し、古代の氏族制の代りに選舉に據る立憲政府を以てしてゐるので、氏族制は急速に廢滅に歸して行くのである。

(五) セミノール部族。此部族はクリーク氏族から出でたもので、矢張り氏族組織をなして居ると云ふが、詳細の點は不明である。

(七) ポーニー部族

ポーニー部族が果して氏族組織をなして居るかどうかはまだ確證されてゐない。彼等の中に在つて傳道に努めたサミュエル・アリス師は、特に之れを調査した譯ではないが、氏族制が實施されて居るとの所信を著者に告げられた。彼の信する所に據る氏族別は次の通りである。

- 1、熊氏族、2、海狸氏族、3、鷺氏族、4、水牛氏族、5、鹿氏族、6、梟氏族。

私は嘗てミゾリー河岸でポーニーの一集團に遭つたが、不幸にして通譯を得なかつた。

ミニタリー部族附近の一村落に棲息して居るアリカリー部族はポニーに最も近い同族であるが、是についても同じ困難を感じた。此等の部族及びヒューコ部族其他カナダ河の沿岸に棲息する他の二三の小部族は常にミズリー河の西方に住んで居た。そして同一の獨立した母語を用ひて居る。故に若しポニー部族にして氏族制を有して居るものとするれば、他の諸部族も亦氏族組織をなして居るに相違ない。

(八) アルゴンキン部族

アメリカ土蕃中の此一大種族は初めて發見された當時、ロッキーマウンテンからホドソン灣に至る一帯の地域を占め、シスカッチェワンの南方より更に東して大西洋岸に出で、スーピリア湖頭を除き該湖の周圍及びチェンブレン湖の下に流れるセント・ローレンス河の兩岸に沿ふて棲息して居た。彼等の地域は更に太平洋岸に沿ふて南に進み北カロライナに至り、尙ほウキスコンシン及びイリノイの二州に於けるミシシッピ河の東岸に沿ふてケンタッキーに至る地域までも擴がつた。此尨大なる地方の東部の範圍内に於てはイロコイ部族及び其同族は彼等にとつて一種の侵略者であり、此境界内に優越權を争ふ唯一の競争者であつた。

ギツチガミア部族(一)——(一) オージブワ部族。オージブワ部族に屬する者は總て同一の方言を操り、且つ氏族組織をなして居て、其中二十三氏族の名稱は今日知れて居るが、果して二十三が全部であつたかどうかは確かでない。オージブワの方言で往々トードイムと發音されるトードテムと云ふ語は、即ち氏族の象徴とか又は意匠とかを意味するもので、狼の形はつまり狼氏族のトードテムである。此事實よりしてスクールクラフト氏は氏族組織を云ひ表はすにトードテム制度と云ふ用語をひて居るが、若しラテン語にもギリシア語にも、既に歴史的となつて居る此制度のあらゆる特色、性質等を表はすべき何等かの術語が無いとすれば、此トードテム制度と云ふ語を氏族制の代りに使つても少しも差支はあるまい。且つ又此意味に用ひる方が好都合である。オージブワ部族は次の氏族を包含する。

- 1、狼氏族、2、熊氏族、3、海狸氏族、4、泥海龜氏族、5、鼈氏族、6、小海龜氏族、7、馴鹿氏族、8、鵝氏族、9、鶴氏族、10、鳩鷹氏族、11、禿鷲氏族、12、北地陀比氏族、13、家鴨氏族、14、家鴨氏族、15、蛇氏族、16、麝香鼠氏族、17、黃鼬氏族、18、鷺氏族、19、牛頭氏族、20、鯉氏族、21、鯰氏族、22、蝶鯨氏族、23、鱒氏族(110)。

(11) オージブワ語に據れば此ギツチガミアと云ふ語はギツチ(大きい)ガーム(湖)の複合より成り、スーピリア湖及

び他の數大湖の蕃名である。

(一)マイインゲン (二)マークワー (三)アーミク (四)メシエカ (五)ミコノー (六)メスクワーダレ (七)アー
 デイク (八)チユーエスリウエスケワー (九)オージーヨク (十)カカケ (十一)オーメジーゼ (十二)モンク (十三)
 アーアーウエー (十四)シエシエベ (十五)ケナビゲ (十六)ワズーシユ (十七)ワベザーゼ (十八)ムーシユカーウーゼ
 (十九)アーワーシツサ (二十)ナーミン (二十一)—— (二十二)ナマー (二十三)ケノゼ

家系は男系に依り、子等は父の氏族に歸屬する。元來此部族は女系を家系としたのであつて、女系から男系への變遷は比較的最近のことであるとの推測には數個の理由がある。先づ第一に、アルゴンキンに屬する總部族が彼等の苗裔中最も古きもの、一と見做し、從つて總ての人々が擧つて之を祖父と呼ぶデラウエーア部族は今日も尙ほ依然女系を以て其家系として居り、他の數個のアルゴンキン部族も亦同様である事。第二には、現在から六十年乃至九十年の過去に溯ると、會長の職に關しては常に女系を以て正系とした證據が今日残つて居る事(三)。第三には、アメリカ人及び一般宣教師の勢力が大體に於て女系主義に反對した事などである。蓋し最初彼等の間に傳道した宣教師等は、此等部族とは甚しく異つた觀念の下に訓練された人々であつたが、彼等には何れも、男兒の相續權を剝奪するやうな家系制度は決して正しいもの又理由あるものとは思はれなかつたので、オージブワ部族を首めとして他の數部族にあつても、此等宣教師の感化によつて、女系より男系に変更することゝなつた

ものらしいのである。最後に、今日に於てもアルゴンキンの數部族が尙ほ依然女系に依る家系制度を改めないところを見れば、此女系が家系制度の古代の形態であつて、古代にあつてはガノワニア種族一般に普及された制度であつたとの結論に到達せざるを得ない。

(三) 一八四〇年頃に九十歳を一期として死去したケウエコンスと呼ぶオージブワの會長は、私に此研究資料を供給して呉れた人に、何故に會長の職を退いて、彼の男兒に其地位を與へないのかと訊ねられたとき、實は後の子は繼承する資格がなく、繼承權はエクワカミクと云ふ自分の甥にあるので、此者に會長職を譲らねばならぬと考へたさうである。そして此甥は彼の姉妹の一人の子であつた。此説明に據れば、家系は古代に於ては——否極めて昨今迄も、女系に依つた者であると云ふ事になる。然し斯く言へばとて、必ずしも其甥が相續權を享有する爲めに會長の後繼者たり得たと云ふのではなく、彼が繼承すべき家系に立つて居た爲めであり、從つて事實上彼の選舉が確認されたに外ならぬのである。

同一氏族内の雜婚を禁じ、財産も會長の職も共に一氏族内に於て世襲する。然し今日では、死亡者の子等が同氏族の親族を拒斥して遺産の大部分の讓與を受けるのである。尙ほ母の財産及び所持品は其子女の手に渡り、若し子女有せざる場合には、彼女の實の姉妹又は旁系の姉妹に讓渡される。之と同様に、世襲會長の職も亦男兒が父の後を繼承し得るのであるが、兄弟が數名あるときは、人選は選舉の原則に從つて行はれるのである。氏族は常に選舉權を持つのみならず、罷免權をも持有し居る。現在オージブワ部族の人口は約一萬六千であるから、各氏族につき平均七百人と云ふ割合と

なる。

(二) ポトワツタミ部族。此部族には十五氏族がある。即ち左の通りである。

- 1、狼氏族、2、熊氏族、3、海狸氏族、4、麋氏族、5、北地阿比氏族、6、鷺氏族、7、蝶鯨部族、8、鯉部族、9、禿鷲氏族、10、雷氏族、11、兎氏族、12、鳥氏族、13、狐氏族、14、七面鳥氏族、15、黑鷹氏族(三)。

(III) (一)モアー (二)ムコー (三)ムク (四)ミツシアワ (五)マアク (六)クヌー (七)ヌマ (八)ヌマベナ (九)ムゲゼワ (十)チエクワ (十一)ワトボソ (十二)カーカーゲシエ (十三)ソケシ (十四)ベシナ (十五)ムケイシ
 ヌシエカカ。

家系、相續並びに婚姻法は、オージブワ部族に於けると全く同一である。

(三) オターワ部族。オージブワ、オターワ、ボタワツタミの三部族は何れも本源的の一部族の細分されたものであつて、彼等が初めて發見された當時は聯合を組織して居た。そしてオターワ部族が氏族から成立つて居たことは疑を容れぬ所であるが、其各氏族は今日尙ほ不明である。

(四) クリー部族。初めて發見された當時にあつては、此部族はスベリア湖の西北岸に據を占め、之れよりハドソン灣に版圖を擴大し、更に西して北方の紅河地方まで進み、其後シツカチエワン地方

及び其北部を占有したのである。ダクタ部族やうに、一時は存在したものと推定される氏族組織を喪失したのである。言語學上から觀れば、彼等に最も近い類族はオージブワ部族であつて、風俗習慣は勿論其外貌までも兩者甚だ酷似して居る。

(九) ミシシッピ部族

ミシシッピ部族の各の下に集團する西部アルゴンキン部族はウキスコシン及びイリノイ二州に於てミシシッピ河の東岸を占有し、更に南に進んでケンタッキー州まで展開し、且つ東方はインディアナ州に及んで居る。

(一) ミアミ部族。ミアミ部族の最も近親な同族で、其昔は一括してイリノイ部族なる名稱の下に知られたウエアス、ピアンケシアウ、ベオリア及びカスカスキアの四部族は今日では其人口甚だ少く、往者に於けるやうな安定した農業生活の慣習を棄て、了つて居る。彼等が以前に氏族制度を持つてゐたかどうかは未だ確證されぬが、民族的組織をなしたものではあるらしく思はれる。ミアミ部族には次に掲げる十氏族がある。

- 1、狼氏族、2、北地阿比氏族、3、鷺氏族、4、黑鷹氏族、5、豹氏族、6、七面鳥氏族、7、

浣熊氏族、8、雪氏族、9、太陽氏族、10、水氏族(四)。

(四) (一)モフワ (二)モングワ (三)ケンダワ (四)アーバコセエア (五)カノーザワ (六)ピラワ (七)アー
センナ (八)モンナト (九)クルスワ (十)不詳

境遇の變化と人口の減退との結果として、彼等の氏族組織は今や急速に滅亡せんとしつゝあるが、人口減少が始まつた當時にあつては、家系は男系に依り、同氏族内の近親婚姻は嚴禁され、世襲會長の職及び財産は氏族内に於て世襲することゝなつて居た。

(二) ショーニー部族。アルゴンキン種族の最高代表の一とも云ふべき此顯著にして頗る文化程度の發達した部族は今も尙ほ氏族制度を保存して居る。尤も古代の氏族制に代ふるに一の民政組織を以てし、第一、第二の兩首領會長及び一の參議會を有し、民衆の一般投票によつて年々此等の會長を選擧し又は參議員なりを選擧するのである。ショーニー部族には十三氏族があつて、社會的目的並びに系圖的目的の爲めに今日も尙ほ殘存して居る。左に列擧するものが即ちそれである。

1、狼氏族、2、北地阿比氏族、3、熊氏族、4、黑鷲氏族、5、豹氏族、6、梟氏族、7、七面鳥氏族、8、鹿氏族、9、浣熊氏族、10、海龜氏族、11、蛇氏族、12、馬氏族、13、兎氏族(五)。
(五) (一)ムワワ (二)マダワ (三)ムクワ (四)ウエワシー (五)ムセバセ (六)ムスワ (七)バラワ(八)

アサケセ (九)シアバード (十)ナマサー (十一)マナト (十二)ヘサワ (十三)バードケニローセ。

家系及相續と、氏族外の婚姻に關する規定とはミアミ部族に於けると同一である。一八六九年ショーニー部族は僅かに七百人を算するのみで、一族に對する平均割當は五十人位のものであつた。彼等の人口は嘗ては三四千人で、アメリカ・インディアン諸部族の平均人口を超えて居たのである。

ショーニー部族は或る種の制限の下に其子等を父か母かの氏族又は他の氏族に入籍せしむる慣習を有して居たが、之はミアミ、ソーク及びフォックス部族にも共通であつて、一顧に値する問題である既に證示したやうに、イロコイ部族にあつては其各氏族は人々に附すべき特殊の名稱を有し、他の何れの氏族と雖も之を採用する權利を持たないのである(六)。此慣習は恐らく一般に普及されたものと考へられる。ショーニー部族間にあつては、此等の名稱は其名稱の屬する氏族の權利をも伴つたのであつて、名は即ち其人の氏族を決定したのである。如何なる場合に於ても、世襲會長は自己が支配すべき權能を附與されて居る氏族に屬さねばならぬものであるから、女系から男系に家系を變更したのは此慣習に胚胎したものらしく思はれる。即ち先づ第一着に息子をして父の後を繼ぐことを得せしめ、第二には子等が父の遺産を相續することを得せしめたのである。従つて一人の息子が命名される場合に、父の氏族に屬する名を附けらるれば、其息子は父の氏族に歸屬し、父を繼承すべき家系を採るの

であるが、繼承權は選舉の形式に従ふのであつた。しかし父は此問題に對して何等の支配權も有せずそれは該氏族によつて何人かに委託されるのであるが、此委託を受くる者の大部分は既婚女であり、子に與ふべき名を決定する權能を附與されて居る。此等既婚女は命名に際し必ず相談を受けることになつてゐた。シヨニー部族の各氏族間に於ては一種の取極によつて之れ等の人々は此命名權を有し正規の手續を経て命名されるれば、其者は其名の屬する氏族に入籍するのであつた。

(六) 總ての部族に於て名は氏族を表はした。斯くてソーク、フォックス兩部族間にあつては「長角」と云ふのは鹿氏族に屬する名稱であり、「黒狼」は狼氏族の固有名稱であつた。次に鷲氏族にあつては次に列舉するやうなものが其各の典型的のものであつた。カボナ(巢を引張る鷲)、ジャクワカーベ(首を上げて棲る鷲)、ベアターナカーホク(大枝の上を飛翔する鷲)。

シヨニー部族には家系に關する古代的規定の痕跡が今日でも残つて居る。そして本著者は右に關して次のやうな説明を聞いたのである。曰く、狼氏族の一世襲會長ラーホウエーが將に死なんとした臨終の際に、自分の實子の代りに一人の姉妹の子をして自分の後任者たらしめたいとの希望を陳べた。然るに甥のユスクワセは魚氏族に、子は兎氏族に屬して居たので、二人とも代々會長の職を世襲すべき氏族たる狼氏族に先づ轉籍するにあらざれば、死者の後を繼ぐことが出来なかつた。之れがため、其會長の希望を尊重して、彼れの死亡後甥の名は狼氏族の名の一たるテバターゴセに變改さ

れ、然る後彼は初めて世襲會長に選舉されるのであつた。斯の如き怠慢な措置は氏族組織の頹廢を物語るものではあるが、今を距る餘り遠からざる時代に於いて、シヨニー部族の家系は女系であつたことを立證するのである。

(三) サーク及びフォックス部族。此等の兩部族は一部族に合同し、次の氏族より成る。

1、狼氏族、2、熊氏族、3、鹿氏族、4、麋氏族、5、鷹氏族、6、鷲氏族、7、魚氏族、8、水牛氏族、9、雷氏族、10、骨氏族、11、狐氏族、12、海氏族、13、蝶鮫、14、巨樹(七)。

(七) モファウキツツウク (二) マクキスツジク (三) バシアガサワキツツウク (四) マシアワウク (五) カカクキツツウク (六) バミソツウク (七) ナマシツウク (八) ナムツスツウク (九) ナマキニューク (十) アークネナーク (十一) ワーコアウキツツジク (十二) カチエコネアウエツウク (十三) ナマウエツウク (十四) マシエマターク。

家系、相續、及び氏族外婚姻を必要とする規定等は何れもミアミ部族に於けるものと同一である。一八六九年彼等は人口僅かに七百を算したのみ、即ち各氏族につき平均五十人の比例であつた。現に残存する氏族の數から判斷すれば、過去二百年の間、彼等の人口は今日に數倍したものと證明される。

(四) メノミニー及びキカプー部族。互ひに獨立して居る此等の二部族は何れも氏族組織を持つて

居るが、其氏族名は今に至るも尙不明である。メノミニ部族に關しては、最近まで家系は女系に依つたことは、一八五九年此部族の一員アントアヌ・グーキーが予に與へた次の物語によつて立證される相續法に關する予の質問に答へて彼は曰く、若し假に私が死亡するとすれば、私の兄弟等と母方の叔父が私の妻及び子等から私の遺産を奪ふであらう。私達は今日では子等が私達の所持品を相續することを期待はするもの、果してそれが確實かどうかは分らない。舊法律に據れば、私の遺産は私の子に非ざる最近親の親族の手に渡る。即ち兄弟か姉妹か母方の叔父か、それを相續する規定であると。是に依つて之を觀れば、財産なるものは同一氏族内に於て世襲されたが、此相續權は單り女系に屬する男系親に限られたことが分るのである。

(十) ロツキト山脈部族

(一) 血黒足部族。此部族は次の五氏族より成る。

1、血氏族、2、魚食氏族、3、スカンク氏族、4、『今は絶滅せる動物』氏族、5、麋氏族(八)。

(八) (一)キノ (二)マイメオヤ (三)アーベキ (四)アネアー (五)ポノキツクス。

(二) ビエガン黒足部族。此部族は次に掲げる八氏族を包含する。

1、血氏族、2、スカンク氏族、3、蹠脂氏族、4、内脂氏族、5、魔法氏族、6、不笑氏族、7、

飢える氏族、8、半死肉氏族(九)。

(九) (一)アーアービターズ (二)アーベキエ (三)イーボセマー (四)カカボヤ (五)モタトシス (六)カーティヤエミ

ツクス (七)カータゲマーネ (八)エコトビスタツクス。

家系は男系に依り、同氏族内の雜婚を禁じて居る。上に列擧した名稱中の或るものは氏族よりは寧ろ集團に適合するのであるが、直接に黒足部族の者から有能な通譯者(アレクサンダー・カルバートソン夫妻、妻の方は生粹の黒足部族の女)を通じて聞いたことであるから信據するに足ると私は信ずる。尤も或る場合には、氏族の綽名が其本來の氏族に代つたことも有り得るのである。

(十一) 太西洋部族

(一) デラウエーア部族。既に一言して置いた通り、デラウエーア部族は分離生存を繼續した期間から觀て、アルゴンキン部族中最も古いもの、一つであると云はねばならぬ。彼等が其初め發見されたとき、發祥地はデラウエーア灣の周圍及び其北部の諸地方であつて、彼等は次の三氏族を含む。

1、狼氏族——トウイクシート(丸い前跣の意)、2 海龜氏族——ボケクイウンゴ(這ふの意)、3

七面鳥氏族——ブルラクツク(誓まぬの意)

此等の三氏族は胞族のやうな性質を帯びて居る。蓋し其各が更に十二氏族(一〇)に細別され、何れも氏族の特色を具へて居るからである。此等の氏族名は、縦ひあらゆる場合にさうではないにしても、大部分個人的の名であり、殊に女名である。此特色が餘り他に例が無い珍しいものなので、予は一八六〇年カンサスに在るデラウエーア部族の保留地に於いて、教育ある一デラウエーア人ウキリ・アム・アダムズの援助を得て、出来るだけ詳細に之を調査したが、此等の細分の起源を發見することは到底不可能なる事が分つた。然し彼等は名祖的祖先であつて、それから諸氏族の各成員が分岐派生して末裔をなしたもののやうに思はれる。尙ほ此事實は胞族が氏族から自然に發達したものであることをも立證するのである。

- (一〇) 一、狼氏族(トウイクシート) (一)マリアングリート(大きな足) (二)ウキーソー(黄樹) (三)バーサ
クナモン(玉蜀黍根こぎ) (四)ウエヤルニーカート(注意して入る者) (五)トウーシユワルカマ(川を越えて) (六)オル
マホ、朱(七)ブナルユー(爐邊に立つ犬) (八)クキニクチャ(長身) (九)ムーンハルタルネ(掘る) (十)ノンハルミン(流
を漕ぎ上る) (十一)ロングシユハルカルト(薪丸太) (十二)モースト(齋らす)。
二、海龜氏族(ボケクウソゴ) (一)オカホキ(統治者) (二)タコウソゴト(高い河岸) (三)シーハロンゴト(小丘を
引き下す) (四)オレハルカルメカルト(選挙人) (五)マーハロルクテイ(勇敢なる) (六)トウーシユキバクキシ(綠葉)

(七)トウングルンゲシ(最小海龜) (八)ヴェルムンゲシ(小海龜) (九)リークキナイ(鼈) (一〇)クキサエセキースト(鹿)
因みに他の二氏族は既に絶滅に歸して居る。

- 三、七面鳥氏族(アルラクツク) (一)モハララ(大鳥) (二)レレウエ(鳥の啼聲) (三)モークンクワホキ(眼の痛み)
(四)ムーハルモウキカルヌ(路を掻く) (五)オビングホキ(袋栗鼠の棲巢) (六)ムーホウエカーケン(老いたる向脛) (七)
トゴナオト(漂ふ丸太) (八)ヌーラーマルクルモ(水中に棲む) (九)ムークレントハルネ(根を掘る者) (十)ムーカル
ムフクセ(赤い顔) (十一)クラーワーホーケ(松林地方) (十二)ウーチユクハム(大地を掻くもの)。

デラウエーア部族に於ける家系は女系に依るのであるが、古代に於てアルゴンキン諸部族の間に此形式が普遍して居たのは全く之が爲めであらうと想像される。世襲會長の職は氏族内に於て世襲的であつたが、何づれも其成員間の選任により選任され、各成員は選舉權及び罷權の兩者を享有して居た。元來前記本源的の三氏族の成員は自己の氏族内に於ては互ひに近親婚姻を爲すことを嚴禁されたのであるが、最近に至つて此禁令は單に氏族の細分されたものみに局限されるやうになつた。例へば今や一の胞族を形作るに至つた狼氏族中の同名の人々は互ひに雜婚することを許されないが、他の名稱の者は互ひに婚姻しても差支ないことゝなつた。其父の氏族中に子を入籍せしめる慣習も亦デラウエーア部族間に普及して居り、従つてシヨニー、ミアミ二部族に於けると同様、男系女系が全く混沌として居る。尙ほアメリカの文明及び交通はインディアン諸部族の制度施設に一の術撃を加へ、

其結果彼等の人種的生活が漸次打破されつゝあることは争はれない事實である。

職の繼續に關する幾多の實例は、家系に關するアメリカカ土蕃の系統法をに就いて、最も満足的の説明を與ふるものである。デラウエーア部族の一女子は予に向つて、彼女及び其子等が狼氏族に屬し、夫は海龜氏族に屬する旨を告げた後、海龜氏族の首腦會長即ち世襲會長はであつた故、ケテム親分(タイフエラーナ)が死去したとき、彼の姉妹の息子にして彼の甥なるジョン・コナー(タイターネシア)が後繼者になつたが、此タイターネシアも亦海龜氏族に屬した。即ち死亡會長は一人の息子を持つて居たが、其者は他の氏族に屬し、従つて父の後を承けて世襲會長となる資格を缺いたものであると語つた。イロコイ部族に於けると同じく、デラウエーア部族に於ても亦世襲會長の職は兄弟から兄弟又は叔父から甥に傳へられたが、之れ全く女系を以て正統としたからに外ならぬ。

(一) ムンシー部族。ムンシー部族はデラウエーア部族の末裔であり、狼、海龜及び七面鳥の三氏族を持つて居る。家系は女系に依り、同氏族内の雜婚は許されず、世襲會長の職及び財産は氏族内に於て世襲的であつた。

(二) モヘガン部族。ケネベック河の南方に於けるニュー・イングランド・インディアン部族は悉く言語に於いて密接な類縁關係を有し、相互の方言を能く了解することが出来るが、此のモヘガン部族

も亦、ニュー・イングランド・インディアンの一部をなしてゐる。モヘガン部族が氏族組織を形作つて居るところを見れば、ペコット、ナラガンセット其他の小集團も亦皆に同一の組織をなして居たのみならず、其氏族はモヘガンと全く同じであつたに相違ないと推測される。モヘガン部族はデラウエーア部族と共通の三氏族——狼、海龜、七面鳥の三を持ち、其各は更に數個の氏族に細分されて居るが、此事實は偶々以て彼等が其系統に於てはデラウエーア、ムンシー二部族と直接に關係して居ることを立證するのみならず、尙ほ既に述べた如く、本源的一氏族が數個の氏族に分裂し、其細分されたものが更に一の胞族をなして互ひに結合される過程をも示すものである。此場合に於ても亦、氏族制度の下に胞族が如何に自然的に出現するかを知ることが出来る。由來アメリカカ土蕃間にあつては、本源的一氏族の分裂作用の證據を此モヘガン部族程明瞭に示すものは殆んどないのである。

モヘガン胞族はアメリカカ土蕃の他の何れの部族よりも著しく際立つて現はれて居る。蓋し彼等は各部族中に含まれた氏族の總てを網羅し、氏族の分類を明かにする爲めには是非共胞族について述べなければならぬ程であるからであるが、不幸にして吾々にはモヘガン胞族はイロコイ胞族ほど明瞭には分つて居ない憾みがある。彼等は全體に於て次の通りである。

一、狼胞族(トウイクセトウク)

第二篇 第六章 ガノツニア種族に屬する他の諸部族中の氏族

1、狼氏族、2、熊氏族、3、犬氏族、4、袋栗鼠氏族。

二、海龜胞族(トネバリオ)

1、小海龜氏族、2、泥海龜氏族、3、大海龜氏族、4、黃鱒氏族。

三、七面鳥胞族

1、七面鳥氏族、2、鶴氏族、3、雉鷄氏族(119)。

(111) 一、トウクセトウク胞族 (1)ネージアアオ (2)マークワー (3)ンチャアオ (4)ワーバクエ

二、トネバリオ胞族 (1)ガクボムテ (2)—— (3)トネバリオ (4)ウエソーマーウン

三、七面鳥胞族 (1)ナーアーマーオ (2)ガーコ (3)——

家系は女系に依り、氏族内に於ける婚姻を禁止し、又世襲酋長の職は氏族内に於て世襲的であつて兄弟より兄弟へ又は叔父より甥へ傳へられる。ペコット及びナラガンセット二部族にあつても亦家系は女系を以て正統としたことは、カンサスで私が出遭つたナラガンセットの一女子が私に語つた所である。

(四) アベナキ部族。此部族の名稱ワーベナキは日出の民と云ふ意義を有してゐる(120)。彼等はケネベック河以南のニュー・イングラント・インディアンよりも寧ろミクマク部族と血系を同じうして

居る。彼等には十四氏族がある。即ち

- 1、狼氏族、2、山猫(黒)氏族、3、熊氏族、4、蛇氏族、5、斑点動物氏族、6、海狸氏族、7、馴鹿氏族、8、蝶鱗氏族、9、麝香鼠氏族、10、鳩鷹氏族、11、栗鼠氏族、12、斑点蛙氏族、13、鶴氏族、14、豪猪氏族(121)。

今日では家系は男系に依り、氏族内の近親婚姻を古代には嚴禁したけれども、今日では此禁令は殆んど其強制力を失つて了つた。又世襲酋長の職は氏族内に於て世襲することとしてあつた。上に列擧した氏族中の數個はオージブワ部族に於けると同一である。

(121) 『類縁關係の系統』中にインディアン諸部族中主なるもの、番名と其意味とが出て居る。

(122) (1)マルツサム (2)ピツス (3)アーウエース (4)スクーク (5)アールンクス (6)タマークワ

(7) マーグレル (8)カーパーセ (9)ムスカス (10)クチェガールゴ (11)メーコアー (12)チェ

グワリス (13) クースク (14)マードーウエース。

(122) アサバスコ・アバシユ部族

ホドソン灣地域のアサバスコ部族並びにニュー・メキシコに於けるアバシユ部族は本源的の一

種族から分岐した苗裔であるが、果して彼等が氏族組織をなして居たかどうかは確かではない。一八六一年ホドソン灣地域に滞在中、予は兎アサバスカン及び赤小刀ヤサバスカンの二部族間に於て此疑問を解決しようと努めたけれども、適當な通譯が得られなかつた爲めに其企圖は遂に失敗に歸した。

が、若し氏族制度が存在したものとすれば、調査研究の方法は不完全であるとしても、其痕跡は發見することが出来たのであらうと思はれる。故ロバート・ケンニコットは私の爲めにアチア・オテ・ンネ（一名奴隷湖アサバスカン部族）の間で同一の企劃を試みたが、之れ亦成功を見るに至らなかつた。彼は婚姻について又、世襲會長の職と家系との關係について或る特殊の規定のあることを知つたが、此事實は偶々氏族制の存在を示すものであるかに見える。然し同氏は満足すべき研究資料を手に入れることは出来なかつた。ユーコン河地方のクツチン部族一名ルーシユ部族はアサバスカンに屬するものである。故デヨード・ギツプズは本著者に一書を送つた。其中に曰く、マツケンジー河のシムソン貿易場に於ける一紳士からの手紙に、ルーシユ部族即ちクツチン部族には社會の三階梯——三階級があると述べ、尙ほ其紳士は言を續けて、勿論彼等の間に存する類縁標號には恐らく等差があらうけれども、何れにしても此社會階級とは類縁標號を誤つたものであらうと云ひ、更に彼の言に據れば、ルーシユ部族間にあつては男子は決して自己の屬する階級の中から妻を娶らず、必ず他の階

級から嫁を迎へ、最高階級に屬する會長と雖も自己の世襲的階級を失ふことなくして最低階級から妻を貰ふことができ、子等は其母の階級に屬し、又同一階級の人々は、假令所屬部族を異にするとしても、決して互ひに争鬭などはしない。

アサバスカン部族と密接ではないが、少くとも言語上に於て類族關係にある、北アメリカ西北海岸のコーシユ部族間に於ても氏族組織が立派に存在して居る。ガラティン氏の言に據れば、コーシユ部族も亦他のインディアン部族のやうに部族若くは藩族に分れて居ると云ふことであるが、更にヘル氏は此部族と藩族との區別については、オレゴン州のインディアン間には何等の痕跡を見出すことが出来ぬといつてゐる。部族（又は氏族）の名は動物名に因んだもので、例へば熊、鷲、鳥、鼠海豚、狼等の如くである。……又相續權は女系に存し、一族の中で最も勢力ある首腦會長を除き、總て叔父から甥へ傳へることになつて居るとはガラティン氏の説である。

(十三) 西北海岸のインディアン部族

コーシユ部族を除く以外の、これら部族中の或るものに在つては、氏族制度が普及されて居る。

ギップズ氏は本著者に一書を寄せて曰く、ビュージエツト・サウンドを去るに先だち、私は幸ひにして我等の謂はゆる北部インディアンなるもの、主なる三種族の代表者に遭つたが、此等の北部インディアンなるものはヴァンクヱア島の北部よりロシア領に擴がるアメリカ大陸の西北沿岸に棲息する種族で、更にエスキモー種族の果てにまでも及んで居る。此等の代表的典型より私は明確に類縁標號制度が少くとも此等三種族には現存して居ることを知ることが出来た。私が茲に言ふ種族は、先づ西北沿岸から始めて、彼等集團中の一人の言に據れば、一般にステイキーン部族と云ふ名稱の下に知られて居るトリンキツト部族、次ぎにトレイダ部族、及びカランティン、ウキーズ兩氏の謂はゆるチムサイアン部族等であつて、彼等に共通の四トリテムがある。曰く鯨トリテム、狼トリテム、鷹トリテム、鳥トリテム。此等四トリテムの何れと雖も同一トリテムに屬する者とは縦令部族を異にするとも、婚姻を許されぬ。殊に注目すべきは、此等の國民は互ひに全然相異つた種族を形作る一點にある私がかく云ふ意味は彼等が全く言語を異にし、其間に何等類似の點を認めることが出来ぬと云ふことである。又ドル氏は其後公けにしたアラスカに關する彼の著者中に述べて曰く、トリンケツト部族は大鴉トリテム(エール)、狼トリテム(カヌーク)鯨トリテム及び鷹トリテム(チエスル)の四トリテムに分れて居ると。相異なるトリテム間に於てのみ婚姻を許され、子は其母のトリテムに歸屬するの

を通則とすると。

ヒューバート・エイチ・バンククロフト氏はトリンケツト部族のトリテム制につき更に一層詳しく説明し、要するに彼等は二胞族に分れ、數氏族が其兩者に屬して居ることを立證して居る。スリンキート部族に關しバンククロフト氏は曰く、同種族は二大別——即ち二個の藩族に分れ、其一を狼藩族と呼び、他の一を大鴉藩族と稱するが、大鴉藩族は更に蛙、鷺、海獅、梟、鮭の五副藩族に區分され、狼藩族の方は熊、鷺、眞海豚、鱧、海雀の五副藩族に分れて居る。……尙ほ同一藩族に屬する部族は決して互ひに争闘せぬが、それと同時に、同一藩族内の婚姻は絶対に禁じられる居る。斯くて狼藩族に屬する若き戰士は其敵手を大鴉藩族中に求めなければならぬと。

エスキモー種族はガノワニア種族に屬せず、彼等がアメリカ大陸に占據するに至つたのは、ガノワニア種族中の諸部族に比べると遙かに後代のことである。

(十四) サリシユ、サバプティン、クートネイ部族

コロムビア河の流域に棲息する諸部族は一般に氏族組織を有せないが、今上に列擧したのは彼等の中にあつて主要なる種族である。アメリカの有名なる言語學者ホレイシヨ・ヘール及び故デヨーデ・

ギップズは兩人とも此主題に特別の注意を拂つて研究を試みたが、彼等部族の間に氏族制の痕跡だに見出すことが出来なかつた。此著しく廣大な地域がガノワニア種族の搖籃の地であり、其處を他の地方への移住の出發點として、アメリカ大陸の太西洋、太平洋沿岸兩方面に展開したと信すべき有力な理由があるのである。それ故に、彼等の祖先は少くとも氏族を組織したのであるが、其後頽廢に委せられて、竟に氏族制の滅亡を見たものと解せざるを得ないのである。

(十五) ショシヨニー部族

テキサス州のコマンシュ部族、ユート部族、ボンナク部族、ショシヨニー部族及び他の數部族は此ショシヨニーと云ふ一大種族に屬するのであつて、ウヤンドート部族の混血兒たるマツシユー・ウオーカーは一八五九年本著者に向つて、彼がコマンシュ部族と同棲し、右の部族が次に列擧する諸氏族を包含することを語つた。

1、狼氏族、2、熊氏族、3、麋氏族、4、鹿氏族、5、土掘鼠氏族、6、馴鹿氏族。

若しコマンシュ部族が氏族制度を持つて居るとすれば、之と祖先を同じうする他の諸部族も亦同様であると推定せざるを得なから。

ニュー・メキシコ以北の北アメリカに於けるインディアン諸部族が有する社會制度の概観は上述の如くであつて、今まで列擧した諸部族の大部分はヨーロッパ人が初めて彼等を發見した時代には、低位未開状態にあり、残る一部は高位野蠻状態にあつた。現に氏族組織が頗る廣い範圍に亘り、殆んど行渡らざる限無きまでに實施されて居る事實より判斷すれば、古代に於ても亦女系を正統として、彼等の間に氏族制度が普遍して居たと推定すべき理由は充分にあるのである。然も彼等の氏族制度は純然たる社會的のもので、氏族を其單位とし、體制系列の殘餘部分としては胞族、部族、聯合の三者を有してゐたのである。此等連續的結合及び再結合の四階梯は政治觀念の發達に關する彼等の經驗の全部を言ひ表はすものである。尙ほアリアン及びセミチック部族中の主なるものも亦、未開状態から脱出して文明の域に入つたとき、之と同じ體制系列をなして居たのであるから、此氏族制度なるものは事實上、古代表社會の全體に普遍したものであつて、一つの共通な起源を持つと推定し得るのである。

複性的の群に關しては、家族と云ふ觀念の發達に關聯して後章更に一層詳細に亘つて論述する積りであるが、此の群が氏族制度を産んだものであつたことは明白であり、従つてアリアン、セミチックウラリア、テュラニア、ガノワニア等の人類諸種族は劃然として一の共通種族たる此複性分岐群から

したものであると断定しても決して誤謬はないやうに思はれる。即ち此複性的民群は之に接種するに氏族組織を以てし、此組織から世界中のあらゆる種族が派生し、遂にそれ／＼特殊の種族として分化したものと見る外はない。私の信ずるところによれば、將來此方面の研究が益々發達して、更に一層詳細を極めた規模を以て事實を立證することになれば、此結論は究竟するところ、世人をして容認せしめざるを得ないものとなるに相違ないのである。野蠻時代の晩期を通じ、未開時代の全體に亘り、而して更に文明時代の初期に入つてまでも、能く人類をして社會組織を維持するを得せしめた此一大體制系列は、決して偶然に出現したものではなく、既に存在して居た要素から自然に發達したものに外ならない。之を理論的に又嚴密に解釋すれば、此體制系列は苟しくも氏族組織を有する一切の人類種族が全然其起源を一にして居ることを立證するものと観ることが出来るであらう。

(十六) 村落インディアン

(一) モキ部落インディアン。モキ部族は嘗てはニュー・メキシコの一部であつたアリゾナ州に於ける小コロラド河附近の彼等の古代からの共同家屋に棲息して、他から何等の妨害も受けずに居る。共同家屋は其數七。彼等は現に昔ながらの社會施設の下に生活して居るが、今日のところでは嘗て彼

等が発見された時代にズニよりクズコまで行渡つて居たインディアン諸部族の生活の典型を可なり良く示して居ることは異論の無いところであらう。ズニ、アコマ、タオスを首めニュー・メキシコに於ける他の數部落は一五四〇年より一五四二年までに探検家コロナドによつて発見された當時と全く同様の社會構造を現に有して居る。一見すると彼等は甚だ接近し易いやうに思はれるにも關らず、彼等の生活状態や家族の諸施設に關しては實は殆んど何にも知られて居ない。又何等系統的の調査研究も未だ嘗て出來て居らず、偶々僅かばかりの研究資料が印刷に附せられたけれども、それ等は概括的であり偶發的であつて、殆んど價值が無いのである。

モキ部族は氏族組織をなし、氏族數は九であつて次の通りである。

1、鹿氏族、2、砂氏族、8、雨氏族、4、熊氏族、5、兎氏族、6、草原狼氏族、7、響尾蛇氏族、8、煙草氏族、9、蘆草氏族。

合衆國の外科醫助手たるテン・ブレイク博士はキモ部族の起源に關し、彼が前記の村落中の一から得た傳説をスクールクラフト氏に供給したが、彼等モキ部族の口碑に據れば、數年前に彼等の大母(一)が、次に述べる順序に従つて、西部地方に於ける彼女の家に九人種を伴ひ歸つた。第一に鹿、第二に砂、第三に水(雨)、第四に熊、第五に兎、第六に草原狼、第七に響尾蛇、第八に煙草の植物、第九

に蘆草。

斯くして今日彼等の村落がある場所に、これらのものを土着せしめ、之れを人間に變態させて、現今の部落を建設させたので、人種上の差別は今尙存續して居ると云ふ。一人のモキ人は彼れが砂氏族に屬すると私に語り、他の一人は鹿氏族の者であると云つた。彼等は何れも輪廻説の熱心な信仰家で自分達は死ねば必ず元の態形に戻つて、再び熊とか鹿とかに化身するのだと固く信じて居る。……政治は世襲的ではあるが、必ずしも現在の在職者の息子が後を繼ぐとは限らず、他の血統に屬する親族を撰びなければ、それも出来るのである。其當時に於ては彼等は既に低位未開状態から脱出して、中位未開状態に入り、氏族制度が充分に發達して居るのを發見した位であるから此氏族制が如何に良く彼等の變化した境遇に適合したか分るであらう。兎に角氏族制が村落インディアンの間に存在したことは信じ得べきであるが、更に此地方から東して北部の他の諸地方に至り、又南アメリカの全土については、ラグナ部族に關する外は、吾人の手許に何等確定的な研究資料は無い有様である。之れ實にアメリカに人種學に關する研究が如何に不完全極まるものであるかを語るものであり、同時に、彼等の社會制度の單位が僅かに一部分發見されたに過ぎず、且つ其意義が充分に了解されて居ないことを示すものと云はざるを得ない。然し前代に於けるスペイン著述家の中には之れが多少の痕跡を認め

た者も無いではなく、其後に輩出した二三の學者は其直接の知識を持つて居り、従つて此等の事實を綜合すれば、インディアン種族全體を通じて氏族制が普及して居たことにつき一點の疑念も挾まぬやうになるであらう。

多くの氏族に於てはモキ部族のその如き傳説が現に發見されるが、此等は何れも彼等の祖先は動物又は無生物の化身であつて、此等の動物や無生物が彼等の氏族の象徴となつたことを語つて居る。例へばオージブワ部族の鶴氏族の如き、二羽の鶴がメキシコ灣より大湖地方に、ミシシッピー河畔の原野から大西洋沿岸に至る廣大な地域の上を飛翔して、食物の最も潤澤な地點を探し廻り、竟にスーペリア湖口にある急流地方を撰擇し、爾來同地方は漁業を以て名高くなつたのであるとの昔譚を持つて居る。かくて河岸に舞ひ下つて彼等の翼を息めたとき、大神が其處に現はれて、たちどころに彼等を各一人の男女に化身せしめたが、此男女がオージブワ部族中の鶴氏族の宗祖となつたのであると云ふ。

尙ほ種々なる部族の中には、自己の有する名稱の動物の肉は一切之れを食はない氏族が可成存在するのであるが、之は必ずしもインディアン種族の總てに普遍して居ると云ふ譯ではない。

(二)ラグナ部族。ラグナ部落インディアンは之れ亦氏族組織を有し、女系を正統とすることは一八

六〇年ニュー・メキシコの歴史學會に於けるサミュエル・ゴーマン僧正の講演に據つても想定されるゴーマン僧正は曰く、各都市は部族又は家族に分類され、此等群族の名稱は何れも、鳥類、草本、木材、遊星又は地、水、火、風の四元素中の一に因むのである。上に述べた一千の住民の部落たるラグナ部落には此等部族の十七種が居住し、或る者は熊と稱し、或る者は鹿、或る者は響尾蛇、其他玉蜀黍、狼、水等種々様々の名稱を附して居る。子女は母の部族に歸屬することとなつて居り、舊慣に據れば、同一部族に屬する二人は婚姻することを禁ぜられて居るが、輓近に至り此慣習は古代に於ける程嚴格には遵奉されなくなり始めたやうである。

尙ほ土地は部族の財産として共有されては居るが、誰でも一の土地を開墾すれば、それに對して所有權を主張することが出来るのみならず、彼の死亡後に於ては其寡婦又は娘等に歸屬し、若し死亡者が獨身者である場合には、父の家族の所有に歸するのである。然し妻若くは娘が父の遺産を果して相續したかどうかは疑はしむ。

(三)アズテック、テズクカン、トラコバン部族。此等部族の社會組織如何及びメキシコのナフアトラク部族中殘存するもの、社會が果して氏族より成つたものかどうかと云ふ問題は次の章で述べることにする。

(四)ユカタンのマヤ部族。ヘレラは其著書の中で屢々親族と云ふ語に言及し、且つメキシコ、中央アメリカ及び南アメリカに於けるインディアン部族に關して、氏族を離れて見出されるであらうよりも遙に多數の人々が同血關係を基礎として組織した一の集團が存在すると云ふ意味を含蓄するものとして此親族なる語を用ひて居るのである。曰く、自由人を殺した者は被害者の子等及び親族に相當の賠償をなさなければならぬと。(ヘレラ著『アメリカ全史』ステイーンズ譯 Herrera's "Gen Trial History of America," Stevens' Translation 一七二六年ロンドン版第三卷二九九頁參照)。右はニカラグワ土蕃に就いて云つたもので、若し之が假に此土蕃と同一の慣習を有するイロコイ部族に關する話であつたとすれば、親族と云ふ語の代りに氏族と云ふ語を用ふべき筈である。尙ほヘレラはユカタンのマヤ・インディアンに就き一般的に説述して曰く、此種の損害に對して相當の賠償がなされるべきものである場合、若し仕拂ひを爲すべしとの判決を受けた者が判決通りを實行することにより貧窮のドン底に落ちて了ひさうであるとすれば、其親族が贖金したものであると(同著第四卷一七一頁)。此點は正に氏族制度の慣習と見做すべきではなからうか。更にアズテック部族につき、ヘレラは語を繼いで曰く、若し愈々有罪と決まれば、恩恵を以てしても將た又親族の力を以てしても犯人を死刑から免れしめることは出来なかつたと(同著第三卷二〇三頁)。同一の問題に就いて、之れ亦氏族組織をな

して居るフロリダ・インディアンに適用し得る、一の引證を與へることが出来る。ヘレラは曰く、彼等（フロリダ・インディアン）は法外に自分の子等を寵愛し、之を慈育して措かず、若し萬一子が死ねば、其兩親は勿論親族までも一年間必ず喪に服すのであつたと（同著第四卷三三頁）。餘程以前にインディアンの生活を視察した人々は、彼等の社會の一特色として、次のやうな事實を語つて居る。曰く、人々の多數は同族關係と云ふ羈絆によつて固く結束し、従つて其群族は實に親族と稱せられるに至つたと。

此等の觀察者は、此の親族なるものが一つの氏族を形作り、従つて氏族として、彼等の社會組織の單位をなして居ることを發見するまでに深く探究を試みなかつた憾みはあるが、然し恐らく之は動かすべからざる事實であらう。

尙ほヘレラはマヤ部族に關して述べて曰く、彼等は血統と云ふことに甚だ重きを置き、従つて彼等自身は悉く親族關係に立ち、互ひに援助を爲すものであると考へて居た。……彼等は、如何なる事情の下にも母若くは義姉妹又は自分等の父と同一の家名を附した者とは決して婚姻せず、此種の婚姻は法律に違反するものであると見做された（同著第四卷一七一頁參照）。要するに同血關係の制度の下に於けるインディアンの血統は氏族の觀念を離れては何等の意義をもなさないものであるが、此見解は

姑らく措くとしても、インディアンの社會制度の下にあつては、苟しくも同一氏族に屬する成員の總てに對して共通の氏族名を與へる所の氏族を通しての外は、父と子とに同一の名を附すべき何等の可能的な方法も無いのである。且つ父子を同一氏族に歸屬せしめるには男系を以て正統とすることも亦一の必要條件である。のみならず、これはマヤ部族間に於ては同一氏族内の近親結婚を嚴禁したと云ふ事實をも示すものである。ヘレラの言が正鵠を得て居るとすれば、それはマヤ部族間に男系を家系とする氏族制が存在して居たことを明かに立證するものと見ることが出来る。タイラーの如きも引證該博にして然も充分に咀嚼された人種學上の知識の寶庫とも云ふべき名著『人類古代史』(Tyler's "Early History of Mankind") の中、他の據所より同一の事實を引證して、次のやうに述べて居る。曰く、従つて北アメリカ・インディアンの慣習とオーストリア土蕃の慣習とが符合する點は、女系による藩族制を設け、之を以て婚姻制度に對する一の制限となした一事に存するのであるが、更に進んで中央アメリカの兩部に入れば、恰かも支那に於けるが如く、其地方に現はれて居る慣習は上に述べたもの、逆であることを吾人は發見する。現にダイエゴ・ドウ・ランダはユカタン部族の事を述べて、何人とも雖も自己の名と同じ父方の親族から妻を聚らなかつた。蓋し彼等の間では之を以て甚だ卑しむべき事となしたからであるが、其代り母方の最近親從姉妹と婚姻するのは少しも差支なかつたのである

と(タイラー著『人類古代史』二八七頁參照)。

(十七) 南アメリカ・カインディアン部族

南アメリカの全土を通じて、現にガノワニア式同血制度が行はれて居ると同時に、其昔氏族制度が存在したことを立證すべき痕跡を到る處に見出すのであるが、此主題はまだ十分に研究されて居ないヘレラは、一種の聯合組織の下に、インカ王族が連れて來たアンデス山脈の多くの部族に言及して、次のやうに述べて居る。曰く、斯くまで彼等の言語が多種多様に分れて居るのは民族が種族、部族、若くは藩族等に分れた結果に外ならぬと(ヘレラ著『アメリカ全史』第四卷二三一頁參照)。此場合に藩族の中に氏族が存在し居たと見做される。尙ほタイラー氏も亦婚姻並びに家系に關する法規を論ずるに方り、パナマ地峽を越えて南アメリカの更に南部に行つて見ると、藩族制度と婚姻に關する禁令とは共に、女系を根柢として再現して居るのを發見すると云ひ、更にベルノーは、英領ギアナのアラワク部族間に於ては『族性襲階級は母方の親族より出で、子等は父の親族との婚姻を許されるが、母の親族とは一切婚姻してはならぬ規定になつて居る』と述べて居る。最後に、マルティン・ドブリゾホツプアー神父はグワラニ部族が最も遠縁の親族との婚姻を一の重罪と見做して之を避ける慣

習となつて居る旨を述べ、尙ほアビボーン部族に關しては次のやうに説いて居る。曰く自然と祖先の貽した實例とによつて教へられた爲めか、アビボーン部族は最も遠縁の親族關係を以て自己と結附けられて居る何人とも婚姻することを夢想することすら蛇蝎視するのであると(タイラー著『古代人類史』二八七頁參照)。土蕃の社會系統に關して此等學者の言及する所は甚だ漠然たるを免れぬが、既に示された事實に照して之を考察して見ると、女系による氏族制度の存在と同一氏族内の近親婚姻禁止の事實とは兩々相俟つて彼等の言及を首肯するに足るものたらしめるのである。ギアナに於けるインディアン部族に就いてブレットは曰く、彼等は幾多の家族に分れ、各家族は例へばシウキデイ、カルアフデイ、オニシデイ等の如きそれ／＼特殊の家名を持つて居る。我等ヨーロッパ人の家族と異り、此等の家族は何れも女系を以て其家系とし、男女の性の何れを問はず、如何なる個人と雖も、自分と同名の家族の者と婚姻することを許されない。例へば、シウキデイ家の女は其母と同一の家名を持つが父も夫も共に其同一家族の者であることは出來ない。又彼女並びに其娘の子等も共にシウキデイ家を名乗ることが出来るだらうが、彼女の息子も娘も同一家名の者と婚姻する事を禁じられて居る。但し父の家族の者と婚姻することは好み次第である。此慣習は嚴重に遵守され、少しでも是れに違反することは不徳行爲と見做されて居る(ブレット著『ギアナのインディアン部族』Brett "Indian Tribes

of Guiana” 九八頁及び之を引用せるラボック著『文明の起源』Lubbock “Origin of Civilization” 九八頁參照)。プレットの謂ゆる家族とは、古代的形態に於ける氏族を意味するに外ならぬことは直ちに看取される所であらう。上に列擧した南アメリカ諸部族は、アンデス山地の部族を除き、其初めて發見された當時は、悉く低位未開状態又は野蠻状態に在つたのである。インカ村落インディアンの建設した政府の下に糾合されたペリユー諸部族の多くも亦低位未開状態に在つたことは、不充分ながらもガルシラソ・ドウ・ラ・ヴェガに於て發見された彼等の家族制度に關する記録によつて一の意見を立て得るとすれば、斯く肯定せざるを得ないのである。

(十八) 氏族組織は恐らくガノワニア種族全體に普遍的

さて、氏族制度の過渡史を究めようとするとき、吾々の注意は自然に南北兩アメリカの村落インディアンの向けられるべき筈である。蓋し彼等は其巧妙なる修養によつて夙くも中期未開時代に侵入し否殆んど右の時代の終局に近づいて居たからである。吾々は既に氏族制度の古代的構造について殆んど述べ盡したから、唯だ残る所はギリシア、ローマ兩民族間に行はれた氏族制度の最後の状態を説明することだけであるが、然し尙ほ系及び相續に關し、中期未開時代中に起つた變遷は、氏族制度史

に點睛して之を完全なものたらしめるには、是非共探究しなければならぬ題材である。蓋し氏族制度と云ふ此一施設が、初期並びにヨリ後期に及んで有した状態に關しては吾人の知識は可なり潤澤であるに關らず、其中間に介在する過渡時代については甚だ研究資料に乏しいのである。人類の何れの部族たるを問はず、苟しくも氏族が其最近の形態の下に残存して居るものにあつては、必ずや彼等の遠い祖先は古代の形態に於ける氏族を有して居たに相違ないのであるが、歴史上の批判を試みようとするれば、推斷よりは寧ろ肯定的證憑を必要とするのである。然るに此等の積極的證憑は村落インディアンの中に嘗ては存在したのであつた。今日吾々は村落インディアンの政治系統は政治的ではなく、社會的であつたと、充分に確言し得るのであるが、さればとて、低位未開状態に於ける諸部族の提供する所と同一位に精確な知識を以ては一般村落インディアン間の氏族組織に對し概括的に手を下し兼ねるのである。此種の知識を得べき絶好機會はスペイン人より成る征服者及び植民者に與へられたにも關らず、急進的發達の途中にある文明人にとつて斯くまで隔絶して居る社會状態を理解することは恐らく不可能であつた爲めでもあらうか、彼等は絶好機會を逸して了つたのである。兎に角社會の有機組織全體に其特色を深く印象せしめて居る此社會系統の單位に關して充分な知識を持たなかつた爲めスペイン史は彼等村落インディアンの政治的施設を描寫するに就いて全然失敗に歸したのである。

中央アメリカ及びペリユーに於ける古代建築の遺址を一瞥するだけでも、中期末開時代は人類の發達、知識の増進及び理智の擴大等の諸點に於て、一大進歩時代であつたことを充分立證するに足る。尙ほ人類の一部を文明の域に運ぶべき筈の人類進歩に究竟的の一大衝動を與へた製鐵法の發明以後、東半球に於ては、此中期末開時代に繼いで更に一層聳目すべき一時代が起つた。晚期末開時代が即ちそれであつて、發明と發見とが斯くまで神速に其數を増加した此時代中に於ける人類發展の壯麗さを吾人が翫味することは、村落インディアンが其顯著な實例を示した中期末開時代に於ける社會狀態に關する精確な知識を得ることによつて益々強められるであらう。一大努力に加ふるに忍耐強い煩勞を以つてすれば兎もすると消滅せんとするが儘に今日まで委せられてゐた知識の寶庫の少なくとも大部分を復活せしめることが可能であらう。吾人が現に有する研究資料に基けば、彼等が初めてヨーロッパ人に發見された時代に於て、彼等アメリカ・インディアン諸部族は普遍的に氏族組織を形作つて居たのであつて、よし多少の例外は見出さるゝにしても、それは概括的法則に微動だも與へるに足らぬと結論することは決して過當ではないのである。

第七章 アズテック聯合

(一) アズテック社會に關する誤見

メキシコの土人部落を奪掠したスペインの冒險家達は、アズテック政治は本質上にはヨーロッパに於ける現存の諸君主國と全く同種なる一の君主制であつたとの誤まつた見解を採用したのであるが、初期に於けるスペイン著述家等は何れも、アズテック社會制度の構成並びに原則を詳細なる研究を経ずして一般に此説を是認して採用したのである。茲に於てか此誤まれる觀念に伴つて、彼等アズテック部族の諸施設と少しも相容れない一の術語を生ずるに至り、其結果として、折角の史實を恰かもそれが大體に於て、充分研究した揚句の全然無根なる捏造説であるかと思はしめる位その効力を失墜せしめたのである。即ちスペイン人の侵略當時アズテック部族が占據してゐた唯一の要砦を奪掠占領すると共に彼等の政治組織を根柢より覆滅し、代ふるにスペインの統治を以てし、遂に彼等の内面的組織及び政體に關する研究資料は事實上堙滅に委せられて了つたのである(一)。

(二) スペイン・アメリカの諸歴史は、苟しくもそれがスペイン人の行動に關聯し、インディアンの行爲並びに個人的特色

に關聯し、又インディアンの武器、器械、道具、織物、食物、衣類及び之と同性質の物に關聯する限りに於ては殆んど悉く信を置くに足るけれども、インディアンの社會組織並びに政體、彼等の社會關係及び生活上の様式等に至つては、スペイン・アメリカの諸歴史は何等學ぶ所なく、又何にも知らないものであるから、三文の價值も無いのである。即ち吾人は此等の點よりして彼等を排斥し、彼等の中に包含されて居る事實にして、苟しくもインディアン社會について既に知られて居ることゝ調和すべきものがあるれば、之を利用し以て新たに研究を開始する自由を有するものである。

(二) アズテック部族の進歩程度

アズテック部族及び其聯合部族は鐵と云ふものについて全然無智であり、従つて鐵製の器具を有しなかつた。又貨幣を持たないので、物々交換によつて交易した。然し彼等は天然鑛に加工し、灌溉によつて開墾耕作し、綿製の粗雜な織物を製造し、煉瓦及び石材を用ひて共同長屋を築き、品質の優秀なる土器を造つた。蓋し彼等は既に中位未開状態に到達して居たのである。彼等は依然として共同に土地を所有し、親族關係にある數家族より成る大きな家庭に生活したが、尙ほ家庭の生活上に於ては夙に共產主義を實行したと信すべき有力な理由がある。彼等が一日に僅か一回規則正しい食事をするのみ——即ち晚餐を一回とするのみであつたことは理窟上確かな事實であつて、食事に際しては、家庭

の者は二組に分れ、先づ男子のみが單りて食し、其後に女子及び子供等が食事するのであるが、晚餐用の食卓も無ければ椅子も無く、たつた一回の日の日々の食事をば文明諸國民のするやうにして食べる事も知らなかつた。彼等の社會状態の斯う云ふ特色は、彼等の進歩の比較的程度を示して餘りあるのである。

メキシコ、及中央アメリカの他の諸地方並びにペリユに棲息する村落インディアンに關しては、彼等は當時地球上に存在した古代社會に於ける上述の状態の最も好適な實例を示した。即ち彼等は文明に向ふ進歩の大階梯の一を表示して居り、其階梯に於ては之に先だつ種族上の時代から派生した諸施設がより、高い發達の状態を示し、此等の施設は、人類が經驗を積むに従ひ、更に一層高級な種族生活の状態に傳はり、且つ文明の域に達することが可能となつたに先立ち、更に一段と進歩發達すべき性質のものであつた。然しながら村落インディアンはホーマー時代のギリシア人によつて斯くまでよく代表されて居るやうな高位未開状態に到達すべき運命の下には居なかつた。

メキシコ峽谷に在るインディアン部落は古代社會の一の墮落したる状態をヨーロッパ人に啓示したが、此状態たるや當時ヨーロッパ人をして飽くを知らぬ好奇心を喚起せしめた位それ程聳目すべく又珍奇を極めたものである。之れがために、メキシコ土蕃及スペイン人によつて爲された征服に關して

は彼等と同一の進歩程度の何れの民族に關してよりも、又同じ重要さをもつた如何なる事象に關するよりも多くの著書が刊行された。即ちそれは一に對する十の割合であつた。然るにも關らず、其諸施設や生活の様式が精確に知られて居ないこと此メキシコ・インディアン程甚だしいものは無いのである。其處に現はれた聳目すべき外觀はロマンスが燎原の火のやうに彌漫して、遂に今日に至るまで存続した程に想像の焔を燃やしたにも關らず、其結果として生じたアズテック社會の構造を遂に確實に知る事を得なかつた一事は、人類の歴史にとつて由々しい損失であつたと云はずばなるまい。之を以て何人を咎むべきではなく、只深く遺憾とすべき事である。従つて斯くまでの苦心慘澹の結果書き綴られた記録と雖も、將來アズテック聯合の歴史を再録するに方つて甚だ有用であることが分つて來るであらう。或種の事實に至ては依然實證的性質のものとして残されて居るから、それに依つて他の事實を演繹することが出来るであらう。事情既に此の如くであれば、本源的研究方法其宜しきを得れば少くとも適度に、アズテック社會制度の根本的特色を復活せしめることが出来るであらう。

(三) ナフアトラク部族

古代史に於て謂ゆるメキシコ王國として知られて居るもの、及び其後の歴史に現はれたメキシコ帝

國なるものは何れも空想上の一擬制に過ぎないのである。當時は實際彼等の諸施設に關する正鵠を得た知識を缺き、従つて時の政體を一の君主國として記述する爲めに、縱令一見根據と思はるべきものがあつたにしても、それが誤見であつたことは最早辯護の餘地の無いところである。當時スペイン人が發見したところのものはインディアンの三部族より成立つ一の聯合に過ぎず、是に符合すべきものはアメリカ大陸の各地に存在して居たのであつて、彼等の記述中此單純な事實より更に一步を進める機會が無かつたまでの話である。即ち政治は會長參議會によつて管掌され、之を補佐するに一名の軍務總指揮官があつたのであるから、言ふまでもなく一の二權政府であつて、文政は參議會之を代表し、武政は首腦軍務會長によつて代表されたのである。聯合部族の施設は根本に於て民主的であつたが故に、若し聯合よりも更に一層特殊な名稱を必要とすれば、該政府は謂はゞ武斷的民主政體とでも名づくべきである。

アズテック即ちメキシコ人、テズクカン、トラコパンの三部族は相結合してアズテック聯合なるものを形作り、社會的體制系列の二個の高級分子をなして居るのである。尤も第一及び第二分子たる氏族並びに胞族を彼等が果して有して居たかどうかは、スペイン人の著書の中には確然たる形を以つて少しも現はれて居ないのであるが、然し彼等は此系列中の失はれた分子を補足することによつてのみ

了解し得る或る施設を唯だ漠然と述べて居るに過ぎない。縦令胞族の方は必ずしも根本的の要素でないにしても、氏族は決して無くて済むものではない。何となれば、此氏族こそは實に社會制度の基礎たるべき單位であるからである。今日歴史上に現はれて居るやうなアズテック物情の茫漠にして然も路を見出し難い迷宮に入り込むことを避けて、私はアズテック社會制度の二三の特色のみに讀者の注意を促がしたいと思ふ。蓋し斯くすれば聊か其真相を説明するに足るからである。しかし、之を爲す前に先づ此等聯合部族と其周圍の部族との關係を一言する必要がある。

アズテックは實に北方より移住し來り、メキシコ峽谷の中及び其附近に據を下した七同族部族の一であつて、此等七部族はスペイン人征服時代に方つてはメキシコの歴史的部族の中に數へられたものである。そして彼等の傳説中に於ては一括して自らナフアトラク部族と稱したものである。

(四) メキシコに於ける彼等の移住

一五八五年にメキシコを漫遊し、一五八九年に至りセフルに於て一書を著したアコスタは此等の部族が代る代るアズトランから移住したことに關する土人間に行はれて居る傳説及び彼等の名稱、移住地等を述べて居るが、彼は部族の到着順は次の通りであると云つて居る。第一はメキシコ峽谷の

南方斜阪にあるホチミルコ湖に移住したソチミルカ部族（花種の民と云ふ意義）で、第二は前者よりも遙か後に來て、前者の附近チアルコ湖に臨んだ處に土着したチアルカ部族（口の民）であり、第三はテバネカン部族（橋の民）で、彼等はメキシコ峽谷の西方斜阪に於けるテズクコ湖の西方アズコボザルコに移住したのである。第四はテズクコ湖の東岸に據を占めたクルファ部族（不具の民）で、其後テズクカン部族として知られたものであり、第五に移住して來たのはトラトルイカン部族（長山脈の民）であつたが、彼等は湖水の周圍の峽谷が既に悉く占有されて居るのを見て、南方に向つてシエラ山脈を横斷し、山脈の向ふ側に定住する事となつた。第六はトラスカラン部族（パンの民）で、一時はテバネカン部族と同棲したが、其後遂に峽谷を東方に踰えてトラスカラに占據するに至つた。第七が即ちアズテック部族であつて、最後に來たり、現在メキシコ市の位して居る土地を占有したのであると。アコスタ著『東西インド博物誌及び道德史』グリュムストーン譯 “Acosta” Natural and Moral History of the East and West Indies” Grimstone's Trans. 四九七—五〇四頁參照）アコスタは尙ほ曰く、彼等は今日ニュー・メキシコと呼んで居る一王國を見出した遙か北方に横はる遠隔の諸國から移住した者であると（同書四九九頁參照）。ヘレラ及クラウキジエロも亦アコスタと同一の傳説を擧げて居る（『アメリカ全史』ステイーンズ譯一七二五年ロンドン版第三卷一八八頁。及びクラウキジ

エロ著『メキシコ史』カレン譯 Cavigaro's History of Mexico, "Cullen's Trans. 一八一七年フキラデルフキア版第一卷一一九頁參照)。茲に注意すべきはトラコバン部族については一言も云つて居ないことであるが、此部族は元來テベアカン部族から分岐したもので、他の部族がトラスカラン部族の定住地の直ぐ南方に位する一地域に移つてテベアカン部族として知られたと思はれるに對し、此トラコバン部族だけは己れの發祥の地に踏留まつたものゝやうに思はれる。之が如何にも事實らしい。此テベアカン部族は七洞窟の同一昔譚を持ち、且つナフアトラク語を操つたのである。(ヘレラ著『アメリカ全史』第三卷一一〇頁參照)。

此傳説は到底後から捏造したものとは受取れぬやうな性質の顯著なる一事實を包含して居る。其實とは何かと云ふに、七部族は互ひに直接共通に起源を有して居ること、之れは彼等の方言によつて確證されて居る。更に第二の事實は、彼等が何れも北方から來たと云ふことである。此事實は彼等が元來一民族であつたのが、分裂作用の自然的過程により、遂に七部族又はそれ以上に分離したものであることを立證する。のみならず、アズテック聯合をして單に蓋然のみならず可能的とまでならしめたものは實に此事實である。蓋し言語の共通と云ふことが此種の社會組織の缺くべからざる基調であるからである。

(五) 一三二五年に建設されたメキシコ部落

アズテック部族は自分達の占有した峡谷が最上の地利を占めて居ると見たが、其後屢々地位を換へた後、ペドレガルの圃園や天然の池に圍繞された一の沼地の真中にある猫額大の地域に據を占めた。此處に彼等は有名なるメキシコ部落(テノクティラン)を建設したのであるが、クラゲキエロの説に據れば、之はスペイン人が征服を爲したに先だつ百九十六年の事であつたのである。(前記『メキシコ史』第一卷一六二頁參照)。彼等は人口に於ても少數であり、其境遇も貧憐なものであつた。然し彼等にとつて幸なことには、ホチミルコ及びチアロー兩湖の出路及び西方の丘陵を源泉地とする河は彼等の本據地を流れてテスクコ湖に注ぐのであつた。地利を見抜くに敏捷なる彼等の事であるから堤道又は水堤を設けて、遂に自分等の部落の周圍に非常に廣い人工池を繞らす工事を完成したのである。そして前記池水から流出する水は充分灌漑の便があつたのであるが、尙ほテスクコ湖の水準線が當時は現今よりも遙かに高かつたので、全工事を了へたとき、此處にメキシコ峡谷に於ける何れも部族に比しても最も安全な地位を彼等に提供したのである。然も機械に依る土木作業によつて此大工事を完成した一事は實にアズテック部族の最大事業成就の一と云はなければならぬ。然も若し此事業を大

成することがなかつたならば、彼等は恐らく周圍の諸部族の水準線以上に進むことは出来なかつたであらう。獨立と繁榮とが之に繼いで生じ、且つ將來は四圍の峽谷部族に對して支配權を揮ひ得る勢力を有してゐたといふ事實が、アズテック部落の建設された當時の状態であり、然もそれが昨今の事であることは、事實上信據するに足るものとして容認し得べきアズテック傳説の語る所である。

スペイン人が征服を試みた時代に於て、七部族中の五部族——即ちアズテック、テスクカン、トラコバン、ソチミルカ及びチアルカンはメキシコ峽谷に棲息して居たが、其地域は極めて局限された面積であり、殆んどロードアイランドのそれに比すべきものであつた。同地域は長方形で、北方より南方までが最も長く、回周百二十マイル、何等水の捌口の無い山岳又は丘陵で、水を以て蔽はれて居る面積を除き、其總面積は約一千六百万マイルであつた。上述せる通り、峽谷は連岱を以て圍繞され、一山脈は他の山脈と相起伏し、其間に幾多の窪地を介在せしめ、之を一言にして云へば、全峽谷を圍むに屏風岩を以てして居る。上述の諸部落は大小約三十の部落をなして棲息し、其中メキシコ部落は最も大なるものであつた。尙ほ此等部族の大部分が峽谷外及び近隣丘陵の斜阪に移住したと云ふ證據は更に無いにも關らず、其反對に、現代メキシコ共和國の殘餘の各地方が當時ナフアトラット語と全く異つた言語を用ひ、其大部分が獨立して居た多數の部族によつて占有されて居たと云ふ證據は夥し

くなるのである。トラスカラン部族、其一分派とも想像さるべきチヨルラン部族、テベアカ部族、フエホトジノコ部族、テズクカン部族から派生したものと想像さるべきメズテイトラン部族及びトラトルイカン部族は何れもメキシコ峽谷外に棲息した他のナフアトラット部族であつて、トラトルイカン及びテベアカ兩部族を除けば何れも獨立の部族であつた。其領域の大小は問はず、兎に角自己の領土を有する約十七種の群族を形作り、且つそれ々々彼等の部族数だけの相異なる種族語を操つて居た他の部族の大部分はつまり今日のメキシコ共和國の殘餘の部分に占據して居たに外ならぬ。其分離及び獨立状態から推せば、彼等は之より百餘年前初めて發見された當時の合衆國又は英領アメリカに於ける各種の部族と殆んど全く同一な状態を繰返したものとでも評すべきである。

(六) 一四二六年に於けるアズテック聯合の建設

アズテック聯合が初めて組織された一四二六年以前には前記峽谷部族に關する物情で歴史的に重要なものは殆んど一ツも起らなかつた。即ち彼等は互ひに不統一の状態にあり、然も常に争闘を事とし彼等に極めて近接した地方を除いては更に勢力が無かつた。されば、恰かも此時代にアズテック部族の優秀なる地位が漸く其人口に於ても勢力に於ても他の部族の上に影響を及ぼし始めたのである。即

チイツコアトルと呼ぶ一軍務會長の下に、テスクカン及びトラコバン兩部族は覆滅されて、彼等が従前互ひに争闘した結果として、茲に一つの聯盟即ち聯合が形成されたのである。それは三部族間の攻守及び防守同盟で、或る程度に於て互ひに鹵獲品を山分けし、且つ彼等が征服した部族からの追貢を分配する約定を締結したのであつた。さて此等の献物は被征服部族の既製織物及び園藝上の作物より成つたのであるが(二)。之れを徴収するには一定の法式に従ひ、其誅求は頗る峻嚴を極めたものであつた。

此聯合組織の法式に至つては今日既に消滅して居る。詳細に亘る考證資料を缺くので、果して其聯合が勝手に更新し又は廢棄し得べき單なる聯盟に過ぎなかつたか、或はイロコイ部族のそのやうに當事部族は永久に確然たる關係に於いて相互調和さるべきものであつたかは今日に於て之を推斷することが至難があるが、兎に角各部族は苟くも地方自治に關しては、互ひに獨立して何等の干渉をも受けず、然も三部族は對外的には結束して一團をなし、侵略並びに防備の事に當つたのである。各部族にはそれ／＼會長參議會があつて、聯合それ自身の首腦軍務會長たるアズテックの軍務會長は聯合全集團の總指揮官であつた。此事はテスクカン、トラコバン兩部族がアズテック軍務會長の選舉若くは其確認に於てそれ／＼發言權を享有して居た事實から推定されるのである。然しアズテック部族が首

腦指揮權を取得したと云ふ事實は、偶々以つて該部族が部族聯合の條件を決定する上に最高權を揮つたことを立證するものである。

ネザフアルコジョトルはテズクカン部族の首腦軍務會長を罷免され、否少くとも其職を褫奪されて居たのであるが、丁度此頃(一四二六年)には、アズテック部族の斡旋により、軍務會長の職に再び就くことが出来たのであつた。此逸事は兎にも角にも、それが聯合であるにしても又は聯盟であるにしても此種の組織が初めて形成された紀元と見るべきである。

(二) クラウキジエロ著『メキシコ史』第一卷二二九頁、ヘレラ著『アメリカ全史』第三卷三一二頁、プレスコット著『メキシコ征服』Prescott "Conquest of Mexico" 第一卷一八頁等參照。

(七) 領土占領の範圍

此アズテック聯合組織の特色を説明すべき制限された若干の事實を論ずる前に、該聯合が其存立の短期間に、どれ程まで領土獲得に成功したかに言及せざるを得ない。

一四二六年より一五二〇年まで僅かに九十六年の短日月を閲したのみであつたが、アズテック聯合は絶えず近隣の諸部族と干戈を交へ、殊にメキシコ峽谷より南して太平洋沿岸に出で、それより更に

東してグワテマラに至る間の弱小村落インディアンと争闘の絶ゆる間とて無かつた。彼等は其地位に於て最も近接して居る部族から先づ着手した。そして自分等の多勢にして然も行動が集中的であるのを利用して、敵を屈服せしめ、遂に朝貢國たらしめて了つた。ところが此地方の村落なるものは其數こそ夥しけれ、何れも矮小なものばかりであつて、多くは煉瓦又は石造の大長屋が纔かに一棟、偶々此種の構造の建物が數棟集團をなして居る位に過ぎなかつた。然るに、此等の共同長屋はアズテック部族の侵略行動にとつては由々しい障碍をなしたには相違ないが、決して打勝ち難いものではなかつた(三)。兎に角此種の侵略は明かに鹵獲物を得、朝貢を強要し、又犠牲に供すべく俘虜を捕へたいと云ふだけの目的を以て、頻々として繼續され、遂には上記の地域内に於ける部族の主なるものは、僅少の例外を除き、悉くアズテック部族の軍門に降を乞ひ、中には今日ヴェラ・クルス市の存在する地方の附近に散在するトトナック諸村落も含まれて居た。

(三) 北部インディアンもさうであるが、アズテック部族は他と俘虜の交換もせず又釋放もしなかつた。北部インディアン間にあつては、養子縁組によつて救はれない限り、俘虜の運命は唯だく火灸の刑だけであつたが、アズテック部族にあつては傳道主義の戒めでもあらうが、不幸な俘虜はアズテック部族が常に崇拜する神への犠牲に供せられた。蓋し俘虜の生命を神への奉仕に利用すること——つまり野蠻人及び未開人の間に於ける太古からの慣習に従つて人間の生命を剝奪すると云ふ

ことは、社會制度中の第一級に對する崇高な概念の發露に外ならなかつたのであつて、此組織立つた傳道主義がアメリカ土蕃の間に初めて出現したのは中位未開状態に彼等が在つた時代であつて、宗教上の感情を通して人類を支配する権能を取得する一手段としての人間の犠牲及び偶像の發明と相關聯して居るのである。單にアメリカ土蕃のみ云はず、人類種族の主なるものには、恐らく之と同一の歴史があつたらうと思はれる。俘虜に關する三個の連續的慣習は更に未開時代中の三細分時代(低位、中位、高位)と並行して行はれた所であつた。即ち先づ第一時代には、俘虜は否應なしに火灸の刑に處せられ、第二時代に入つては、犠牲として神に供せられ、更に第三時代に及んで俘虜は奴隸とされたが、總て此等は俘虜の生命は拿捕者に於て剝奪すべきものであるとの原則から出發して居り、此原則は之を除去すべく文明とキリスト教との協力を必要とした位それ程深く人心に喰込んでゐたのである。

尤も此等の被征服部族を必ずしもアズテック聯合に強いて併合しようとは夢にも企てなかつた。それは彼等の社會制度の下にあつては、言語上の障壁が之を不可能ならしめた爲めである。従つて彼等は彼等自身の會長の治下に置かれ、彼等自身の風俗習慣に委せられたのである。兎に角此種の攻略の收穫が虚空であつたことは應て彼等の現實の社會制度そのものを暴露したに外ならぬ。心にも無い朝貢を強要するより外に何の目的も無くして、唯だ徒らに強者が弱者を膺懲することは決して國民組織を形作る所以ではなかつたのであつて、彼等が氏族制を實施する以上、一個人が氏族を通しての外は政府の一員となるべき何等の方途も無く、又一氏族がアズテック、テズクカン又はトラコバン氏族中

に編入されるには之を併合するより外なかつたのである。勿論アズテック聯合と雖も、自己が征服した部族に關して、恰かもロミュラスが爲したと云はれて居る如き、征服したラテン諸部族の氏族をローマに移すと云ふやうな手段に出でられない事はなかつたかも知れないが、アズテック聯合は縦令言語上の障壁は之れを艾除することが出来たかも知れないとしても、ロミュラス一流の觀念を形作るに足る程まだ進歩しては居らなかつたのである。之と同じ理由によつて、植民者も亦縦令彼等が被征服部族の間に輸送されたとしても、アズテックの社會體制の中に併合されるやうに對手を用意せしめる程に、被征服部族を同化する力は無かつたのである。事情既に此くの如くであつたために、アズテック聯合は自ら種を蒔いた恐慌主義を以てしても、換言すれば、被征服部族に重荷を負はすことによつても、唯だ徒らに反感敵意を鼓吹して、何時でも反逆を躊躇せざらしめたと云ふだけで、何等自己の勢力を強大ならしめた譯ではなかつた。然し或る場合には被征服部族の軍隊を利用し、戦利品を共に山分けするやうなことはあつたらしく思はれる。要するに、アズテック聯合なるものを形作つて後、彼等の爲し得た總ては、ナフアトラク種族に屬する他の諸部族の下に其聯合組織を擴大すると云ふことだけであつたのに、彼等は之を達成し得なかつたのである。ホチミルカ、チアルカン兩部族の如きは、アズテック聯合の組成分子ではなかつたが、朝貢を爲しつゝ、名義上は獨立を保つて居たのである。

謂ゆるアズテック王國又は帝國なるもの、物質的基礎に關して今日發見し得べきものは、今まで述べ來つた所で殆んど盡きて居る。同聯合は西方、西北方、東北方、東方及び東南方に於ては仇敵たる獨立諸部族と相對して居る。詳言すれば、西方ではメシヨアカン部族、西北ではオートミー部族（メキシコ峽谷附近に散在したオートミーの諸集團）、オートミー部族の北方に於てはチチメック部族即ち野蠻部族、東北部に於てはメズテイトラン部族、東方に於てはトラスカラン部族、東南に於てはチヨルラン部族及びフエホツジノ部族、更に彼等の此方にはタバスコ、チアバ、ザボテック等の諸部族と云ふ具合に、四面敵を以て圍繞されて居る。従つて此諸方面に於てはアズテック部族の領域はメキシコ峽谷を踰ゆる百マイルも擴がらなかつた。そして此峽谷を圍繞する地域の一部がアズテック聯合と彼等の永世の仇敵とを隔絶する一の中立地帯をなしたことは疑ひを容れぬ。兎に角此の如く局限された資料から、スペイン年代記中の謂ゆるメキシコ王國なるものは造られたのであり、其後普通歴史のアズテック帝國と云ふものに擴大されたに外ならない。

(八) 人口の概算

茲にメキシコ峽谷及び部落の人口に關して數言を費すことが必要であるが、峽谷に棲息して居たナ

フアトラク五部族の人口を確知する手段が無いことを遺憾とする。即ち何れの概算も單に推測に過ぎないのである。そこで概算に従へば一平方マイルに就き約百六十人、換言すれば、現在のニューヨーク州の平均人口の殆んど二倍、ロード、アイランドの平均人口に略ぼ等しいものがあつたと推斷し得るのである。此メキシコ峡谷内の總ての村落の住民は三十人乃至四十人だと稱せられるが、斯くまでの大人口を包容し得たことを示すべき充分な理由がどこにあるのか、吾人は之を認めるに苦しむのである。果して然りとせば、之よりも更に一層多い數を主張する人々は當然、家畜（牛羊）の群も持たず、田圃農業の術も知らなかつた一蠻族が、何が爲めに文明人民と同一の面積内に、此等の利點を以つて武装された後者が今日維持し得るよりも大なる人口の生命を支へて行くことを得たかを立證する義務があるであらう。而もそんなことは事實であり得ないと云ふだけの單純な理由の下に、此の如き立證は到底出来る筈がないのであつて、此人口中三萬は恐らくメキシコ部落に屬すべきものであつたらうと推定される（四）。

（四）スペインの諸歴史中に出て居るメキシコ人口の概算は千差萬別であるが、其中數個は戸數については一致して居る。

即ち、不思議な事には、何れも戸數を六萬として居る。一五二一年にメキシコを漫遊したメアゾは人口が六萬だと書いて居る

（プレスコット著『メキシコ征服』第二卷一二頁註釋參照）。尙ほコルテス軍に従つた無名の一征服者も亦六萬の人口と書いて

て居る（アツシユ、テルノー、コムパン）『H. Ternaux-Compans』第十編九二頁參照）。然るにモラ及びマターの兩人は戸數が六萬であると云ひ、此概算はクラウキジエロ（『メキシコ史』第二卷三六〇參照）及びヘレラ（『アメリカ全史』第二卷三六〇頁參照）の採用する所であり、プレスコット（『メキシコ征服』第二卷一二頁參照）も亦此説に賛成して居るのみならず、ソリスも六萬の家族と稱して居る（ソリス前掲著『メキシコ征服史』Sol's "History of the Conquest of Mexico" 第一卷三九三頁參照）。當時ロンドンの人口は僅かに十四萬五千に過ぎなかつた（ブラック著『ロンドン』Black "London" 五頁參照）。對し、此概算に據れば、メキシコの人口は三十萬であつたと云ふことになる。最後にクラウキジエロの引用して居るトルクマダは大膽にも戸數十二萬二千と書いて居る（クラウキジエロ著『メキシコ』第二卷三六〇頁註釋參照）。尤も此メキシコ部落に於ける家屋は、同時代に於けるニュー・メキシコの家屋のやうに、一般に大きな共同的家屋即ち共同長屋であつて、各家屋内に十、五十、乃至百家族を收容するに足るものであつたことは殆んど疑ひの餘地が無い。何れにしても人口及び戸數の概算上の此誤謬は法外なものであるが、其中メアゾ及び無名の一征服者の示したもののだけはあてになる概算に最も近いと云へる。何となれば、此兩人は概數の二倍以上を示して居らぬからである。

以上説くところに與へた諷示の範圍を超えて、峡谷部族の地位及關係を兎や角論することは不必要であらう。アズテック君主國なるものは、常に妄想的のものとしてのみならず、君主制度を發達せしめず發明をもなさなかつたインディアンを誤傳するものとしても、須くアメリカ土蕃史中より削除すべき筈のものである。蓋し彼等の形作つた政治は單に部族の聯合と云ふに過ぎず、それ以上には決し

て出なかつたからである。而かも其法式に於ても又對照に於ても、恐らく、イロコイ部族の聯合制とは匹敵すべきものではなかつたらう。由來此組織を論ずるに方つては、彼等の中公職に在るものを特に區別して説明するために、唯だ其軍務會長、世襲會長及び普通會長の三職を擧げるだけでも充分であらう。

メキシコ部落はアメリカ大陸に於ける最大のものであつた。其地形を見るに、人工湖水の中央にロマン的な地位を占め、石膏を以て塗沫した其巨大な共同長屋は眩さばかりの純白色を呈し、幾多の堤道を通じ、スペイン人の眼底には、遠く之れを望めば、彼等を驚倒せしめ魅惑せしめるやうな觀を呈したに相違ない。此部落こそ、ヨーロッパの社會から種族上の二時代分遅れて横はる古代社會の再現に外ならず、其生活上の秩序立つた法式から觀れば、吾人の好奇心を喚起し、吾人の熱誠を鼓吹するものと著しく思はれるところの一組織であると云はねばならぬ。

アズテック部族の進歩程度を示すに與つて力ある二三の詳細なる點は既に列擧したが、尙ほ茲に聊か附記する所があつても良からう。裝飾的の花園が彼等の部落に於て發見されたのみならず、武器及び軍装用の倉庫、改良を加へられた器械、優美なる技巧を施した木綿の既製織物、改善された器具道具、食物の種類増加、主として各被征服村落が物品を以て仕拂ふべき獻物の種類を表はす爲めに

用ひらるゝ繪畫文字、時間を計量する曆、物々交換をなす公開市場等は正に列擧附記すべきものである。尙ほ益々發展する都市生活の需要に應ずべく新設された幾多の行政公衙、僧道主義及び之に伴ふ寺院禮拜並びに人身御供其他宗教上の儀典が新たに創造されることとなつた。首腦軍務會長の職も亦益々其重要さを増して來た。此等の事情及び敢て詳細に亘つて説明するを必要とせざる他の幾多の事情は之に相應して彼等の社會施設が益々發達しつゝあることを語るものであつた。イロコイもアズテックも共に同一の本源的施設を持つたことは疑ひを容れないが、兩部族の生活状態の比較によつて示された通り、低位未開状態と中位未開状態との差異の中、二三の例は實に此くの如きものであつた。アズテック部族に於ける氏族並びに胞族の存否。

先づ今まで述べ來つたやうな根本的の諷示を試みて置いた以上、さて愈々茲にアズテックの社會體制に關する最も重要にして且つ最も解決困難の問題三個が残ることとなる。即ち第一には、氏族制及び胞族制が果して存在したかどうかと云ふ問題に關し、第二には、會長參議會の存否及び若し存在したとすれば、其職分果して如何と云ふ問題、第三には、モンテズマの占めた軍務總指揮官の職の存在並びに其職分に關する問題である。

(九) 氏族及び胞族の存在

往時のスペイン著述家達が、若し實際に於てアズテック氏族なるものが存在したとすれば、それを發見することが出来なかつたのは聊か奇とせざるを得ない。然しながら、此問題は二百餘年前にアメリカ人が初めて觀察を下したときのイロコイ部族に於けると殆んど同一であつたのである。動物の名に因んで命名された藩族がイロコイ部族間に存在して居たことは夙に指摘された所であるが、而もそれが部族並びに聯合の基礎たるべき一社會體制の單位であらうとは毫も思はなかつたのである(『イロコイ聯盟』七八頁參照)。かゝる有様であるから、スペインの觀察者がスペイン・アメリカの諸部族間に氏族制度の存在したことを氣づかなかつたと云ふ事實は直ちに以て斯かる組織が存在しなかつたと云ふ證據とはならないのであつて、若し果して實際存在したとすれば、それは單にスペイン觀察者の調査が此點に於ては甚だ皮相的であつたことを證するに過ぎぬであらう。

現にスペインの學者の書いたものの中には、氏族並びに胞族の兩者の存在を示す方に向けられた間接的、斷片的の證據が數多く存するのでそれ等の中の二三を茲に考察して見よう。先づ第一に、ヘレラが屢々親族と云ふ語を用ひ、此語によつて人々の群族が血統上の類縁によつて互ひに結合されて

居たことを示したことについては既に言及した通りであるが、其群族集團の大きさから考へると、之は正に氏族制を必要としたやうに思はれる。由來苗裔と云ふ語は往々にして親族よりも尙ほ一層大なる群族を表はす場合に用ひられ、實に胞族と云ふ意味をも含んだのである。

メキシコの部落は地理的には四區域に分割され、其各區域は一苗裔の占據する所となつて居たが、此謂ゆる苗裔とは、他の區域の住民に對する關係よりも、同血關係よりして相互間に、より密接な關係を持つた人々の集合を意味したのである。察するところ、各苗裔はそれ／＼一の胞族であつたらしいのである。尙ほ各區域は更に細分され、それ等の地方的細分區域の各は或る共通の羈絆によつて相互に結付けられた人々の一集團の占有する所となつて居たのである(ヘレラ著第三卷一九四、二〇九頁參照)。察するに、此等人々の集團は即ち氏族であつたものであらう。さて次に眼をトラスカラン近親部族に轉じて見ると、殆んど同一の事實が再び現はれるのを發見する。彼等の部落も亦四區域に分割され、其各には一苗裔づゝ住んで居た。そして各苗裔は、それ／＼其テュクトリ即ち首腦軍務會長を有し他の苗裔と區別すべき軍裝、それ自身の旗旌及び紋章を持つて居た。(ヘレラ著書第二卷二七九三〇四頁及クラヰキジエロ著書第一卷一四六頁參照)。一の人民として彼等は會長參議會の政治の下に在つて、スペイン人は此參議會にトラスカラン元老院と云ふ敬稱を奉つて居る(クラヰキジエロ著書

第一卷一四七頁に曰く、四名の軍務會長は職權上參議員であつたと。尙ほ同著第二卷一三七頁參照。）
チヨルラ部族も亦同様に六區域に分れ、ヘレラは之を區と名づけて居るが、之れ亦前と同様の推定を
齎らす（ヘレラ著第二卷三一〇）。アズテック部族は其社會組織の細分に於て、彼等が個々別々の集團
をなして占有すべき部落の部分々々を互ひに協定したのであるから、此等地理上の區域は彼等の移住
の様式から生じたものであらう。アコスタの後を承けてヘレラが爲したメキシコの建設當時に於ける
此等區域に關する簡略な物語が若し此説明に照して讀まれるならば、事情の真相は彌々明瞭となつて
來ることであらう。偶像を祀る石灰及び石材造りの禮拜堂の建築について物語つた後、ヘレラは尙ほ
言を繼いで次のやうに述べて居る。愈々此禮拜堂が出來上つたとき、其偶像は僧侶に命じて、自分の
爲めに建てられた家を中央にして、部族を四區即ち四區域に分ち、人民をして其親族及び從者と共に
此等區域に分住せしむべく、各組は自己が最良と思ふ通りに家を建つべしと告げた。今日セント・ジ
ヨン、セント・メーリー・ザ・ラウンド、セント・ポール、セント・セバステイアンと呼んで居るメキ
シコの四區域は實に之に外ならぬ。斯くて此分制が爲されると、偶像は再び彼等に命令して、自分の
指名する神々を彼等の間に配分すべく、又各區は神々に禮拜すべき特殊の場處を選定すべく、斯くし
てテノティトラン（即ちメキシコ）は建設されたのである。……前記分離運動が行はれたとき、そ

れが爲め損害を被つたと自ら思惟した部族は、自分達の親族や從者を引き具して、他の地方なる彼等
に極めて隣接したトラテリユコの方へ逃れ去つたのであつた（ヘレラ著書第三卷一九四頁參照）。
彼等が同族關係に基いて分裂され、先づ四同族に區分され、更により小なる同族に細分されたと見る
のがヘレラの此言の合理的解釋であらう。之は社會分裂の結果を述べる場合の通常の法式たるのであ
る。然し現に其當時の過程は此理論とは全く正反對に行つて居る。即ち同族の各集團がそれ／＼自分
で或る一定の地域に據を占め、斯くして地理的關係上最も近接して居るものを互ひに結附けたのであ
つた。最低の細分が氏族であつたと前提し、且つ各區域が親族關係にある諸氏族より成る一の胞族の
占據する所となつて居たとの推斷の下に、初めてアズテック部落に於ける彼等の最初の分布が完全に
了解される譯である。此前提が無いならば、満足すべき説明を與へる事は不可能である。氏族、胞族
及び部族を組織する一人民が一の町又は都市に定住することゝなつたとき、其當然の歸結として、彼
等は先づ彼等の社會組織上、氏族は氏族、部族は部族として團結して地位を占めたのであつて、ギリ
シア、ローマ部族も亦此有様で彼等の都市に住居を定めたに外ならぬ。例へばローマ三部族の如き、
氏族及びキュリアに組織され、其キュリアと云ふのは胞族に外ならず、彼等はローマ市に於て氏族、胞
族部組織をなして居を定めたのであつた。即ちラムヌ部族は、バラチノ丘を占有し、テイチイ部族は

主にクキリナル丘上に棲み、更にルレセル部族は大部分エスクイリン丘を其生活の本據としたのである。それ故に若しアズテック部族がたつた一の部族でありながら、氏族及び胞族を組織して居たものとすれば、必ずや彼等は其胞族數と等しい數の區域に分れて生活して居たことが分るであらう。そして同一胞族に屬する各氏族は大體に於て地方的にそれ自身で棲息したものである。夫と妻とは相異なる氏族に屬し、子等は其家系上男系か女系か何れかに依るのであるから、父の氏族に歸屬するか又は母の氏族に屬するかの何れか一であつた。そこで各區域内に住するもの、大部分は必ず同一氏族の者であつたに相違なし。

軍事組織は此等の社會的區分を根柢としたものであつて、恰もネストルがアガメムノンに向つて、軍隊を胞族及び部族によつて編成するように進言した如く、アズテック部族も亦氏族及び胞族によつて、編成排列されたものゝやうに思はれる。メキシコ人にして著述家なるテゾゾモックが編纂したメキシコ年代記中には、ミチョアカンの侵略計畫のことが出て居るが、『アザイカートルと呼ぶ者がメキシコの軍師トラカテカール及びトラコクカルカートルの兩人並びに他の總ての人々に語つて、果して總てのメキシコ人は、各區がそれ／＼一名の軍師を有し、各區の風俗習慣に従つて編成されて居るかどうかを訊問し、若し果してさうであるとすれば、直ちに進軍に着手すべく、總ての人々はマトラトジ

ンユ・トルカに於て統一さるべきものであると告げた』(ドウ・フェルナンド・ドウ・アルヴラド・テゾゾモック編『メキシコ年代記』De Fernando de Alvarado Tezozomoc: "Cronica Mexicana" 第二章八三頁參照)。但し上に引用した一節については、イリノイ州ハンランドのアドルフ・エフ・バンデリア氏に負ふ所のもが大である。バンデリア氏は今現にテゾゾモックの此年代記の翻譯に従事している。要するに此事實は、アズテックの軍事組織が氏族並びに胞族を基礎としたことを語るものである。

尙ほ又アズテック部族間に氏族制が存在したと云ふ推定は彼等の土地所有の事情からも生じて來るのである。クラヴキジエロは曰く、アルテペトラリ(アルテペトロは部落の意)と名づけられた土地は一都市内にある幾多の區域と丁度同數だけの各部分に區劃され、各區域は相互に劃然と區別され且つ互ひに獨立を保つ部分を所有して居り、此等の土地は如何なる事情の下にも他に讓渡するを得ざるものであつたと(クラヴキジエロ著『メキシコ史』第二卷一四一頁參照)。此等の團體の各に於て吾々は必ず一氏族を發見するやうに導かれ、然も該氏族の地方的分在は彼等の社會體制の必然の結果であつたのである。クラヴキジエロは團體の代りに區域のことを頻りに説いて居るが、實は區域なるものを生ずるに至らしめたのは此團體であり、土地を共同所有したものも亦實に此團體に外ならなかつたの

である。各團體を結附ける同族關係と云ふ要素をクラヱキエロは言及することを省略して居るが、ヘレラを之を詳しく説いて居る。曰く、其處には年長親（即ち世襲會長）と呼ぶ他の領主が居て、此等地主の所有する土地財産は總て一苗裔（即ち氏族）のみに屬したのであつて、一氏族は必ず固まつて一區域内に棲息し、ニュー・スペインが初めて移民された當時にあつては、此等の土地が數個の氏族に分配されてあつたので、従つて區域も單に一とは限らず多くのものに分れて居たのである。そして各苗裔はそれ／＼自分自らの土地を譲受け、今日に至るまで之を所有し來つたのであるが、此等の土地は毫も或る特殊の一個人の所有に屬するのではなく、總ての人々の共同所有であつて、縦令一生涯其所有權を享有した息子又は嫡子に之を譲るとしても、其土地所有者は勝手に之を賣却することは出来なかつたのである。尙ほ若し其一家が繼絶することがあれば、土地は最も近親な親族に遺され其者のみが之を譲受けて、他の何人の手にも渡らず、彼は同一の區域と同一の苗裔とを管理したのである（ヘレラ著『アメリカ全史』第三卷三三四頁參照。因みに右の引用部分はスペイン語の原文よりバンデリアー氏が再譯したものである）。此注目すべき叙述に於て、ヘレラは諸事實とアズテック部族間に普及されて居る同部族施設に關する原理とを調和せしめるのに餘程當惑したのである。彼は封建的地主として其領地を占有して居るアズテックの一地主を吾人に紹介し、且つ之に關する彼の位階稱

號をも吾人に示して呉れたが、此領地も、又それに伴ふ位階稱號も、共に彼の嫡男によつて相續されたものであると云ふことだ。然もヘレラは飽くまで事實に忠實に、此等の土地は畢竟同血の一集團に屬し、右の地主は其年長親と名づけられて居たのであるから、當然彼は謂はゞ其氏族の世襲會長に外ならぬのであつたと云ふ根本的事實を説明して居る。蓋し其氏族が一團として右の土地を共同所有して居たからである。尤も一種のトラストの形式の下に其地主が土地を所有したとの暗示は全く無意味である。蓋しヘレラの言に據れば、インディアンの會長なるものは氏族と密接な關係があり、各氏族は共同的に一團の土地を所有し、會長が死亡すれば、其地位は彼の息子によつて繼承されたからである。斯く述べ來ると、インディアン間の土地所有なるものはスペインの不動産及び稱號と全く同一のものであるらしく思はれるのであつて、偶々トラスト云々と云ふが如き謬見を生じたのは全く會長職の性質並びに其就任等に關する知識を缺いた結果であつた。或る場合には必ずしも子が其父の會長職を相續せずして、此職は他の何人かに渡つたと云ふやうなこともあつた。茲に於てか、更に一步進んで次のやうな解説を生じたのである。曰く、若し一家（之れ亦一種の封建的特色）が斷絶すれば其所有した土地は最も近親の年長親に譲渡されるのである。即ち換言すれば、全く他の人間が世襲會長に選舉されるのである。此世襲會長と云ふ語から推出し得べき最も近い結論としては斯く言はざるを得

ないのである。實際スペインの學者達がインディアンの會長に關し、及び部族の土地所有に關し吾人に供給して呉れた研究資料はさらでだに甚だ僅少であるのに、更にそれが、彼等の間に當時存在もして居なかつた封建制度に適合するやうな語を用ひた爲めに、一層轉訛されて了つたのである。即ちヘレラの謂はゆる苗裔なるものがアズテック氏族を意味するものと見做すべきは明々白々である。又領主は蓋しアズテックの世襲會長の意味に外ならぬのであつて、此職は既に述べた意味に於て同一氏族内に世襲的となされ、該氏族の各員間の選舉によつて之を採用するのである。従つて若し男系を以て正統とすれば、撰擇は死亡した世襲會長の實の又は旁系の息子の一人の上に落ち、更に其息子の一人を通して孫に又は實若くは旁系の兄弟の上に落ちるのであるが、反對に女系を以つて家系とする場合には、既に説明した通り、死亡者の實の又は旁系の兄弟又は甥の手に渡るのである。由來世襲會長は土地に對しては何等の所有權も持たぬのであるから、何人に讓渡すべき土地も所有して居ない筈である。然るに彼が領主であると思はれた所以のものは終身職たる世襲會長と云ふ職を持つて居るのみならず、彼を世襲會長として戴く氏族全體に世襲的に所屬する一團の土地があつた爲めに外ならず、此世襲會長職並びに其就任の具合に關して懷かれた謬見が、アメリカ土蕃史に關しどれ程無數の誤謬の潤澤なる源泉をなしたか實に測知し難い程である。ヘレラの謂ゆる苗裔、クラゲキエロの謂はゆる

共同社會は何れも明かに一の組織であり、然も兩者が全く同一の組織であつたことは些の疑ひを容れない。彼等は事實を意識せずして、同族の此集團の中に彼等の社會體制の單位なる氏族を發見した譯である。

尙ほスペインの諸學者はインディアンの會長に領主と云ふ名稱を附し、且つ土地及人民を支配する權利を之に附與して居るが、焉んぞ知らん、此種の權利はインディアン會長の享有せざる所のものである。ヨーロッパ流の意味に於ける地主とはインディアン部族間に事實存在しない社會状態を意味するものであるから、此意味に於ける地主と云ふ名稱を以てインディアン會長を呼ぶのは正に謬見である。元來ヨーロッパ流の意味に於ける地主なるものは一の全體としての民衆の權利を毀傷して以て彼に附與されたる世襲權によつて一の位階及び稱號を持つ者であつて、封建主義の覆滅以來、當然の權利として國王又は國王が主張し得べき何等の義務も此位階及び稱號には添加されてないのであるが、インディアン會長に於ては是に反し、世襲權によるのではなく、選舉民の選舉によつて附與された一の公職を持ち、そして選舉民は、何等かの原因さへあれば、其會長を罷免する權利を留保するのであつた。換言すれば、會長と云ふ公職は選舉民の利益の爲めに或る義務を遂行すべき責任を以つて伴はれて居るのである。彼は人若くは財産又は其氏族員の所有する土地の上に何等の支配權をも持たぬので

ある。是によつて之を觀れば、一方には謂はゆる地主と其稱號、他方にはインディアン會長と其職——此二者の間には少しも類似の點が無いことを知るであらう。即ち一方は政治的社會に屬し、多數者に對する少數者の侵略を表現するに對し、他の一方は民族的社會に屬し、氏族員の共通利益を基礎としたものであつて、不平等の特權などと云ふものは氏族にも、胞族にも、又部族にも存在する餘地が無いのである。

アズテック氏族なるものが嘗て存在したといふ之れ以上の形跡がないでもない。一見彼等の間に氏族制が存在したと思はるべき場合は少くとも既に發見されて居る。尙ほ又體制系列の二個の上級分子たる部族及び聯合の現存する事實並びに他の諸部族間に氏族制度が一般に普及して居たと云ふ事實よりして、此點に關しての先行的可能性が存するのである。此の如き次第であるから、往時のスペイン學者達にして今少しく綿密な調査研究を試みたならば、此問題をして何の疑ひをも挾む餘地なからしめ其結果として、アズテック史に全く異つた色彩を添へることが出來たに相違ない。

アズテック部族間に於ける財産相續を規定する慣習は頗る混亂矛盾を極めた有様で今日に傳へられたが、此等慣習に依つて同血集團が其昔存在した事及父は子に遺産を相續せしめた事が啓示される事實を除けば、此問題は本論に於いては餘り緊要ではないのである。若し後者が事實であるとすれば、

家系は女系に依り、且つ財産の知識が法外に進歩して居たことを立證するものと見るべきである。然し子は必ずしも拒他的に相續權を享有した譯でもないらしく、又縱令一人のアズテックと雖も、自己の所有に屬すと稱し得べき寸尺の土地をも所有したらしくは思はれず、従つて無論之を賣却し若くは自分の好み次第で何人にも之を讓渡し得ると云ふやうな權能は全然持たなかつたのである。

(十) 會長參議會の存在及び職分

會長參議會と云ふやうなものがアズテック部族間に存在したことはインディアン社會の必然的構成から見て豫知し得た所であらう。之を理論的に云へば、此參議會なるものは世襲會長と云ふ名目の下に區別されて居る會長の階級より成り、彼等は其終身的に保持する公職を通して親族集團を代表したのである。他の地方と同じく此處にも亦氏族制があり、其主なる會長は恰かも北部地方の諸部族間に於けるが如く彼等の究極の社會的細分に於て民衆を代表すると云ふ組織の必要が見出されるのである。アズテック會長なるものが存在したことを説明する爲めには、アズテック氏族に就いて語ることが必要である。アズテック參議會の存在に關しては一點の疑ひも無いが、其人員數並びに職分に關しては吾人は殆んど皆目無智の状態に委せられて居る。ブラッスール・ドゥ・ブールは一般的の説述を

爲して曰く、殆んど總ての町即ち部族は四個の氏族即ち區族に區分され、其會長等は大參議會を形作ると(ブラッスール・ドゥ・ブルブル著『ボボル・ヴェー』Basseur de Bourbonnais: "Popol Vuh" 緒論一一七頁脚註二參照)。彼が參議員數を各區域よりの會長一名に限る積りであつたかどうか明瞭でないが、他の個處に於て彼は明かにアズテック參議會を四名の會長より成るものと限定して居る。デイエゴ・デユランは一五七九年——一五八一年に或る著書を書いた人で、從つてアコスタ、テゾモックの兩人よりも先きであるが、デユランは次のやうに言つて居る。先づ最初に吾人は、メキシコに於ては初めに國王を選擧した後に該國王の兄弟又は近親々族の中から四名の地主を選出して、此等四名に親王の稱號を與へ、此等の中から國王を撰擇しなければならなかつたと。(そして此等四名の職にはそれ／＼トラカクカルカートル、トラカチカル、エズアウアカートル及びフキランカルクの名稱を與へて居る)。……此等四名の領主即ち顯官が親王に選擧された後は、民衆會は彼等を以て、恰かも最高參議會に於ける大統領や判官のやうに、一の王國參議會なるものを形作らせ、右參議會の意見を俟つにあらざれば何事も爲し得ないのであると(ホゼ・エフ・ラミレス編、バンデリアー譯『新スペイン及び本土諸島嶼、インド史』"History of the Indies of New Spain and Islands of the Main Lands" Ed. by Jose F. Ramirez, trans. by Bandelier, 一八六七年メキシコ出版一〇二頁參照)。アコスタは右

の公職を命名し、且つ之を帶びる者を選擧侯と呼んだ後述べて曰く、總て此等四名の顯官は一大參議會を形作り、其進言に聽くにあらざれば、國王は何等重要事項を處理することが出来なかつたと(アコスタ著『東西インドの博物誌及び道德史』一六〇四年ロンドン版、グリムストーン譯、四八五頁參照)。又ヘレラは此等の公職を四階級に區別した後論を進めて曰く、此等四種の貴族は最高參議會を組織し、其勸告あるにあらざれば、重要な事項は何事も爲すの權能無く、且つ國王は必ず、此等四階級の何れかより選任さるべきものでなければならなかつたと(ヘレラ著『アメリカ全史』第三卷二二四頁參照)。首腦軍務會長を呼ぶに國王を以てし、又インディアン諸會長に附するに親王の名を以てするとも、現に國家とか政治的社會とが存在して居ない處に新たに之を創造することは到底不可能である。然も此等の誤稱は徒らにアメリカ土蕃の歴史を分裂し去り、之を變態せしめるものに外ならぬのであるから、此理由の下に須らく放棄すべきものである。フェホトジンコ部族がメキシコに使節を派遣して、トラスカラン民族に反抗して、自分と同盟を結ぶようにと提議して來たとき、テゾモックの言に據れば、モンテズマは使節に向つて次のやうに答へたさうである。曰く『我が兄弟及び子等よ。予は諸君を歓迎する。諸君は暫らく差控へられたい。何となれば予は國王ではあるものゝ、實は予一個を以て諸君に満足と與へることは出来ない。唯だ神聖なる我メキシコ元老院の總ての會長と

凝議を遂げた上でなければならぬ』と『メキシコ年代記』バンディアア譯第九十七章參照)。此物語は首腦軍務會長の行動を左右する權能を有する一の最高參議會が當時存在したことを容認するものであつて、注目すべき重要點である。蓋しアズテック部族は斯くして首腦軍務會長の行動を會長參議會の掣肘する所に委せしめ、且つ首腦軍務會長は必ず選舉に依るべく然も罷免されることもあり得ると云ふことにして、無責任なる専制君主に對して自分等を擁護するに努めたのであつた。若し上に引用し來つた諸學者の局限された不完全な説述が此會長參議會の參議員數を四名に制限する積りであるならば、デュランの如きは其積りであるらしいが、斯かる制限は謂れなきものと云はなければならぬかやうにして參議會はアズテック部族全體を代表せず、同族の小團體を代表するに過ぎないのであつて、右の同族間から軍務指揮官が選任されたのであつた。之は必ずしも會長參議會の原理とは云へないのである。何となれば、此場合各會長は一の選舉區を代表し、此等會長の集合したものが部族を代表するからである。總參議會を形作る爲めに時々會長參議會の人員の中から人選が行はれたが、之れは員數を決定し、且つ其職を終身的に保持せしめる爲めの一の有機的規定を通してであつた。デズカカン部族の參議會は十四名から成ると云はれ、『イズトリルゾキトル著』チチメカ史』xiti'xochitl, "His Chichimeca, キングスポロ版『古代メキシコ』" Mex. antiq., 第九編二四二頁參照)。又トラスカラ

に於ける參議會は多數から成る一集團であつた。アズテック部族間の此種の參議會はインディアン社會の構造並びに原則上是非共必要なものなのであり、従つて必ず存在したに相違ないものと期待すべきである。又、此參議會に於てアズテックの歴史中の没却されたる要素を認めることが出来るのであつて、參議會の職分に關する知識はアズテック社會を了解する爲めに必要缺くべからざるものである。

(十一) 會長參議會の職分に關する推測

普通の歴史に於ては會長參議會なるものはモンテズマが自ら創造した一の大臣會議として、謂はゆるモンテズマの顧問局と云ふ名稱の下に取扱はれて居る。即ちクラウキジエロは曰く、征服史に於て吾々は屢々スペイン人の主張に關し、モンテズマ參議會を開いて之を凝議したことを見出す。吾々は各參議會の議員數を知らず、又世の歴史家は此種の問題を解説するに必要な如何なる資料をも吾人に供給して呉れないと(クラウキジエロ著『メキシコ史第二卷一三二頁參照)。それは調査を必要とする最初の問題の一であつた。そして往時の學者達が其組織と職分とを確實に知ることの出来なかつた事實は偶々以て彼等の著書の皮相的性質を明かに立證するものである。然しながら吾人は會長參議會が

氏族制度と同時に出現し、選舉區を代表し、吾人の記憶に存せぬ程の太古から一の使命を持つと同時に一の本源的の政治権を持つた施設であることを知る。又吾人はテズクカン及びトラコパン參議會、トラスカラン、チヨルラン、ミチョアカン等の參議會の存在したことを見出すのであるが、此等の參議會は何れも會長を以て組織されたのである。尙ほ又アズテック會長參議會なるものゝ存在を立證すべき證據もあるのだが、總て同一の苗裔に屬する四名の人數に限られて居るが爲めに事實とは思はれぬやうな形式を以て表現されて居るのである。要するにメキシコ及び中央アメリカに於けるあらゆる部族は何れも會長參議會を持つて居たことは理窟上疑ひの餘地の無い所である。此參議會は部族の政治機關であつて、土蕃アメリカの各地に斷えず現はれた現象である。會長參議會は人類の政治機關中最古のものであつて、高位野蠻状態に始まり、未開時代の三期（初期、中期、晩期）を経て、文明時代の初葉に至るまで、幾多の大陸に於て間斷なく連續して來たことを示して居る。然るに漸く文明の域に入るに及んで、民衆公會の出現と共に一の豫想的議會に變形すると共に、現代の兩院制立法府を産んだのである。

尙ほ各部族の個々別々の參議會とは明に區別された三部族の首腦會長より成るアズテック聯合の總參議會があつたとは思はれない。果してアズテック聯合の組織が單純なる攻守聯盟であり、従つてア

ズテック部族の直接的支配の下に置かれたものであるか、乃至は其數部分が對稱的全體に結合されて居るやうな一の聯合であるかどうかを知るに先だつて、此主題を完全に解説して置くことが必要である。尤も此問題は之を將來の解決に俟たねばなるまい。

(十二) 首腦軍務會長の在職期間及び職分

最も獲得し易い調査資料に據れば、モンテズマの帯びた公職の名は單にテエクトリーと云ふのであつて、軍務會長と云ふ意味である。又會長參議會の一員としては時にトラトアニーとも呼ばれる。演説者と云ふ意味である。軍務總指揮官と云ふ此の公職は、アズテック部族に知られて居る中の最高の職であつて、イロコイ聯合に於ける首腦軍務會長と全く同一の公職であり、且つ同一の在職方法に依るもので、或る部族にあつては、首腦軍務會長は討論に際しても、又自分の意見を發表するに方つても、參議會に於て優先権を持つと云ふ事實から直ちに推斷される通り、其職權上會長參議會の一員となされるのであつた(五)。スペインの學者中此稱號をモンテズマ及び其後繼者に附けたものは一人も無く、之に代ふるに國王と云ふやうな不穩當な稱呼を以てして居る。テズクカン部族及びスペイン人の混血末裔たるイズトリルゾキトルはメキシコ、テズクコ及びトラコパン等の諸部族の首腦軍務會長

を唯だ單に軍務會長と呼び、部族名を表はす他の名稱と併せて之を用ひて居る。聯合が形作られた際に政權を三會長間に分配した事及び當時に於ける三部族の會長の會合について説いた後にイズトリルヅキトルは曰く、テズクコ國王はアクルファ・テュークトリと云ふ敬稱を以て呼ばれるが、別にチメカートル・テュークトリとも尊稱される。之は彼が先祖代々帯びたところの稱號であつて、帝國の標章であつた。尙ほ彼の叔父イツツコアツチンはクルファ・テュークトリと云ふ尊稱を授與された。蓋し彼の統治した部族をトルテツクス・トルファと呼んだからである。又トトキファツチンはアズカプツアルコの稱號たるテクバヌアートル・テュークトリと云ふ敬稱を以て呼ばれた。其當時以來彼の子孫は何れも右と同様の稱號を受けたと（イズトリルヅキトル著『チメカの歴史』：“Historia Chichimeca” 第十二章、キングスボロー版、『古代メキシコ』第九卷二一九頁参照）。右に言ふイツコアツチンとは、聯合が形作られた當時のアズテツク軍務會長であつた。此稱號は當時他の多くの人々にも冠せられた軍務會長の名であつたから、會長に敬意を表することは其稱號と部族名とを結附けることに存したのである。兎に角インディアン語では、モンテズマの帯びた公職は恰かも首腦軍務會長に當り、英語の將軍に該當するのである。

(五) テュークトリと云ふ稱號は此榮職に昇つた人の固有名に、恰かも苗氏の如く、添加されたものであつて、例へばチチ

メカ・テュークトリとかピル・テュークトリなど云ふが如くである。ところで此テュークトリになると、元老院内では議席に於ても投票に際しても常に優先權を持つて居り、其背後に一名の従僕を坐せしめることを許された。之れ即ち最高名譽の特權であると思はれて居た（クラギジエロ著『メキシコ史』第二卷一三七頁参照）。此慣習はイロコイ部族の副會長が正會長の背後に坐した慣習の再現に外ならない。

クラウキジエロはナフアトラツクに屬する數部族に於て此公職があることを容認して居るがアズテツクの軍務會長には之を適用しない。トラスカラ、フェホツジノコ及び Cholula 等の諸部族に於ける貴族の最高位階はテュークトリであつた。此位階を得るには貴族の出身であること、幾多の戰場に於て拔群の勇氣を揮つた證據を與へること、或る一定の年齢に達したこと、此種の顯位の所有者として支出する必要がある莫大な費用を仕拂ふ能力がある位富裕であること等を必要條件としたのである（クラウキジエロ著『メキシコ史』第二卷一三六頁参照）。モンテズマが次第に其權勢を増して絶對君主となり、文武兩方面の職分を掌中に收めたとき、彼の帯びた公職の性質並びに權能は全く陰暗の中に委せられて、實は全然研究されて居なかつたのである。彼は軍務總指揮官として民衆の歡心を買ふ手段を有し、人民の尊敬を強制する方法も持つて居た。従つて彼の職は危険ではあつたが、同時に部族にとつても聯合にとつても必要なものであつた。人類の經驗を通じて、低位未開時代より現代に至る

まで、軍務總指揮官の職は正に危険極まるものであつた。今日文明諸國民が苟しくも憲法を首め諸法律を有する限り、是によつて現在のやうな安全を保障されて居るが、比較的進歩したインディアン部族に於て、又メキシコ峡谷の部族間にあつては、一東の風俗、習慣が漸次發達して、此公職に伴ふ權利を規定し義務を設定するに至つたことは、いかにもさうらしく思はれるのである。尙ほアズテックの會長參議會は常に文政に關してのみならず、軍事に關してまでも最高權を揮ひ、軍務會長の人物並びに其監督にまでも干渉したとの推定を確證すべき一般的の理由は多々あるのである。漸く其人口を増し物質上の發達も著しくなつたアズテック部族の政體は疑ひも無く複雑を極めて來たに相違なく、之れ即ちアズテック政體に關する知識を得ることが彌々益々吾人にとつて教訓的である所以に外ならぬ。彼等の政治組織の精確な詳細が確實に知れ渡ることになれば、此等詳細の點は敢て文飾を施さずとも甚だしく顯著となるに足るであらう。

(十三) 選舉によれる就任

スペインの學者達はモンテズマの帯びた公職が選舉に依つたものであり、其人選は或る特殊の一家族中からのみに制限されて居たとの説に於て一般に一致して居る。段々研究した結果、此職は兄弟よ

り兄弟、若くは叔父より甥へと傳へられるものであることが分明したが、然し何故に或る場合には父から子に傳へられなかつたかの理由を説明することは出来なかつた。繼承の方法はスペイン人にとつては異様に感ぜられるものであつたから、根本的事實に關して謬見を生ずる可能性は皆無かつたのである。のみならず、征服者が即坐に告示を發せば、二個の繼承が起ることもあつた。モンテズマを繼承したのはクキトラファであつたが、此場合其職は兄弟から兄弟へ傳へられたのであつた。尤も吾々は彼等の同血制度について知る所が無いから、果してそれが實の兄弟であつたか乃至は傍系の兄弟であつたかは知る由も無い。そこで此クキトラファが死んだ爲めに、グワテモデンが之を繼承すべく選舉されたが、此場合には其職は叔父から甥に渡つたのであつた。然しそれが果して實の甥であつたか又は傍系の甥であつたかは分らない(本書第三編第三章參照)。之より先きの場合には、常に兄弟より兄弟、叔父より甥へと繼承されたのであつた(クラヅキジエロ著「メキシコ史」第二卷一二六頁參照)。既に選舉による職である以上、選舉民と云ふ意味を包含する譯だが、此場合然らば選舉民とは誰を指すか。此問題に對應すべく、デュランは先に列舉した四名の會長(前掲)が選舉侯であると吾人に紹介し、更に之にテズクコより一名、トラコバンより一名を出し、併せて六名となし、此等六名の選舉侯は或る特殊の家族中より首腦軍務會長を撰擇する權能を附與されるのであると説いて居るが、

之は選舉によるインディアン公職の原理と見る譯には行かず、到底事實ではあるまいとして棄却すべきものであらう。サハガンの示す所に據れば、此選舉民の範圍は更に一層廣いのである。彼曰く、國王即ち領主が死亡した場合には、テクトラトクと呼ぶ總ての元老、アクカカウーテイと稱する部族長老及びヨートキオアクと云ふ軍師並びに老將、更に是に加ふるに軍事に關して著名な軍師及びトレナマカク又はババサクと呼ぶ僧侶を以てする。此等總ての者は王宮に集合するのが慣習であつた。從つて何人を領主の後繼者とすべきかを熟議し且つ決定して、過去に於ける諸領主の苗裔中最も高貴な者の一人を撰擇するのであるが、其候補者は軍事に經驗を有する勇敢にして豪膽な者であることを要件とした。……彼等が愈々意見の一致を見れば、直ちに其者を領主に選任するのであつたが、此選舉は投票紙又は投票紙でするのではなく、此會議に参加した全人員が遂には其者を選任することに合意するのであつた。領主が一たび選舉されると、直ちに他の四名を選舉する。此等四名は元老とでも云ふべきもので、常に領土と共にあるべく、又王國に關する總ての事項を熟知すべき者であつたと（サハグン著『全史』 Sahagun "Historia General" 第十八章參照）。一大集會を以てする選舉の此法式は、當時疑ふまでもなく存在したに相違ない政府部内の民衆的要素を示すものではあるが、インディアン制度の方法の圏外にあるものである。此軍務會長の就任方法と選舉の形式とを充分能く了解し得るに先だ

つて彼等アズテック部族が果して氏族制を組織してゐたかどうか、家系は女系を正統としたか男系を正統としたかを探究し、且つ同血關係に關する彼等の制度について知る所あることを必要とする。多分さうではあらうとは思はれるが、若し彼等がガノワニア種族に屬する他の多くの部族間に見出されるやうな制度を有するとすれば、誰でも自分の兄弟の息子を我息子と呼び、姉妹の息子を甥と呼ぶであらうし、父の兄弟を父と呼び、母の兄弟を叔父と呼び、父の兄弟の子を兄弟、姉妹、母の兄弟の子を従兄弟又は従姉妹と呼んだに違ひない。又若し女系を正統とする氏族組織をなして居たとすれば、誰でも自分の氏族中に兄弟や叔父や甥や傍系の祖父や孫やを持つたに相違ない。然し實の父も實の息子も又直系の孫も自分の氏族中には存しない。蓋し實の息子及兄弟の息子は他の氏族に屬したからである。目下の處では、アズテック部族が氏族を形作つて居たと斷言することは出来ないが、首腦軍務會長の職の繼承はそれ自身が此事實の有力な證據である。何となれば、氏族制によつて初めて此繼承を完全に説明することが出来るからである。然らば家系が女系に依つたものとして、此公職は或る特殊の氏族内に於て世襲的であつたが、同時に該氏族の成員の中から選舉されたものに相違なく、此場合には氏族内の選舉によつて、全くアズテック部族間に於ける通りに、兄弟より兄弟、若くは叔父より甥に傳へられ、父より子には決して傳へられなかつたものであらう。之れと同時に於けるイロコ

イ部族間にあつては、世襲會長及び首腦軍務會長の職は共に、撰擇の如何によつて、時には兄弟より兄弟に、時には叔父より甥に引繼がれたのであつて、子に傳へられることは決してなかつたのである。此繼承法を生じたものは實に女系を正統とする氏族であつて、かゝる氏族制は他の方法を以てしては到底確保し得るやうには考へられないのである。此等の事實のみを以てしても、アズテック部族が氏族組織をなし、少くとも首腦軍務會長の職に關しては家系は依然として女系に依つたとの結論を拒否することは頗る至難の業である。

それ故に、多分さうであつたらうとの説述法により、モンテズマが帯びた職は一の氏族（モンテズマの占有して居た家の標章即ちトテムは鷲であつた）内に於て世襲され、該氏族の全成員によつて彼等の中から人選するのが例であり、斯くして彼等の指名はアズテックの四苗裔即ち分派（恐らく胞族であつたと推定される）に別々に通牒され、其容認又は拒絶を待つと同時に、更に軍務總指揮官の人選に直接の利害關係を持つテズクカン、トラコバン兩部族にも移牒されたものであるとの推測を試みることが出来るのである。さて彼等が個々別々に此任命問題を討議し、其指名を確認すると、各分派は彼等の意見が一致したことを表示する爲めに、一名の人を任命するのであるが、それがために六名の選舉侯と云ふやうな誤まれる名稱が生じたのである。幾多の學者が選舉侯として言及して居る。

アズテックの高級會長四名は、恰かもトラスカラン部族の四苗裔の四軍務會長の如く、實は、アズテック部族の四分派をそれ／＼代表する軍務會長であることはさもあるべきことである。即ち此等の人々の職分は選舉するのではなく、唯だ會議を開いて、既に氏族によつて爲された撰擇に對して同意を與ふべきか否かを確定し、若し愈々確定すれば其結果を告示するにあるのである。尤も今まで述べ來つたところのものは一の推測的説明として提示したに過ぎないのであつて、アズテック部族の首腦軍務會長職の繼承法に關し現に残存する断片的の證據を基礎としたものであるが、兎も角も斯くすればインデイアンの慣習とも調和するし、選舉に依るインデイアン會長の職に關する理論とも合致するのである。

(十四) モンテズマの罷免

職より罷免する權利は、任期が終身である場合でも、選舉する權利の必然的結果として隨伴するものであり、斯くして善行を續ける間のみ之を帯びることが出来ることと云ふやうな性質の職に轉化したのである。アメリカ土蕃の社會體制に於て普遍的に設定されて居る選舉並びに罷免の二原則は、主權が事實上民衆の掌中にあつたことを充分に證據立て、居る。此罷免權は稀に之を行使するに過ぎなかつたが、氏族組織に於ては其死命を制する程の重要性を持つたものであつた。そしてモンテズマも亦此

例に洩れなかつたのである。尤も罷免されるには充分筋道の立つた理由を必要としたのであるから、其場合の特殊の事情から罷免と云ふやうな結果に到達するには餘程の時日を要した。モンテズマが脅迫されながら、彼の邸宅からコルテスの本營に引摺られ、其本營に幽閉されるが儘に己れの體を委さなければならなかつたとき、アズテック部族の人々は一時は軍務指揮官を失つた爲めに麻痺したやうな有様に陥つたが、此時スペイン人は其人と職とを共に自己の掌中に握つて居たのである(六)。

(六) 西インド諸島に於てスペイン人は彼等が一族の酋長を生擒して之を俘虜となしたとき、インディアンの士氣が全く沮喪して、戦ふことを拒むのを發見した。そこで彼等は此知識を利用して、愈々本土に乗込んだとき、此本土をば、暴力又は欺瞞により首腦酋長を陥弊して、自分等の目的を達するまで之を拘禁して置くべき地點となした。コルテスがモンテズマを生擒して、俘虜として自己の本營に之れを拘禁したのも、ピザアロがアタフアルバを捕へたときに、同一の手段に出たのも、單にスペイン人の爲した此經驗に倣つたに過ぎないのである。インディアンの慣習に従へば、俘虜は必ず殺されて了ふのである。然しそれが首腦酋長であつた場合には、其職は右酋長の部族に返還され、直ちに後釜を補任するのであつた。然るに今述べた此等の場合に於ては、俘虜は依然として生きて居り、且つ其職を褫奪されないのであるから、空位を満たす譯には行かなかつたのである。民衆の行動は此新たな事情によつて麻痺状態に陥られ、コルテスはアズテック部族を此地位に陥れたのである。

彼等(アズテック人)は數週間待つて、スペイン人が退却することを望んだのであるが、依然とし

て踏留まらうと企てるのを發見したので、決斷力を缺くと云ふ理由の下にモンテズマを罷免し、其兄弟をして之に代らしめる必要に達したのであると信ずべき理由は充分に存する。其後彼等は直ちに猛烈な勢を以てスペイン人の本營に襲撃を試み、遂に首尾よく彼等の部落からスペイン人を掃蕩した。モンテズマの罷免に關する此結論はヘレラの事實記述によつて充分に確證されて居る。襲撃が始まつて後に、コルテスはアズテック部族が新指揮官の命令に服するのを見て、直ちに事實の真相に對し疑念を挟み、マリナを派遣してモンテズマが果して民衆新指揮官に政府を引渡したものと云ふかどうかと尋ねしめた(ヘレラ著『メキシコ史』第三卷六六頁參照)。是に對してモンテズマは次のやうに答へたさうである。『自分の目の黒い間は、アズテックの民衆はメキシコに國王を撰擇するやうな差出がましいことを敢てせぬであらう』と(第三卷六七頁參照)。そこでモンテズマは自家の屋上に馳せ登り、國民に向つて演説した。色々述べた中に次のやうな言もある。曰く、『自分が拘禁され、スペイン人を愛するが故に、民衆が他の國王を選出したとの事を耳にした』と。此言に對してアズテックの一戰士は次のやうな無禮な答を爲した。曰く、『黙れ、汝女の腐つたやうな惡黨よ。織物や紡糸の爲めに此世の中に生れて來たのだらう。又それ等の犬共が汝を俘虜とした。汝は餘程卑法な男だ』と(クラウキジエロ著『メキシコ史』第二卷四〇六頁參照)。斯くて民衆はモンテズマに向つて矢を放ち石を投

げた。一には此暴舉を受けた結果、一には又深い屈辱を感じた爲め、彼は其後直ちに他界して了つた。此襲撃に際しアズテック軍を指揮した軍務會長はモンテズマの兄弟にして其相續人たるクキトラファであつた。(同著第二卷四〇四頁參照)

(十五) 軍務會長の職分推測

之れが職分に關しては、スペインの學者からは満足すべき研究資料は殆んど一も供給されて居ないが、モンテズマがアズテック部族の民政に關してまでも支配權を享有して居たと想像すべき理由は毫も無いのである。そればかりではなく、あらゆる推斷は是に反對して居る。軍務に關しては、彼が戰場に在るときは、指揮官の權限を持つて居るが、軍事行動は總て參議會の決議に俟つたものゝやうに思はれる。僧侶の職分も亦首腦軍務會長の職に附隨したのみならず、主張される所に據れば、裁判官の任務も亦彼の執る所であつたことは甚だ興味ある事實である。(クラウキツエロ著『メキシコ史』第三卷三九三頁參照)。軍職の自然的發達の途上此等の職分が早く出現したことに關しては、追つて軍務指揮官の職に關聯して言及することゝしやう。アズテック政府は文武二權から成つては居たけれど、民政及び軍事に對しては、權限争ひの生じた場合、參議會が常に最高權を揮つたものらしく思はれる。

尙ほ會長參議會は、時の關係から云へば、最古のものであり、社會の需要に於ても又は會長の職の代表的特性に於ても、權力の牢固拔くべからざる根柢をなしたことを常に念頭に置くべきである。

(十六) アズテックの諸施設は本來民主的

首腦軍務會長の就任法及び會長を其職から罷免する權能を有する參議會が存在して居たと云ふ事實はアズテックの諸施設が本來民主的の性質を帯びて居たことを證明する。軍務會長並びに世襲會長及び普通會長に關しても、存在したと想像しなければならぬ選舉の原則及び會長參議會なるものが現實にあつたことは、彌々以つて具體的事實を決定するものである。勿論、低位、中位及び高位未開状態に於てすらもアゼンス式の純然たる民主政體は全く知られて居なかつたのだが、一人民の施設が果して根本的に民主的であるか、又は根本的に君主的の者であるか否かを知る事は、吾々が此等の施設を了解しようと欲するに方つて甚だ緊要な事である。恰かも民主政體と君主政體との間に著しい逕庭がある如く、アゼンス式の諸施設とアズテックの施設との間には一大懸隔が存するのであつて、多分さうであつたらうとは思はれるが、果して氏族組織をなしたものであるかどうかと云ふ風に、彼等の社會體制の單位を確實にすることなく、又實際に存在して居た社會體制に關する知識を獲得するこ

とをなさずして、スペインの學者達は大胆にもアズテック部族の爲めに高級封建的特色を帯びた一の専制君主政體を造り上げ、首尾よく之を歴史の中に編み込んだのである。そして此謬見はアメリカが惰眠を貪つて居る全期間を通して、それが相當に通用し得る間は兎も角も此謬見が通用したのであつた。アズテック部族の社會組織は當時スペイン人の目には明かに數部族の一の聯盟又は聯合として表現されたのであつて、何人にも明々白々な事實を最も甚だしく曲解するより外は、如何にスペインの學者と雖も、純然たる民主的組織であるに關らず、アズテック君主政體なるものを捏造することは恐らく出来なかつたであらう。

理論上よりすれば、アズテックと云ひ、テズクカンと云ひ、トラコバンと云ひ、總て此等の部族は會長參議會の會期以外には民政に關して各部族を代表し、其事業を準備するに方つては卒先して其衝に當る首腦世襲會長一名づゝをそれゝ持つて居たに相違なく、現にシアファカートル部族に屬するアズテック間には此種の公吏が一名存在した形跡が明かにあるのであつて、其公吏は、軍務會長が第一會長と呼ばれるに對し、往々にして第二會長と云ふ名稱を附けられた。然し此第二會長なる職に關し吾人が手に入れ得べき知識材料は餘りに局限されて居て、到底此問題の討論を保證することが出来なす。

(十七) 政府は一の武斷的民主制

イロコイ部族間にあつては、戰士は會長參議會に出席して、公共に關する問題に就き自己の意見を發表する權利を有したが、斯く民衆が政府に參與することは懸て參議會の提出に係る公けの議案を採用し又は否決する權能を持つ民衆公會なるものを馴致する原因をなしたのである。村落インディアン間にあつては、本著者の知る限り、公共の問題を左右する權能を有して此等を考案凝議する民衆の集會が存在したことを立證すべき何等の證憑も無いのである。尤も四苗裔が恐らく特殊の目的の爲めに互ひに相會したものでしくは思はれるが、此種の集會は公共目的を有する一般的民衆公會とは相距ること遠いものである。然し既に其諸施設が民主的であり、且つ社會状態が可成りに發達して居た結果として、アズテック部族は夙に民衆公會の出現を期待し得べき時代に接近しつゝあつたのである。

アメリカ土蕃間に於ける政治觀念の發達は、既に一言述べて置いた通り、氏族制を以て始まり、聯合制に於て終局を告げたのであり、彼等土蕃の社會組織は社會的であつて政治的ではなかつた。財産の觀念が彼等に既に到達して居た進歩の域を踰えて、更に百尺竿頭一步を進めるまで、氏族の社會に代ふるに政治的社會を以てすることは絶対に不可能であつた。少くとも北アメリカに於ける土蕃の何

れの部族と雖も、領土と財産とを基礎とした政治上の第二大法式の概念を得る程度まで達したと云ふ事實は一も無いのである。政府の精神と民衆の境遇とは其下に彼等の生活する諸施設と必ず調和する従つて武斷的精神が優勢であるときは、例へばアズテック部族に於けるが如く、氏族制度の下に自然に武斷的民主政體が擡頭するのである。此種の政府は氏族の自由精神に代ふるに他の精神を以てすることなければ、民主體の原則をも弱めることなく、能くそれと調和するのである。

第八章 ギリシアに於ける氏族制

(一) 初期ギリシア諸部族の状態

アジア・ギリシアの人々の間に、起つた文明は紀元前約八五〇年の頃、ホーマーがあの名詩を作つた時に始まつたものであると云ひ得る。そしてヨーロッパ・ギリシアの人々の間に於ては凡そ一世紀遅れ、つまりヘジオットが詩を誦した頃を以つて嚆矢とするのである。これに先だち數千年間に亘る一時代があつて、其間ヘレネ部族（ギリシア部族）は晩期末開時代を通過して、將に文明の生涯に入らんとして居たのである。彼等の最古の傳説は彼等が既にギリシア半島に定住したことを語つて居る尙ほ地中海の東海岸及び之れと直續し、又は其近隣にある諸島嶼にも移住した。ペラスデアン部族を以て主なる代表者とする同一種族のより古い一分派は此等の地域を占領するに方つて彼等に先んじたのであつた。そして其後彼等によつてギリシア化されるか又は他の地方へ移住すべく強制されたのであつた。ヘレネ部族及び其前身の以前の境遇は彼等がそれ初期的時代から繼承して來た發明及び技術彼等の言語の發達状態、彼等の社會施設等から之を推定しなければならぬのであつて、此等は總て

個々別々に文明時代まで存続したのである。然し吾人の論述は主として此等の事實中最後に擧げたもの——即ち社會施設に限られる譯である。

(二) 氏族の組織

ペラスチアン部族もヘレネ部族も共に氏族、胞族(二)、部族組織をなし、數部族は合體作用によつて國民を形作つたのである。或る場合には、體制系列は必ずしも完全ではなかつたが、兎にも角にも部族若くは國民の何れかに於て、彼等の政治は組織の單位としての氏族を基礎としたのであつて其結果一の政治的社會即ち國家とは全然別個のものたる民族的社會即ち人民を生じたのである。政治機關は會長參議會であつて、之と協力するものは民衆公會及び軍務指揮官であつた。人民は全く自由であり、彼等の諸施設は總て民主的であつた。觀念及び欲求が發達向上するにつれて其影響を蒙り、氏族制は其古代的形態から逸脱して、究竟的形態を探るに至つた。改善を加へられつゝある社會の抗すべからざる慾望に強壓されて、幾多の變革を行ふことを餘儀なくされた。然し幾多の讓歩をなしたにも關らず、氏族制は到底此等の慾望に應ずることが出来なかつたことは、絶えず益々明瞭となりつゝある。さて此等の變革は大體に於て三特色に分つことが出来る。先づ第一に、家系が女系より男系に遷

移した。第二に、女子の孤兒及び女子嫡兒の場合に限り、同一氏族内の近親婚姻を許すことゝなつた。又第三には、子女は他の親族を拒斥して、父の遺産に對し相續權を獲得した。簡單に此等變遷の跡を辿り、且つ其由つて來たる原因を探究することは何れ後章に於て企てようと思ふ。

(一) 胞族はドリアン諸部族に共通ではなかつた(ミュラー著『ドリアン部族』タフネル及びロー譯 Muel'or, "Dorians" 第二編八二頁參照)

ヘレネ人は一般に斷片的諸部族を形作り、それが氏族制度を組織し、進歩の未開階梯にあつた時代に於ては他の一般未開部族と全く同一特色の政治の形式を持つて居たし、又彼等の境遇は全く氏族制度の下に存在すべしと豫言し得るであらう通りのものであつて、従つて顯著なる何物をも示して居らなかつたのである。

(三) 政治的體制の必要

第一オリムピアッド時代(紀元前七七五年)の頃ギリシア社會が初めて歴史的の觀察を加へられるやうになつてより、下つてクレイッセネスの立法制定時代(紀元前五〇九年)に至るまで、同社會は一大問題の解決に餘念が無かつた。一大問題とは何であるか。之れ政治の方法を根本的に變革するこ

とに外ならず、中には諸施設の大變更をも包含して居た。蓋し民衆は記憶に存せざる程の太古以來生活し來つた氏族的社會より逸脱して、領土及び財産を基礎とする政治的社會に移らうと努めつゝあつたが、之は實に文明生活の行程に必要な缺くべからざるものとなつたのである。約言すれば、彼等はアリアン種族の經驗中未だ曾て嘗めたことのない國家と云ふものを建設して、領土の基礎の上に之を置かんことに努力したのであつて、爾來國家は現今に至るまで此領土なるものを占有し來つたのである。古代社會は人々の集合より成る一組織を相抵とし、人々の氏族及び部族に對する關係を通して統治された。然るにギリシア部族は漸く此古い政治法式を脱却して、一の政治的體制の必要を感じ始めたのである。此結果を達成せんが爲めには、境界線を以て圍劃された市區制即ち都市制を創造して、是に何等かの名稱を附し、其中に住む人々を一の政治的集團たらしめるより外に途は無かつたのである。斯くてそれが包容する一定財産を持ち、且つ一時でも其中に棲息する人々を持つ都市と云ふものが政治的新法式に於ては社會組織の單位となるべき筈の者であつた。其後既に一個の市民に變じた氏族員は、彼の領土的關係を通して初めて國家によつて取扱はれ、決して今までのやうに氏族に對する彼の個人的關係に於てはなかつた。彼は己れの住む市區に登録さるべく、此登記は彼が市民權を有すると云ふ證據であり、彼は其市區内に於て投票もすれば、租税も徴收されるのであつた。尙ほ兵役

に服する場合にも、其市區から召集される譯である。表面は如何にも單純な觀念のやうに見えるが、此結果を成就するには實に數百年の年月と既存の政治觀念を根柢から顛覆することゝを必要としたのである。斯くまで長年月に亘つて社會體制の單位であつた氏族制度は、前條にも示したやうに、進歩しつゝある社會の要求に應ずるには金匱無缺であることを立證したのである。従つて此組織を胞族及び部族と共に捨てること弊履の如く、各市民社會の有する一定の地域の或る數を以つて是れに代へると云ふことは、事實の性質上、極端に困難を感じる一手段であつた。全く對人的たる個人對氏族の關係は都市制に遷されて領土的關係と化し、或る意味に於ては、都市の市區行政長官が氏族時代の酋長に代つたのであり、其一定の財産を持った都市は永久的のものたるべく、其都市の中に住む人々は勿論永久的であるが、氏族は反對に、多かれ少なかれ散在する人々の波動的聚合に過ぎないものであつて今や或る地方的の一限界の中に永久に定住することが不可能となつて來たのである。經驗を積む以前既に、一の政治的體制の單位としての都市制は、ギリシア人及びローマ人が都市制と云ふ概念を形作つて之を實際に作用せしめる前に、彼等が其能力、智囊の凡てを傾注せざるを得なかつた程に深遠幽玄なものであつた。財産なるものは徐ろにギリシアの諸施設を改鑄して、政治的社會を建設するに至るまでの道を開きつゝあつた新しい要素であつたが、而も政治的社會の基礎たると同時に其源泉た

るべきものは實に財産に外ならぬ。今日より見れば如何にも單純にして明々白々と思はれるかも知れないが當時にあつて此の如き根本的變革を遂行することは決して容易の事業ではなかつたのである。何となれば、ギリシア部族が從來有した經驗は總て氏族と密接に關聯して居たのに、今や氏族の有する權能は悉く新たなる政治的集團に引渡されなければならなかつたからである。

(四) 解決すべき問題

新政治的體制を創造せんとする最初の企畫が試みられて後、問題が解決される前に數百年を經過した。氏族を以てしては到底國家の基礎を形成することは不可能である事が多年の經驗によつて示されたのち、種々なるギリシア共同社會に數種の全く區別された立法上の企畫が試みられて、これ等の共同社會は互ひに其實驗した所を模倣したが、いづれも同一の結果に終つた。先づアテネ人の經驗を以て主要なる例證となさうと思ふのであるが、彼等アテネ人の間に於ては傳説を根據としてのセシウスの立法について次にドラコ（紀元前六二四年）の立法、ソロン（紀元前五九四年）の立法及びクレイステネス（紀元前五〇九年）の立法と云ふ順序に説述して見たいと思ふ。右に列擧した中セシウスの立法を除く他の三者は何れも有史時代に入つてから後のものである。都市生活及び施設の發達、城壁

を繞らした都會内の富の蓄積、是れに伴つて生じた生活様式の大變化等は、民族的社會を覆滅して代ふるに政治的社會を以つてするの道を開いたものである。

しかし氏族制の斷末魔の歴史とも云ふべき民族的社會より政治的社會への推移の跡を辿ることを企てる前に、先づギリシア氏族と其特色とを考察して見よう。

アテネの制度は、ギリシアに於ける古代社會の最後に至るまで、氏族及び部族の組織に關聯する凡ゆる事物を通じて一般ギリシア施設の典型とも目すべきものである。有史時代の劈頭に、アチカのイオニア人がチエレオント、ホブレイト、イーデコール、アルグードの四部族に細分されたことは何人も知悉する所であらう。此等の四部族は同一の方言を用ひ、共通の領土に占據して居たのである。其後彼等は合體して部族の聯合とは全然趣を異にした一の國民なるものを形作るに至つた。然し此種の聯合は、恐らくそれよりも以前の時代に既に存在してゐたものであらうと思はれる（二）。アチカの各部族はそれ／＼三胞族より成り、各胞族は更らに三十氏族より成り、斯くて四部族の中に十二胞族の聚合、三百六十氏族の聚合をなして居たのである。説明の概括的形式は先づこんなものであつて、部族の數、各部族内の胞族の數に關する事實は確乎不動であるが、各胞族に屬する氏族の數は變動を免れなかつたのである。之と同じやうに、ドリアン種族も亦大體に於てハイレイ、パンフキリ、ダイメー

ンの三部族に分れてゐた。尤も彼等は、例へばスパルタ、アルゴス、シサイオン、コリンス、エビダウラス、及びトロイゼン等に於けるが如く、又ペロポネサスの彼方メガラ及び其他の地方に於けるが如く、數個の國民をなして居たのである。

總ての場合を通じギリシア部族は氏族と云ふものを前提とし、同族の結縁、方言の一致こそ、彼等が部族として統一される基礎を形作つて居たのであるが、部族は必しも胞族を前提としなかつた。蓋し此胞族なるものは、縦ひ此等の部族間に極めて普通のものであつたとは云へ、一の中間的組織に過ぎないので、動もすれば中絶することを免れなかつた。スパルタに於ては部族が更に細分され、之をオペーと呼び、各部族がそれ／＼十個のオペーから成つて居て、此オペーは胞族に酷似したものであつたが、此等の組織の職能に關しては今尙ほ依然として不確實の儘である有様である(三)。

(二) ヘルマンはイージア、アゼンス、ブラシア、ナウプリア等の聯合に就て語つて居る(ヘルマン著『古代ギリシアの政治』Hermann "Political Antiquities of Greece" オックスフォード譯本第一章一頁参照)。

(三) リカルガスの『古代修辭法』中には部族並にオペーは何等變更を加へず保存すべしと命じてある。然し各部族につき十オペー、従つて總數三十個のオペーがあつたと云ふオペー・ミュラー及びベツクの叙述は此修辭法中の特殊の句讀法以外には何の論據も無いものであつて、他の種々なる批評家は何れも此説を排斥して居るが、如何にも尤もらしい事である。こんな次第であるから、今日オペーに關しては吾人は殆んど何等の知識資料も持たない。尤も此のオペーなるものが、スパルタ人の間に

於ける一の古い特殊な然も永續的な一區分であつたことだけは分つて居る(グロート著『ギリシア史』 Grote "History of Greece" 4 版第二卷三六二頁参照)。然し尙ほオペー・ミュラー著『ドリアン種族』 O. Mueller: "Dorians" 第一章、第二項八〇頁を参照せよ。

更らに又、最終の形態を以つて充分に活氣を呈して出現したときのアテネ氏族について考察して見よう。當時氏族制は斯く全盛を極めたけれども、初期文明の要素は夙くも擧つて是に反抗し始め、其前にはさしもの氏族制も一步步々退讓せざるを得ず、尙ほ此文明の萌芽の爲めに、氏族制は自ら創造した社會的體制と共に覆滅すべき運命にあつたのである。或る點に於ては、アゼンス氏族制は、人類社會を野蠻状態より脱出せしめ、更に未開状態を経て文明の初期階梯に導いた注目すべき制度なる氏族制の歴史中最も興味ある部分である。

(五) 國家の成立

アテネ人の社會的體制は次の如き系列を示して居る。(第一) 同族關係を基礎とする氏族、(第二) 恐らく本源的の一氏族からの分離作用によつて派生した氏族の同胞制たる胞族、(第三) 其成員が何れも同一の方言を用ひる數個の胞族より成る部族、(第四) 合體作用によつて互ひに結合し、一の民族的社

會を成すに至た數個の部族より成る人民即ち國民であつて此國民は同一の領土に占據したのである。此等成體的、遞昇的組織は、各獨立の領域を占有した諸部族の聯合を除き、氏族制度の下に於ける彼等の社會的體制を全く消耗して了つた。此部族の聯合は、或る場合に於ては往昔の時代に出現し、又當然氏族制度に胚胎したものであつたけれども、何等重要な結果を齎らさなかつたのである。アテネの四部族は彼等が合體する以前に聯合を組織したものらしく、其最後の聯合組織は彼等が他の諸部族から受けた壓迫の下に一の領域内に密集せざるを得なくなつて後に行はれたらしく思はれる。若し此事がアテネの四部族に於て眞實であるとすれば、ドリアン種族並に他の諸部族にとつても眞實であるべき筈で此種の部族が互ひに合體して一の國民を成した場合、國民と云ふ名稱以外には其合體の結晶を言ひ表はすべき術語がアゼンスの國語中には無かつたのである。之れと同様の制度の下に、ローマ人は自らローマ人民 (Populus Romanus) と號したが、此語こそは的確に事實を言ひ表はしたものである。實際、當時に於けるローマ人は、單なる人民に過ぎず、それ以上の何ものでもなかつたのである。換言すれば、此人民が氏族、胞族、部族の聚合から生じ得る總てであつたのである。之と同じ理由によつて、アテネの四部族も亦、一の社會——人民を形作り、傳說的時代に於いてはアテネ人と云ふ名稱の下に全く自治的のものとなつたのである。古代ギリシアの共同社會を通じて、氏族、胞族

及び部族は彼等の社會體制上の不斷の現象であつて、唯だ時々間歇的に胞族を缺いたのみであつた。

(六) グロートのギリシア氏族觀

グロート氏は彼れ自身の言を以てするよりも權威ある方法を以て、之を描寫することは到底出來ない位、それ程巧妙な批判能力を發揮して、ギリシア氏族に關する主要なる事實を蒐集羅列したが、氏は概括的に此問題を論ずるに方つて恐らく此等の事實を引用するであらう。ギリシア人の部族的區分を論ずるに方り、グロート氏は言を進めて、次のやうに述べて居る。曰く、然し胞族及び氏族は部族とは全然異つた一の分派であつた。即ち胞族と云ひ氏族と云ひ共に原始的の小統合體の聚合したものであるやうに思はれる。換言すれば彼等は部族から全く獨立して居り少しも部族を前提としない。彼等は個々別々に自發的に出現したものであつて、敢て均等制を豫め協定した譯でもなく、又政治上の共同目的などとは沒交渉で、立法者は此等胞族、氏族を目するに既存の制度を以てし、唯だ或る國民的法式に對應すべく之を適合せしめて變化を加へたものに過ぎないのである。吾々は須らく分類の一般的事實と、家族より氏族へ、氏族より胞族へ、胞族より部族へと云ふやうな階梯上の連續的從屬關係との間に明確な區別を設けなければならない。——さて吾々の讀む所では、此從屬關係に備はつて

居る正確な數字上の對稱よりして、一氏族には三十個の家族があり、三十氏族に對する一胞族、三胞族に對する各一部族と云ふ割合になつて居ることが見出される。若し此くの如き數字上の精密な特質が、既存の自然的要素の上に作用を及ぼす立法上の抑制によつて得られたと假定すれば、此比例を永久に持續することは到底不可能であつたらう。然しながら、此くの如き正確なる特質が果して存在したかどうかを疑ふのは理の當然である。……各胞族が同數の氏族を包含し、各氏族が同數の家族を含まんと云ふことは、吾々が現に持つて居るよりも更に優つた證據が無い限り、到底容認し兼ねる一の想像に過ぎない。然し數字上の此甚だ疑はしい階梯の正確さは姑らく措くとしても、胞族及び氏族それ自身はアテネ人の間に於ける實在的な永續的な古い社團であつて、之を了解することは頗る緊要である。全體の基礎は家、爐邊又は家族であつて、多少の差こそあれ其幾つかゞ集まつて、氏族なるものを形作つたのである。それ故に此氏族は蕃族、社族若くは擴大された半ば人工的の同胞に外ならないのである。そして此等同胞は(一)宗教上の儀式の共通及び本源的の祖先と想像され、且つ特殊の姓によつて區別を立てられて居る同一の神の名譽の爲めにする僧侶職の排他的特權により、(二)埋葬地の共通(デモスセネス著『ユーピュライド』Demosthenes: "Eubulides" 130七年版参照)により、(三)財産相續に關する相互權により、(四)援助、防衛、並びに傷害の補償に關する相互的義務により、

(五)或る指定された場合、殊に孤兒の少女又は嫡女を生じた場合に於ける近親婚姻の相互權及び義務により、(六)或る場合には、少くとも共同財産や、彼等自身の執政官及び出納官等を有することにより、個々人が結合して出來上つたものである。此くの如きが氏族的結合の特色とも云ふべき權利及び義務であつた。尙ほ數個の氏族を結合して出來た胞族的統一は氏族的結合程密接關係を表はして居ないが、然も氏族に於けると同じやうな相互的の權利義務を含まぬでもなかつた。就中、神祀上の特殊な儀典の共通、一胞族員が殺害された場合に於ける告發の相互的特權等に於て然りであつた。各胞族は四部族の何れか一に歸屬するものと見做され、同一部族に屬する總ての胞族は部族指揮官、即ち良族の中から撰拔された部族王と呼ぶ行政長官を祭主として執行される神祀上の儀典の定期的共通權を享有して居たのであると(グロート著『ギリシア史』第三卷五三頁以下参照)。

ギリシア氏族とイロコイ氏族との類似點は、直ちに之を認めることが出来る。又ギリシア社會の更に一層進歩した状態及び彼等の宗教的體制のより充分なる發達から生じた特色上の差異も亦之を認めることが出来るであらう。其證據は古典的の原據の中に明瞭に示されてあるのだから、クロート氏の列舉した氏族の數種の特色が事實存在して居たことを茲に敢て立證する必要はないであらう。尙ほ又之を悉く立證することは困難であらうけれども、此外にギリシア氏族に關聯すること疑ひの無いやう